

日本における少年司法制度への修復的司法
の導入に関する研究

同志社大学大学院総合政策科学研究科
総合政策科学専攻 博士課程（後期課程）
2012年度 1012番 菊池 弥生

目 次

序章	1
第1章 修復的司法をめぐる先行研究と主要形態	7
はじめに	7
第1節 修復的司法の定義	8
第2節 修復的司法のモデル	12
第3節 修復的司法の定義についての共通項目	16
第4節 修復的司法の主な形態	18
小括	20
第2章 修復的司法の比較法的位置づけ	21
はじめに	21
第1節 ニュージーランド	21
第2節 カナダ	26
第3節 ニュージーランドとカナダの修復的司法の評価	29
第4節 2つのモデルの有効性と問題点	31
第5節 諸外国の修復的司法と日本の修復的司法の比較	32
小括	36
第3章 日本の少年司法手続における修復的司法に類似する制度	37
はじめに	37
第1節 少年司法手続の流れ	37
第2節 被害者心情の伝達に関する取り組み	43
第3節 被害者の視点を取り入れた教育	47
第4節 被害者の心情伝達に関する制度と被害者の視点を取り入れた教育の今後の課題	50
小括	51

第4章 日本で実施されてきた修復的司法	53
はじめに	53
第1節 少年対話会	54
第2節 弁護士主導型とNPO主導型の修復的司法	63
第3節 少年対話会と弁護士会・NPO型の相違点	68
小括	72
第5章 修復的司法の充実に向けての提案とその限界	74
はじめに	74
第1節 警察の被害者対策における被害回復	74
第2節 簡易送致段階における被害者支援	79
第3節 家庭裁判所段階	81
第4節 仮退院・仮釈放の準備段階	84
第5節 保護観察段階での実施	87
小括	90
第6章 修復的司法を日本において実現するためには何が必要か	91
はじめに	91
第1節 簡易送致段階での警察の微罪処分の際の措置に関する具体的な提案	92
第2節 保護観察の準備と実施段階での修復的司法	93
第3節 少年院での修復的司法の実践と被害者の視点を取り入れた教育	94
第4節 関係機関と民間団体との連携とネットワークの活用	100
小括	105
終章 本論文の結論	106
参考文献	1

序章

本論文は、犯罪によって引き起こされた被害に関して、関係当事者（加害者・被害者・コミュニティ）の話し合いにより、被害者・加害者間の関係修復を図り、加害者の反省を促して更正を助長する考え方に基づく修復的司法(Restorative Justice)を現行の少年司法制度へ導入するために必要な施策とその是非を検討することを目的とする。

修復的司法とは、従来までの応報的な刑事司法制度における国家と加害者という二極構造的な考え方に対して、新たに被害者を加えて被害者の視点や意向を少年司法手続(刑事司法手続)の手続、決定、処遇に反映させるものである。そして、和解による合意内容とそれに伴う被害弁償や謝罪等の履行により、刑事司法手続の打ち切りや量刑における刑の減免・免除といった措置が講じられている。一方で、日本の少年司法制度では少年司法手続の打ち切りや量刑における減免・免除等の措置は積極的に行われていない。加えて、日本の少年司法手続では全件送致主義や要保護性が採用されており、こうしたことから修復的司法は日本の少年司法制度においてこれまで重視されてなかったとされる。しかし、実質的な意味では、軽微な事件に対する簡易送致、試験観察や保護観察といった少年司法手続の打ち切りや刑の減免・免除にあたる処分が代替する措置として制度化されている。こうした制度を効果的に活用すれば日本の少年司法手続においても修復的司法を実践することは可能であり、そのことによって、被害者のニーズが少年司法手続に反映され、被害弁償や謝罪等が実現するとともに、加害少年においても責任の自覚、謝罪の実現、処分の軽減といった修復的司法が目的とする成果を達成することが見込まれる。

本論文が、この修復的司法について少年事件を中心に扱う理由としては、以下の 2 点を挙げることができる。1 点目は、少年の固有の特性である可塑性の高さと、矯正教育等の処遇によって改善更生の可能性が高いという点である。そして、非行の原因は少年を取り巻く環境(家庭・学校・地域等)に影響を受けるといった性質が強いため、問題の除去と少年の保護の必要性が高く、そのため保護処分等の措置を用いて国家が介入することによって、少年の非行や再非行を防止することとしている。このような国家の介入は少年法の基本原理である国親思想に基づくものであり、このような点から少年事件について定める少年法やその他の関連法は、全件送致主義や要保護性の判断の有無等などにおいて成人の刑事司法制度と大きく異なる。

2 点目は、このような目的で運用されている少年司法制度においても、近年の被害者に対

する支援の充実と必要性から、少年司法制度の様々な段階において被害者が関係者として関与する機会が増えている。少年法の改正によって厳罰化や被害者参加制度が少年司法手続においても導入されることとなった。被害者の心情や意見に配慮した少年司法制度の見直しとなった。こうした少年法改正によって、少年の健全な育成を目的とする少年法に被害者の視点による権利の拡充や少年司法制度への参加といった要素が加味されるようになり、少年の保護処分や改善更生に関しても被害者の意向が強く反映されるようになった。そのため、加害少年と国家の関係に基づいた少年司法制度に新たに加わった被害者、被害者家族、遺族、被害者団体等といった新たなアクターの参加によって生じた問題を改めて捉えなおす必要がある。これまで修復的司法に対しては、被害者の権利の拡充や少年の再犯防止に主眼が置かれてきた。しかし、被害者の権利の拡充だけでなく、少年法が目的とする少年の健全育成と少年の立ち直りに資すると考えられる加害少年による被害者への謝罪や被害者と加害少年との関係調整を行う必要があるのではないだろうか。このように、被害者と加害少年の関係性については対立的な関係ではなく、被害者と加害少年の関係性の再構築に修復的司法を導入することが本来のあるべき姿であるとするのが、本研究の問題意識の根底にある。

修復的司法については、これまで多くの論者によって提唱されてきたが、多くの論者の中でも修復的司法の先駆者として位置づけられるゼアは、修復的司法を「被害者の損害とニーズを明らかにし、それらの損害を正すために加害者が引き受けるべき責任を明らかにし、その手続きに被害者、加害者とコミュニティーが参加すること」と捉えている¹。このように、当初の修復的司法の定義については抽象的であり、またキリスト教による宗教観から生じる癒しといった概念を用いて運用されていた。その後、マーシャルによって「特定の犯罪に利害関係を有する全ての者が集まり、共同してその犯罪の結果及び将来発生する影響をどのように扱うかを決定する一つの過程²」(Purist Model=純粹モデル)として再定義され、さらにマーシャルの定義に対して、ベイズモアとヴァルグレイブによって、「犯罪によって生じた害悪を修復し、その正義を実現することを目的とした全ての活動³」(Maximalist Model

¹ Howard Zehr, *The Little Book of Restorative Justice*, Intercourse, PA: Good Books, 2002, p.25.

² Tony Marshall, "The Evolution of Restorative Justice in Britain," *European Journal on Criminal Policy and Research*, Vol.4, Issue4, December 1996, p.37.

³ Gordon Bazemore and Lode Walgrave, *Restorative Juvenile Justice: Repairing the Harm of Youth Crime*, Monsey, NY: Willow Tree Press, 1999, p. 48.

=最大化モデル)として新たな定義と2大モデルが確立することとなった。

修復的司法の定義としては、諸説確認されているが多くの論者が純粹モデルに依拠した内容を修復的司法の定義として提示している。他方で修復的司法の定義は、論者によって異なっており、類似性は認められるものの、統一することはできていない。修復的司法の実践に関する定義として、第10回犯罪防止・犯罪者の処遇に関する国連会議 (the Tenth United Nations Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders) (以下、「国連会議」とする)において宣言され2002年の経済社会理事会において採択された「刑事分野における修復的司法プログラムの活用に関する基本原則」では、修復的司法のプログラム、プロセス、結果、参加者といった項目について、より明確に定義付けが行われることとなった⁴。その後、現在では修復的司法をめぐる定義については、刑事司法制度との関係性についてモデルが提示されるとともに、修復的司法の実践形態の分類から輪郭を捉えることによってより明確にするための指標が提示されるようになってきている。例えば、ヴァンネスは、(1)統一モデル(Unified Model)、(2)二元モデル(Dual-Track Model)、(3)支援モデル(Backup Model)、(4)混合モデル(Hybrid Model)⁵を挙げている。また修復的司法の実践形態の分類としては、(1)被害者と加害者の和解、(2)家族集団会議、(3)サークルの3形態に分類される。また、日本で実践される形態については前野によって、(1)民事訴訟型、(2)仲裁センター型、(3)NGOまたはNPO型、(4)裁判官主導型の4つに類型化が行われている⁶。

そこで、このような分類に基づく修復的司法の実践形態の起源とされる、ニュージーランドとカナダを中心として諸外国における修復的司法と刑事司法制度との関係や実践形態を確認することとする。その上で、諸外国との比較に基づいて、日本の修復的司法の位置づけを明らかにすることとする。欧米諸国においては修復的司法が少年司法手続を代替したり補完したりする形で制度化されているが、日本において刑事司法制度及び少年司法制度の双方において制度化はほとんどされてこなかった。他方で日本においても少年司法制度においては、簡易送致、試験観察、保護観察といった制度において、修復的司法が一部採用さ

⁴ United Nations Economic and Social Council, *Basic Principles on the Use of Restorative Justice Programmes in Criminal Matters*, ECOSOC resolution, 2002/12, E/2002/INF 2/Add. 2.

⁵ D. W. Van Ness and Karen Heetderks Strong, *Restoring Justice: An Introduction to Restorative Justice*, New Providence, NJ: Anderson Publishing, 2010, pp.158 - 161.

⁶ 前野育三「修復的司法—少年の更生と被害者の権利の調和を目指して」『自由と正義』第53巻第5号, 2002年5月, 44 - 45頁。

れている制度または類似する制度を確認することができる。そこでこれらの少年司法制度の各段階と具体的な内容について着目することとする。特に、保護観察処分の措置の中で保護観察官によって行われる被害者への心情等伝達制度と矯正段階において刑事施設内の収容者に対して行われる被害者の視点を取り入れた教育は、修復的司法に類似する制度であるといえる。しかし、被害者との関係は間接的なものであり、改善更生の面から被害者の意向が処分へ反映されない点や、直接的な面談を想定している制度ではないため、一方通行の状態で運用されていることから、修復的司法の観点からの課題があるといえる。

他方で、警察庁によって実施された修復的カンファレンス(以下、少年対話会とする)と民間団体によって現在も実践されている修復的対話の試みを日本における具体的な事例研究として検証することとする。警察庁による少年対話会については、主に参加者に対するアンケート調査のデータを用いて分析を行う⁷。また民間団体による運用状況については、特定非営利活動法人被害者加害者対話の会運営センター⁸と岡山弁護士会仲裁センター(以下、岡山仲裁センターとする)による活動を取り上げ、当事者による報告書と筆者によるインタビュー結果をもとに事例研究の分析を行うこととする。

こうした、既存の少年司法制度における修復的司法に類似する取り組みと民間団体による取り組みを踏まえて、修復的司法をさらに活用するために既存の提案を基に実現可能性を含めて検証する。例えば、柴田は重大事件での被害者連絡制度や警察による簡易送致事件での措置、家庭裁判所調査官による被害者調査の活用といったものを指摘している⁹。また高橋は、警察段階において簡易送致などの制度を用いて、実践することを指摘し、さらに試験観察段階において、少年と被害者を対面させ被害者の現状を理解させることで少年の立ち直りをめざし、それが達成された場合には、審判不開始あるいは不処分の決定をするとい

⁷ 植木百合子「修復的カンファレンス(少年対話会)モデル・パイロット事業報告書の概要について」『捜査研究』第57巻第2号, 2008年2月, 19-33頁、の他にほぼ同じものとして、植木百合子「修復的カンファレンス(少年対話会)モデル・パイロット事業報告書の概要について」『警察學論集』第61巻第4号, 2008年4月, 83-100頁、植木百合子「少年対話会による立ち直り支援」『警察公論』第63巻第4号, 2008年4月, 32-40頁、がある。

⁸ 2014年5月に開催された総会において、旧名称「被害者加害者対話の会運営センター」から「対話の会」へと名称の変更に関する決議がなされている。しかし、法人登録名称の変更は現段階では行われていないため、本文中では「被害者加害者対話の会運営センター」と表記する。

⁹ 柴田守『少年司法における修復的司法論—導入に向けての政策的検討を中心に』(専修大学博士学位論文)2008年, 57-70頁。

った具体的な提案を行っている¹⁰。

また染田は、刑事施設等に収容される対象者について仮退院・仮釈放の準備計画として修復的司法の活動を実践することや、保護観察対象者への特別遵守事項に修復的司法の活動を実践することを挙げている¹¹。これらの提案に対しては、当事者の自主性と任意性の担保といった視点から、実現可能性を踏まえて検証を行い、その可能性と限界について考察を加えることとする。さらに本研究においては、現在少年院において試行中の「犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛け」の施策を中心に、実現のための具体的な施策の内容や民間団体との連携、実施に関する評価といった点から、施設内処遇において修復的司法を導入するための検討を行うこととする。その上で、これらの制度や諸施策をどのように運用改善することで、日本において修復的司法を効果的なものにすることができるか提言を行うこととする。

以下、本研究の各章の構成として、第1章では、修復的司法の定義、モデル、形態について先行研究を基に整理を行っている。第2章では、修復的司法における代表的な3形態の起源となった国である、ニュージーランドとカナダの修復的司法の形態や少年司法制度との関係について整理を行っている。そして、実践国による評価から、純粋モデルと最大化モデルの違い、また純粋モデルの有効性について検証を行った。そして先行研究で行われている諸外国の修復的司法の分類である少年司法手続代替型と少年司法手続補完型と各形態に関する分類に、新たに日本を加えて整理を行った。次に第3章では、日本の少年司法制度において修復的司法に類似する制度として、保護観察段階の被害者への心情等伝達制度、そして少年院・少年刑務所で実施されている被害者の視点を取り入れた教育について、現状分析を踏まえてその課題を明らかにする。第4章では、日本でこれまで実践されてきた修復的司法について、警察庁によって行われたモデル・パイロット事業の少年対話会、民間団体によって実践されている被害者加害者対話の会運営センター、岡山仲裁センターの取り組みについてそれぞれ比較し検証を行っている。このような日本における具体的な取り組みについて定性的分析と考察を加えた上で、第5章では先行研究に基づく現行少年司法制度への修復的司法の導入案としての既存の提案について少年司法制度の各段階において、その

¹⁰ 高橋則夫『『少年対話会』の意義と限界—修復的司法の可能性』『早稲田大学社会安全政策研究所紀要』第2号, 2009年, 44 - 45頁。

¹¹ 染田恵『犯罪者の社会内処遇の探求—処遇の多様化と修復的司法—』成文堂, 2006年, 407 - 419頁。

意義と限界を明らかにする。

そして第 6 章では、第 5 章で取り上げた現行少年司法制度の中で特に実現可能性の高いと考えられる簡易送致制度と保護観察段階での取り組み、さらに現在日本で試行されている少年院での修復的司法の施行状況や具体的な施策、そして民間団体との連携といった点から具体的に実現するための提言を行った。具体的には、日本における修復的司法を実現するために、簡易送致で警察による微罪処分の措置を活用して、被害者に対し謝罪や関係調整を促す取り組みを積極的に行うこと、保護観察段階の指導監督の一環として実践すること、刑事施設での被害者の視点を取り入れた教育と現在試行中の被害者への謝罪を含む関係調整のための働き掛けを連動させるとともに、少年院の累進処遇を利用し少年院の教育の一環として修復的司法を取り入れることの 3 点を指摘する。その上で、今後の日本において修復的司法を効果的に実現するためには、司法機関や行政機関にのみ依存するのではなく、諸外国のような民間の修復的司法団体の関与が不可欠である。そうした点で、犯罪被害者支援団体と加害少年の改善更生を支援する団体及び修復的司法団体が修復的司法の実現のために協力しうる関係性を構築するとともに、国との連携を強化させることを提言することとする。

第1章 修復的司法をめぐる先行研究と主要形態

はじめに

本章の目的は、修復的司法の定義、モデル、実践形態について先行研究をもとに整理を行い、また固定化されていない修復的司法の定義に含まれる項目の分類を行い、考察を加えることにある。

修復的司法の起源については、学説上有力とされるのが1974年にカナダのオンタリオ州キッチナーにおいて、ある少年事件で実施された試みとその端緒とされる¹²。この事件は、複数の器物損壊事件によって有罪判決を受けた2人の少年に対して、当時、プロベーション・オフィサー¹³でありキリスト教のメノナイト派(以下、「メノー派」とする。)のメンバーであったマーク・ヤンツィ(Mark Yantzi)によるプロベーション活動を指す。その内容は、ヤンツィが量刑判決前の加害少年に対する措置として、裁判官に対して、加害者と被害者を会わせ弁償金を支払わせるといった提案を行ったことがきっかけとなっている。このような提案によって、裁判官は量刑判決の言い渡しの際に、被害弁償のために被害者と加害者を直接合わせる旨の決定を下し、その結果ヤンツィは加害少年と共に被害者の家を訪ねて回り、被害弁償を行ったというものである。

このように加害少年が被害者に直接会うことで被害の弁償が行われ、少年も処罰を受けなかったというこの試みについて、これを修復的司法と定義付けることは可能であり、また学説上もこれらの取り組みが修復的司法であると認められている。他方で、修復的司法とは何か、という疑問について多くの学者によって定義がなされているが、その定義には類似点は認められるものの、統一されておらず、現段階では修復的司法の定義は明確には定められていない。そのため本研究では、修復的司法とは何か、という問いに対して、先行研究を基に修復的司法の定義、モデル、実践形態について概観し、これらを踏まえて修復的司法の定義の共通項目に従って分類し考察を加えることとする。

¹² Howard Zehr, *Changing Lenses: A New Focus for Crime and Justice*, Scottdale, PA: Herald Press, 1995, pp.158 - 159. ((西村春雄・細井洋子・高橋則夫監訳)『修復的司法とは何か—応報から関係修復へ』新泉社, 2005年, 160頁)。

¹³ プロベーション・オフィサーとは、英米法系の諸国において、社会内処遇の刑の執行猶予と保護観察を結合した決定を受けた者に対し、保護・監督を行う者である。日本では、保護観察官にあたる。

第1章第1節 修復的司法の定義

修復的司法に関する定義については、ゼア、マーシャル、ベイズモアとヴァルグレイブ、ストラング、高橋、奥村、そして、2002年の経済社会理事会において採択された刑事分野における修復的司法プログラムの活用に関する基本原則を用いて紹介する。

ゼアは修復的司法の概念を次のように捉えている。修復的司法とは、「被害者の損害とニーズを明らかにし、それらの損害を正すために加害者が引き受けるべき責任を明らかにし、その手続きに被害者、加害者とコミュニティが参加すること」であると指摘している¹⁴。より具体的には、(1)犯罪を人々と人間関係の侵害と定義し、(2)害悪を具体的に定義し、(3)犯罪は他の害悪や紛争に関連し、(4)人々及び人間関係を被害者と考え、(5)被害者と加害者を主たる当事者として置き、(6)被害者のニーズと権利を中心に置き、(7)対人関係の側面が中心であり、(8)犯罪の紛争的性質が明確に定められ、(9)加害者の傷も重視し、(10)犯罪をあらゆる背景(道徳的、社会的、経済的、政治的)のもとで理解する必要があるとしている¹⁵。

次にマーシャルは、「特定の犯罪に利害関係を有する全ての者が集まり、共同してその犯罪の結果及び将来発生する影響をどのように扱うかを決定する一つの過程」であると指摘している¹⁶。マーシャルの定義は、修復的司法の定義において最も用いられる定義の一つであるが、手続、参加者、得られる結果の点から、次に挙げるベイズモアとヴァルグレイブの修復的司法の定義に対置した形で紹介されることがある。

ベイズモアとヴァルグレイブによると修復的司法は、「犯罪によって生じた害悪を修復し、その正義を実現することを目的とした全ての活動である」としている¹⁷。この定義は、マーシャルが提示した純粋モデルに対する批判を踏まえて、最大化モデルとして紹介されている。この純粋モデルと最大化モデルの詳細な相違点は後述するが、純粋モデルが事件の当事者と第三者のファシリテーターを含める小規模形式の修復的司法を目指し、さらに手続を重視するアプローチであることに対し、最大化モデルは、主にコミュニティ全体に開かれた大規模なサークル形式で実施され、その結果はコミュニティ全体の回復を図ることを主たる目的としている点に違いが見られる。

¹⁴ Zehr, *op.cit.*, 2002, p.25.

¹⁵ Zehr, *op.cit.*, 1995, p184 - 185. (西村他監訳, 前掲書, 2005年, 188頁)。

¹⁶ Marshall, *op.cit.*, p.37.

¹⁷ Bazemore and Walgrave, *op.cit.*, p. 48.

次に、ストラングは「加害者が自らの責任を負い、犯罪によって影響を受けた被害者と地域社会のニーズを満たし、被害者、加害者と地域社会の回復を目指すもの」として捉えている¹⁸。そして、被害者の権利やニーズ(情報開示、参加、公平さと敬意、経済的補償、心理的回復と謝罪)といった点から、被害者を加害者やコミュニティと同等の権利者として扱うためには、刑事司法の価値観や体系が変革されることが必要であり、修復的司法こそがそのための新たなパラダイムであると主張する¹⁹。この主張を裏付けるものとして、ストラングはオーストラリアにおいて暴力犯の少年を対象に修復的司法によるカンファレンス型の社会実験(「再統合恥づけ実験 (RISE: Reintegrative Shaming Experiments) 」)を行っており、その研究結果から上述したような被害者に必要な権利やニーズの回復がみられたということを指摘する²⁰。さらにこれらの実験には、加害者に自主性が見られ、再犯の防止効果や、被害者の二次被害の面からも危険は及ばなかったと点が挙げられており、修復的司法の有効性を主張し、実証的研究に基づく修復的司法の有効性を指摘する²¹。

次に高橋は、『純粋モデル』を最終目標としつつも、害(harm)を修復する(restore)ことがすべての修復的司法であると解することが、理論的にも、政策的にも妥当」と指摘する²²。その理由としては、後述するように純粋モデルの実施にあたっては任意的な形で運用されることから、純粋モデルとは刑事司法から修復的司法へのパラダイムの転換を志すものとされる。そのため、紛争解決としては強制力を持って紛争解決を行う国家のモデルから、任意の参加によるコミュニティでの紛争解決が理想的であるとする一方で、あくまで理想型としての同意でありコミュニティが逸脱した場合は、個人の人権が犯されるため一定のコントロールとしての機関が必要であるという立場にある²³。これらを理由に、高橋は最大化モデルに賛同している。

また奥村は、国家と加害者に「犯罪被害者を加えた三極構造の捉え方に転換し、被疑者・

¹⁸ Heather Strang, *Restorative Justice Programs in Australia: A Report to The Criminology Research Council*, Australian National University, March 2001, p. 2.

¹⁹ ヘザー・ストラング「被害者問題と修復的司法－RISEの結果を読む－」細井洋子他『修復的司法の総合的研究－刑罰を越え新たな正義を求めて－』風間書房、2006年、72頁。

²⁰ Heather Strang, *Repair or Revenge: Victims and Restorative Justice Clarendon Studies in criminology*, New York: Oxford University Press, 2002, pp. 63 - 74.

²¹ Strang, *ib.it.*, 2002, pp. 74 - 85

²² 高橋則夫「修復的司法のパラダイム－2つのモデル論争を素材に－」所一彦編『犯罪被害とその修復－西村春夫先生古希祝賀－』敬文堂、2002年、309頁。

²³ 同上、309頁。

被告人と被害者の間において謝罪と被害弁償が行われ被害回復に関する和解が成立すれば刑事司法手続を打ち切る、あるいは量刑につき刑の減軽または免除を講ずる」としている²⁴。そのため、犯罪は加害者と被害者・社会との間の紛争と捉えることとなり、刑法は最終的な紛争解決手段として位置づけられることから、「加害者と被害者の和解」として、被害者志向的なシステムへと転換されることを指摘している²⁵。

以上では、修復的司法について積極的に定義付けが行われているものを中心に上げてきた。修復的司法の定義については、類似性は認められるものの統一されているとはいえない。このような理由には、各論者が主にマーシャルの定義を中心として採用している一方で、論者が志向する修復的司法の実践形態を含めて定義付けを行っているためであると考えられる。その結果、修復的司法の定義には各論者によって違いが生じることとなり、定義を統一することが困難となっているのではないだろうか。そこで次に、より具体的な内容を定めている国連会議において採択された修復的司法プログラムの定義の内容を確認することとする。

前述した刑事事件における修復的司法プログラムの基本原則の中で、修復的司法プログラムに関する項目が採択されている²⁶。その内容としては、(1)「修復的司法のプログラム」とは、修復プロセスを使用し、修復の成果を達成するように努めるプログラムを意味する。次に(2)修復的プロセスとは、任意のプロセスを意味するものであり、被害者と加害者及びコミュニティのメンバーは、犯罪の影響について、ファシリテーターと一緒に犯罪から発生する問題について解決するものである。具体的には、仲介、調停、会議、量刑サークルを挙げる。次に、(3)修復的結果とは修復的プロセスによる結果の合意を意味する。具体的には、被害者やコミュニティへの賠償、返還およびニーズと加害者への責任、そして被害者、加害者の社会復帰の達成を目指したコミュニティ・サービスのプログラムがこれにあたる。次に、(4)「当事者」とは被害者、犯罪者およびコミュニティの人のことを指し、当事者は、犯罪の影響を受け修復的プロセスに関与する可能性を有する。次に、(5)「ファシリテーター」の役割は、修復的プロセスに参加する当事者を、公正かつ公平に扱うことであるとする。

この決定を受けて、2005年のタイのバンコクで開催された第11回会議では、バンコク

²⁴ 奥村正雄「刑法における損害回復論の検討ーイギリスの議論を中心に」宮澤浩一先生古稀祝賀論文集編集委員会『宮澤浩一先生古稀祝賀論文集・第一巻犯罪被害者論の新動向』成文堂、2000年、175頁。

²⁵ 同上、176頁。

²⁶ United Nations Economic and Social Council, *op.cit.*, pp.35 - 39.

宣言の第 32 項で被害者の利益と犯罪者の社会復帰を促進するために、修復的司法における政策、手続、プログラムを推進することが盛り込まれた²⁷。また、修復的司法の重要性と注目度の高まりから、「刑事司法改革を含む修復的司法の強化²⁸」というテーマでワークショップが開催された²⁹。このような傾向から、修復的司法は全国的な規模で採用国の刑事司法制度や少年司法制度、または NGO や NPO の民間団体等による実践のための基盤が定着しつつあるといえる。そして、修復的司法に関する定義の具体化が進められ、実践の基盤が徐々に確立されるようになったと考えられる。

一方で、修復的司法の定義については未だ不明確な点も残されているといえる。このような理由には、修復的司法の実践にあたっては、採用国独自の歴史的・文化的・宗教的な違いが関係しており、また法体系との関係から採用国独自の実践とその形態の展開に委ねているためであると考えられる。そして民間レベルでの実践において多様性と柔軟性の高い修復的司法の実践を期して、あえて抽象的な定義によって定められているのではないだろうか。例えば、国連会議において採択された修復的司法プログラムの定義では(2)の項目において修復的司法は任意性の参加に基づくプロセスとして定めており、多くの採用国では、ほとんどの場合において任意性を確保した状態で実践されている。他方で、純粋モデルの代表国とされるニュージーランドでは、少年司法手続に代替する形で修復的司法が導入されており、加害少年に対する修復的司法への参加については任意性が確保されていない状況で運用される制度も含まれている。

また、カナダで実践されている修復的司法は、純粋モデルと最大化モデルの双方の形態が混在している状態であるため、対象者の範囲や決定事項の内容には、形態に応じて大きな差がみられる。修復的司法は、これらのすべての形態を含めて修復的司法と認めているため、その定義は抽象的であり、論者によっては一部の形態を含まない形で定義付けを行っている者も認められる。修復的司法の定義は、これまで取り上げてきたようにゼアをはじめとする各論者や国連会議において定められたもの全てを指すことから、その定義はある程度、抽象的に定められる必要性があった。さらに個別の実践形態を一つ一つ網羅的に調べるには

²⁷ United Nations Office on Drugs and Crime, Bangkok Declaration, Synergies and Responses: Strategic Alliances in Crime Prevention and Criminal Justice, pp.17 - 21.

²⁸ 「ワークショップ 2：刑事司法改革を含む修復的司法の強化」に関するより詳細な説明のものとして、染田恵『犯罪者の社会内処遇の探求』成文堂, 2006 年, 359 - 365 頁。

²⁹ United Nations Office on Drugs and Crime, Workshop 2: Enhancing Criminal Justice Reform, including Restorative Justice, Eleventh United Nations Congress on Crime Prevention and Criminal Justice Background Paper, February 2005, p.6.

限界があり、修復的司法に関して積極的に定義付けを行うといった点からも、適切ではないと考えられる。その理由は、修復的司法プログラムの採用国であるアメリカやカナダを中心とする国々では、既に数百のプログラムが実践されているためである。そこで次節では、修復的司法をめぐるモデル論争として、上述した純粹モデルと最大化モデルの他に、ヴァンネスによって提示された、刑事司法手続との関係性を示すモデルを概観することとする。

第1章第2節 修復的司法のモデル

第1項 純粹モデル(Purist Model)と最大化モデル(Maximalist Model)

修復的司法をめぐるモデルとしては、純粹モデルと最大化モデルが挙げられる。純粹モデルは、「特定の犯罪に利害関係を有する全ての者が集まり、共同してその犯罪の結果及び将来発生する影響をどのように扱うかを決定する一つの過程」とされる³⁰。純粹モデルは、(1)特定の犯罪に利害関係を有する者すべての者、としていることから利害関係者であれば原則として手続に参加することは可能である。しかし、利害関係者に対してのみ参加を認めているという見方も可能であり、後述する最大化モデルの対象者と比較して、限定されていると考えられる。次に(2)全ての者が集まり「共同して」という点から分かるように、純粹モデルでは特定の場所に利害関係者全員が直接的に集まる形で修復的司法が実践される。そのため被害者と加害者は、直接対面する形式で実施される。そして「共同して」の意味には、被害者のみのニーズの実現や加害者以外の利害関係による意見を反映させるのではなく、加害者の意見や意向を反映させる必要があり利害関係者全ての意向が含まれた上で問題を解決する必要があるといった内容が含まれている。次に(3)将来発生する影響をどのように扱うかを決定する、という内容は、文字通り将来発生する影響であることから、問題解決の視点が将来に対して向けられており、起きた犯罪に対する責任の追及といったものは含まれないと考えられる。この点については、加害少年の責任の自覚との関係については、純粹モデルが利害関係者を対象としていることから、加害者に対し責任を自覚させることは、将来発生する影響との関係から必ず含まれるといふ。すなわち、加害者が責任の自覚をしない場合、再び犯罪を犯すこととなるため被害者をはじめとする利害関係者は再び被害を受けることとなり、加害者にとっても再犯によって社会復帰の実現がより困難となる。このよう

³⁰ Marshall, *op.cit.*, p.37.

に、関係者にとって不利益となる問題については、将来生じうる影響への対策として加害者に対する責任の自覚は必ず行われるといえるだろう。高橋は、純粹モデルの実践例の代表的な形態として、家族集団会議（FGC）やコミュニティ会議、平和サークルといったものを挙げているが³¹、この他にもカナダやアメリカで実践されている被害者加害者対話が含まれると考えられる。

次に、最大化モデルを確認する。最大化モデルは、「犯罪によって生じた害悪を回復することで、その正義を実現することを目的とした全ての活動」とされておりベイズモアとヴァルグレイブによって定義づけられている³²。最大化モデルは、(1)対象者については明示されていないことから、原則として対象者については無限に可能性があるといえる。しかし修復的司法の目標としては、害悪を回復すること、正義を実現することといった内容から、その対象は、これらを実現するための範囲に限定されると考えられる。地理的な意味では、正義の実現によって影響力を受ける一定のコミュニティを指しており、そのコミュニティの構成員を対象としていると考えられる。(2)方法についても特に明示されていないことから、対象者が直接的または間接的に実現するプロセスとしてとらえることもできる。(3)害悪の回復と正義の実現については最大化モデルの目標はこれらを実現するための結果を最大限に重視した取り組みであるといえるだろう。特に純粹モデルと異なる点として、正義の実現について具体的にふれておく。正義は往々にして多数派の意見に依拠した形で認められることが想定されるため、加害者にあたるマイノリティ側の意見や意向が反映されずに運用される可能性がある。また、正義の実現の名の下に加害者は最大化モデルの修復的司法の場に強制的に呼び出されることも想定される。そして、加害者は罪と責任に見合った決定がなされるといえる。このような意味で、最大化モデルには加害者の任意性は認められないと考えられる。この点については、純粹モデルとの比較した際において、特にその差が認められるといえる。

これらのモデルの相違点について示したものが表1である。上述したように純粹モデルでは修復の重点を手続に置くのに対し、最大化モデルでは結果に対する修復を重視している。またコミュニティの対象範囲として、純粹モデルは狭く主に被害者と加害者、さらにメディアーター（第三者であり、公平な立場から両者の仲介を行う者）の三者による直接的な面談形式を中心としている。それに対して最大化モデルでは、対象者の範囲をコミュニティ

³¹ 高橋則夫『修復的司法の探求』成文堂、2003年、87頁。

³² Bazemore and Walgrave, *op.cit.*, p. 48.

として捉えることができるため、対象範囲が非常に広く被害者や加害者はもちろん、被害者・加害者の家族、友人、そして事件に関心のあるコミュニティに属する者全てに参加の資格が与えられていることになる。また、純粹モデルによる修復的司法の実践にあたっては、純粹モデルが直接的に被害者と加害者が面談し、「共同して」問題を解決する過程を重視することから、修復的司法の実現については、任意による参加によってそれによる解決が行わなければならない。そのため、純粹モデルの運用には、利害関係者の任意の判断によって決められるといえる。この点、任意性が確保されない状態で実施された場合は、手続に重大な瑕疵があると考えられるため、その手続を中止することも可能とされる。

一方で、最大化モデルは直接的な面談だけでなく、被害者が参加しない場合においても、加害者とコミュニティによって実施されることもある。しかし、正義の実現のために加害者が参加することを求められる場合や、決定内容に加害者の意向が反映されない可能性を残していることから、最大化モデルによる修復的司法は強制的に実施される側面が認められるといえる。また、日本において実施されている修復的司法は、国家によって強制的に修復的司法を実現していないという点、広い対象者を修復的司法の実践の場に招へいするのではなく民間団体での任意の参加者に基づく修復的対話(修復的司法の実践にあたって面談形式で行うもの)を採用していることから、純粹モデルに近いものが運用されているといえる。

表1 修復的司法におけるモデル別分類

	何を重視するか	対象者の範囲	実現について
純粹モデル	手続	利害関係者（主に被害者・加害者・メディエーター等）	任意性があり、当事者によって実現の有無を決めることが可能、手続の中止も認められる
最大化モデル	結果	特に明示されていない（当事者だけでなく、親、友人、コミュニティに属する者等）	強制的に参加する可能性が残されており、マイノリティ側の意向が反映されない場合もある

出典：Marshall(1996), p.37、Bazemore and Walgrave(1999), p. 48.を基に筆者作成。

第2項 刑事司法制度と修復的司法の関係性を示すモデル

次に、ヴァンネスは、刑事司法制度と修復的司法の関係性を示すモデルとして(1)統一モデル(Unified Model)、(2)二元モデル(Dual-Track Model)、(3)支援モデル(Backup Model)、(4)混合モデル(Hybrid Model)の4つのモデルに分類している³³。

(1) 統一モデルは、従来までの刑事司法制度では対応することができない問題に対して、全面的に修復的司法に行うモデルであり、事件の発生から最後の決定の段階まで用いることとされている。また、統一モデルは、刑事司法を修復的司法に統一させるモデルであることから、従来までの応報的な刑事司法制度と修復的司法プログラムの併存はありえないと考えられる。次に、(2)二元モデルは、逮捕以降の手續から決定といった最後の段階まで用いるものとされている。位置づけとしては、修復的司法プログラムを刑事司法制度の外部に設置し、両者を併存させることで、相互に利用・補完するモデルである。そのため、応報的な刑事司法制度を残し両者は併存することが可能であるが、双方に独立した関係にあるため刑事司法手續又は少年司法手續と修復的司法の取り組みの両者を利用した形での決定や処分を受けることはできないと考えられる。この点、当事者の選択によって、一方から他方へと移行することを認めるものとされる³⁴。このような任意性が認められる点から、二元モデルは純粹モデルの対象とするモデルとして扱うことができるのではないだろうか。(3) 支援モデルは、有罪認定の決定が行われた事件以降の段階において修復的司法が用いられるモデルであり、事件手續の大部分では、従来までの刑事司法制度を用いられる。(4) 混合モデルは、刑事司法制度による運用を前提としつつ、制裁を加える段階すなわち量刑段階において修復的司法を用いるというものである。例えば、損害賠償や社会奉仕などの処分によって、刑の減免・免除が図られるカナダのサークル・センテイングが挙げられる。このように、量刑段階において修復的司法を実践する国は多数確認することができるといえる。

以上では、修復的司法をより明確に定義するために用いられてきたモデルについて先行研究を基に概観してきた。次節では、本節で扱った純粹モデルと最大化モデルの定義そして第一章で扱った各論者による修復的司法の定義を中心に整理を行う。

³³ Daniel W. Van Ness, "The Shape of Things to Come: A Framework for Thinking about A Restorative Justice System", in Elmar G. M. Weitekamp and Hans-Jürgen Kerner, eds., *Restorative Justice Theoretical Foundations*, N. E. Hassalo, St. William Publishing, 2002, pp.11 - 15.

³⁴ 高橋, 前掲論文, 2009年, 44頁。

第1章第3節 修復的司法の定義についての共通項目

本研究では、修復的司法に関する定義、モデルについて先行研究を基に整理を行ってきた。その結果、修復的司法の定義については、定義の中に、(1)対象者、(2)形態、(3)目標が含まれており、論者の多くがこれらの内容を定義の中で具体化させ定義付けを行っているといえる。しかし、それが原因となって修復的司法の定義については統一することができず、特に対象者、形態、目標の点から不明な点が多くみられた。そこで本節では、第1節で用いた修復的司法の定義について、対象、形態、目標について分類を行い、その内容について考察を加えることとする。

まずゼアは、(1)(ア)被害者、(イ)加害者、(ウ)コミュニティを対象者としており、(2)参加を形態として、(3)(ア)被害者の損害とニーズを明らかにすること、(イ)それらの損害を正すために加害者が引き受けるべき責任を明らかにすることを目標としている。次にマーシャルは、(1)特定の犯罪に利害関係を有する全ての者を対象者としており、(2)集まりによって、(3)(ア)犯罪の結果をどのように扱うか、(イ)将来発生する影響をどのように扱うかを決定することを目標としている。ベイズモアとヴァルグレイブは、(1)一定のコミュニティを対象者としており、(2)形態は不明であり、(3)(ア)害悪を修復、(イ)正義の実現を目標としている。ストラングは、(1)対象者、(2)形態については不明であり、(3)(ア)加害者が自らの責任を負い、(イ)犯罪によって影響を受けた被害者と地域社会のニーズを満たす、(ウ)被害者、加害者と地域社会の回復を目指すことを目標としている。次に高橋は、純粹モデルを最終目標としていることから純粹モデルの定義を包摂していると考えられる。そのため、(1)特定の犯罪に利害関係を有する全ての者を対象として、(2)集まりによる形態としつつ、(3)(ア)犯罪の結果をどのように扱うか、(イ)将来発生する影響をどのように扱うかを決定すること、そして(ウ)害の修復が含まれるといえる。また奥村は、(1)(ア)被疑者・被告人、(イ)被害者を対象者としており、(2)和解による形態、(3)(ア)謝罪、(イ)被害弁償、(ウ)和解の成立を目標とする。また、国連会議において採択された修復的司法プログラムの定義は、(1)(ア)被害者、(イ)加害者、(ウ)コミュニティのメンバー、(エ)ファシリテーターを対象としており、(2)(ア)仲介、(イ)調停、(ウ)会議、(エ)量刑サークルによる形態で、(3)(ア)被害者やコミュニティへの賠償、返還、ニーズ、(イ)加害者への責任、(ウ)被害者、加害者の社会復帰の達成を目指したコミュニティ・サービスのプログラムを目標としている。

これらをまとめたものが、表2である。

表2 各定義の対象者、形態、目標についての整理

	(1)対象者	(2)形態	(3)目標
ゼア	(ア)被害者 (イ)加害者 (ウ)コミュニティ	参加	(ア)被害者の損害とニーズを明らかにする (イ)それらの損害を正すために加害者が引き受けるべき責任を明らかにする
マーシャル	特定の犯罪に利害関係を有する全ての者	集まる	(ア)犯罪の結果をどのように扱うかの決定 (イ)将来発生する影響をどのように扱うかの決定
ヴァルグレイブ ベイズモア	一定のコミュニティ	不明	(ア) 害悪を修復 (イ) 正義の実現
ストラング	不明	不明	(ア)加害者が自らの責任を負うこと (イ) 犯罪によって影響を受けた被害者と地域社会のニーズを満たすこと (ウ) 被害者、加害者と地域社会の回復を目指す
高橋	特定の犯罪に利害関係を有する全ての者	集まる	(ア)犯罪の結果をどのように扱うかについて (イ)将来発生する影響をどのように扱うかを決定する (ウ)害の修復
奥村	(ア)被疑者・被告人 (イ)被害者	和解	(ア)謝罪 (イ)被害弁償 (ウ)和解の成立
国連会議	(ア)被害者 (イ)加害者 (ウ)コミュニティのメンバー (エ)ファシリテーター	(ア)仲介 (イ)調停 (ウ)会議 (エ)量刑 サークル	(ア)被害者やコミュニティへの賠償、返還、ニーズ (イ)加害者への責任 (ウ)被害者、加害者の社会復帰の達成を目指したコミュニティ・サービスのプログラム

出典：筆者作成。

以上の(1)参加者、(2)対象者、(3)目標から以下の次のことが言える。まず(1)参加者については、ストラングを除いて、全ての論者によって対象者が選定されている。まず、マーシャルは特定の犯罪に係る利害関係者すべてとしていることから、直接的な利害関係である、被害者と加害者は必ず含まれると考えられる。また、その他の利害関係者(コミュニティ)については、含まれる場合と含まれない場合の両方が想定されるため、コミュニティについては不明である。次に、ストラングは対象者について定めていないが、(3)の(イ)目標において、犯罪によって影響を受けた被害者と地域社会のニーズを満たすこと、(ウ)被害者、加害者、地域社会の回復としていることから、この3者が含まれると考えられる。そのため、ベイズモアとヴァルグレイブの場合を除いて、各論者で共通して被害者と加害者が含まれているといえる。次にコミュニティ、ファシリテーターについては、ゼアとベイズモアとヴァルグレイブの定義の他では、確認されていない。また、ファシリテーターについても国

連会議以外の項目では確認されない。よって、被害者と加害者がほとんどの場合で対象者となっているといえる。

次に、(2)形態については論者によって様々な形態が挙げられているが、ベイズモアとヴァルグレイブ、ストラング以外では、直接的に対面することが想定される形式を採用することとしている。そのため、修復的司法論者の中では、修復的司法の実践には直接的な対面によって行われるものと考えられているのではないだろうか。

そして、(3)目標については、大きく3項目に分けられると考える。まず被害者や地域社会のニーズの回復の項目である。被害者や地域社会のニーズの回復については、ゼアやストラング、国連会議において直接的に定められている他に、奥村の謝罪、被害弁償の項目が該当するといえる。次に加害者への責任の自覚である。加害者への責任の自覚についても、ゼアやストラング、国連会議において具体的に定められるほか、奥村の謝罪や被害弁償がこれにあたりと考えられる。そして最後に、害悪の修復であり、これは応報的な刑事司法が犯罪に対して行為に着目することに対し、修復的司法は被害(害)に着目していることに関係があるが、この害悪の修復がベイズモアとヴァルグレイブ、高橋によって挙げられているといえるだろう。これらの取り組みは、将来的に発生する問題や将来的な視点から検討されている取り組みであるということについてその特徴があるといえる。以上を踏まえて、修復的司法とは、「紛争の関係者(特に被害者と加害者であるがコミュニティも含む)の将来発生する問題を解決するために、直接的な面談を主な形態として行う取り組みであり、そこでは被害者や地域社会のニーズの回復、加害者への責任の自覚、害の修復が主に取り上げられる」といえるだろう。

修復的司法の定義については、先行研究で示されている定義を基に、本節において整理を行ったが、未だ対象や形態、目標の範囲が不明な点や抽象的な側面が残されている。そこで、次節では、実際に運用されている修復的司法の主要形態についてみることにする。

第1章第4節 修復的司法の主な形態

修復的司法の形態は、各国によって異なっており様々な形態が認められる。本稿では、特に代表的な形態とされる3つの実践形態である(1)被害者加害者和解型、(2)家族集団会議、(3)サークルについて確認する。なお、具体的な例については次章において確認することとする。

(1) 被害者加害者和解型

被害者加害者和解 (Victim Offender Mediation: VOM) (以下、「VOM」とする。)とは、被害者と加害者さらに進行役である第三者によって行われる主に面談式の形態で実施されるものである。VOMの起源となったのは、前述したヤンツイ(プロベーション・オフィサー)によって実施された加害少年が被害者に対して謝罪し被害弁償を行うものとされている。また当初は、被害者と加害者調停プログラム(Victim Offender Reconciliation Program: VORP)と呼ばれていたが、現在では名称が改められて VOMP(Victim Offender Mediation Program)と呼ばれている。純粋な意味で VOM 型の立法化を実現したドイツでは、1994 年に「犯罪防止法」が制定されており、刑法第 46 条 a において「加害者と被害者の和解」が明文化されている。加害者が被害者に損害回復を行うと、1 年以下の自由刑であれば刑が免除され、また 1 年以上の刑であれば刑が減刑されるというものである³⁵。

(2) 家族集団会議型

家族集団会議(Family Group Conference : FGC)(以下、「FGC」とする。)とは、ニュージーランドにおいて誕生した形態であり、被害者と加害者、双方の家族や友人、警察やソーシャルワーカーが直接に参加する形態である。高橋は、ニュージーランドで実施される FGC は、上述した純粋モデルの原型となったものであると指摘する³⁶。FGC は、VOM と比べて広い範囲で参加者が認められている一方で、対象となる参加者は独特のものがある。その理由は、FGC がニュージーランドのマオリ族特有の拡大家族を背景として発展してきたことに起因しており、この FGC には先住民の中で用いられてきた慣習(現在の刑事司法に代替する規則)によって紛争解決が行われていたという背景がある。現在では、ニュージーランドをはじめカナダやオーストラリアといった諸外国においても採用されている。

(3) サークル (Circles) 型

サークルとは、カナダやアメリカの先住民の伝統的な紛争解決において用いられてきたものであり、対象者は FGC よりもさらに広いものとされている。サークルは、カナダにおいて実施されたコミュニティによる量刑判決の際に出された決定がその代表例として挙げられる。また、コミュニティ内において発生した害とその被害の回復についても積極的に話されるという点は、他の形態と特に異なる点であるといえる。

³⁵ 高橋, 前掲書, 2007 年, 12 - 13 頁。

³⁶ 同上, 13 頁。

小括

本章では、既存の先行研究に基づいて、修復的司法の定義、モデル、形態について概観し、また各論者による修復的司法の定義については、対象者、形態、目標の視点から整理を行った。その結果、修復的司法の定義については、被害者と加害者による直接的な面談を想定したやり取りが具体的な手段であり、そこで話し合う内容は、被害者や地域社会のニーズの回復、加害者への責任の自覚、害の修復が主に取り上げられるといえる。しかし、修復的司法の実際の形態やモデルは複数存在しており、日本での修復的司法の取り組みについては、これらのモデルの中でどのように位置づけられるかについては、明確にされていない。また、現行少年司法制度との関係性についても明らかにされていない。

そこで、次章では、主な実践形態の起源とされるニュージーランドとカナダを中心に、既存の先行研究において整理が行われている諸外国における修復的司法と刑事司法制度との関係や実践形態を確認する。そして、これらの分類に対して新たに日本を加えて、日本の修復的司法の実践に関する、形態、少年司法制度との関係性を整理し、位置づけを明らかにすることとする。

第2章 修復的司法の比較法的位置づけ

はじめに

本章の目的は、純粹モデルと最大化モデルと考えられ、また主な実践形態の採用国でありニュージーランドとカナダの修復的司法の運用について手続と実践形態を比較し、モデルを使った分類についての有効性と限界について検証することにある。そして、現在、日本で実施している修復的司法と諸外国の修復的司法との比較を行い、その関係性を明らかにする。

修復的司法は、第1章で整理したように、純粹モデルと最大化モデルの2大モデルによって分類されることが多く、ニュージーランドでは純粹モデルに依拠した形態のFGC(家族集団会議)が、カナダでは、純粹モデルに依拠した形態のVOM(被害者加害者和解)やFGC、そして、最大化モデルに依拠した形態の量刑サークルが実施されている。一方で、純粹モデルと最大化モデルを軸とした分類については、明確な線引きをすることが難しく、現在では、モデルの分類における議論は少なくなっているといえよう。そこで本章では、純粹モデル、最大化モデルの起源となったニュージーランドとカナダの運用状況を確認するとともに、先行研究に基づく諸外国での修復的司法の比較に、新たに日本を加えて少年司法制度との関係と形態を整理した分析枠組みのもとで検証を行う。

第2章第1節 ニュージーランド

ニュージーランドは、「児童・少年及びその家族法 (Children, Young Persons and Their Families Act 1989)」が1989年に制定されて以降、修復的司法が少年司法制度を代替する代表国として、これまでも多くの文献で紹介されてきた。児童・少年及びその家族法の制定によって、ニュージーランドの少年司法制度では、FGCを中心とする修復的司法に関連のある諸制度が制定されてきた。そこで本節では、児童・少年及びその家族法制定のきっかけとなった歴史的経緯について概観した上で、制度的な側面運用内容について紹介する。

第1項 児童・少年及びその家族法

ニュージーランドの少年司法制度に関する根拠法としては、児童・少年及びその家族法³⁷が挙げられる。ニュージーランドでは刑事責任を問うことができるのは、10歳以上とされており、児童・少年及びその家族法において対象となる少年は、10歳以上17歳未満の者とされているが³⁸、既に婚姻(married)した者、もしくはシビル・ユニオン(civil union)³⁹の該当者は、含まれないこととされている(Children, Young Persons, and Their Families Act 1989, S. 2(1))。また、謀殺(murder)と故殺(manslaughter)を犯した児童、少年は、原則として検察が関与する手続に則って処分が行われる(Children, Young Persons, and Their Families Act 1989, S. 272)。それ以外の少年は、修復的司法プログラムを通じて処理されることとなっている。

次に、児童・少年及びその家族法の目的は以下に挙げるとおりである(Children, Young Persons, and Their Families Act 1989, S. 4)。第一に、児童、少年、その家族にとってアクセス可能で文化的に適したサービスと設備を確立し推進すること、第二に、少年の育成に関して親や家族を支援すること、第三に、家族との関係が壊れている少年に対して支援すること、第四に、他人や自分自身に対して害を与える少年を支援し責任を負わせること、第五に、児童や少年の成長を促進すること、第六に、少年やその家族を支援する団体を支援することである。

さらに、一般原則では、次のような点を強調している(Children, Young Persons, and Their Families Act 1989, S. 5)。(1)少年の親や家族(ファナウ: Whanau、ハプー: hapu、イウイ: Iwi)⁴⁰は意思決定に可能な限り参加すること、(2)少年と家族との関係を維持し強化すること、(3)少年の福祉と家族双方の安定性を考慮すること、(4)これらの考慮は、少年に希望を与えるものであり、年齢、成熟度、文化といった状況に応じて適切に重みを変え、

³⁷ Children, Young Persons, and Their Families Act 1989 は、2013年に手続面についての改正が行われている。また、本文中の条文については、以下のホームページを参照した。New Zealand Legislation, *Children, Young Persons, and Their Families Act 1989: Reprint as at 4 September 2013*.

³⁸ 児童・少年及びその家族法は、14歳未満の者を Children(児童)、14歳以上17歳未満の者を Young Persons(少年)をとって区別している。

³⁹ ニュージーランドでは、2004年にシビル・ユニオン法(Civil Union Act 2004)が制定されており、同性間・異性間の間で法的にパートナー関係が認められることとなっている。

⁴⁰ ファナウはマオリ族の社会生活上の拡大家族、ハプーはマオリ族の親族集団、イウイはヨーロッパ系移住者が入る前のニュージーランドの社会的・政治的単位である。

(5) これらの試みは、少年や家族、彼らを支援する者によってサポートされなければならない、
(6) 決定には、少年の年齢に適した時間枠内で行う、としている。

また、同法の特徴と目的について、山口は以下のように指摘する⁴¹。特徴としては、第一に、福祉・少年の両者の事件において、その決定過程には家族が中心に据えられていること、第二に、同法の草案過程では先住民族の権利とニーズが考慮されており、決定とサービスの提供においてマオリ族の社会構造と制度が利用されていること、第三に少年への制裁の決定過程には被害者も参加することにある。また目的については、ダイバージョンの推進、少年の責任の喚起、福祉の増進と家族の役割の強化、デュー・プロセスの保障、家族の参加の確保、被害者参加の機会の提供、コンセンサスによる意思決定の確保、文化的相違への配慮にあるとされる。

このような特徴を持つ児童・少年及びその家族法が制定されるきっかけとなった背景には、近代以降のイギリスの植民地化による先住民の文化的・社会的変動と近代刑事司法制度の導入が挙げられる。イギリスによる植民支配を受けるまでのニュージーランドでは、非行に走った少年に対しては、マオリ族独自の規則であるティカンガ・イ・ンガ・ハラによって処分が行われていた。ティカンガ・イ・ンガ・ハラは、非行や犯罪を起こした少年個人に対してのみ責任を負わせるのではなく、家族やコミュニティに対しても責任を負わせており、犯罪の原因を個人の性格や素行に帰結させるのではなく犯罪者の社会的・家庭的環境における均衡の欠如にあると考えていた⁴²。

その後、イギリスの植民地化によって、ティカンガ・イ・ンガ・ハラをはじめとする先住民の紛争解決アプローチは崩壊し、新たに近代刑事司法制度が導入されることとなった。しかし、近代刑事司法制度の導入以降、先住民であるマオリ族の少年による犯罪の割合は高く、深刻な問題として認識されるようになった⁴³。その結果、このような問題に対して、伝統的なニュージーランドの紛争解決の手段として用いられていた処分決定方法を少年司法制度内に取り入れる動きがきっかけとなり、児童・少年及びその家族法が制定されることとなった。また、児童・少年及びその家族法について藤本は、「その目的のみならず、児童や青少

⁴¹ 山口直也「ニュージーランド少年司法における“家族集団会議(Family Group Conferences)”」『犯罪社会学研究』第20号、1995年、139-140頁。

⁴² 藤本哲也編『諸外国の修復的司法』中央大学出版部、2004年、5頁。

⁴³ New Zealand Ministry of Justice, “*The Youth Offending Strategy : Preventing and Reducing Offender and Re-offending by Children and Young People*,” April 2002, pp.11-12.

年の生命と青少年司法の双方に対する国の介入の基準となる一連の広範な一般原則を成文化しているという点で、英語圏世界では先例がないもの」であり、「これらの目的や原則のいくつかのものは、ニュージーランド独特のものである」と指摘している⁴⁴。そこで、次に、児童・少年及びその家族法によって運用されているニュージーランドの修復的司法である FGC について概観する。

第2項 FGC の流れ

ニュージーランドの少年司法手続は、犯罪・非行に走った少年に対する措置として、大きく 3 つのプロセスに分かれて処分が決定されることとなっている。そして、これらの手続において、中心的な役割を果たす機関として FGC がある。以下では、簡単にその流れを説明する。

第一の警察による警告は、事件が発生した直後に警察によって警告を受け、もしくはダイバージョンの処分が行われる。そのため事件は起訴されず、FGC にも委託されない。実際には、ほとんどの場合がダイバージョンを受ける処理が行われている。これは、児童・少年及びその家族法の目的が少年に対してできるだけ重大な対応を行わないようにしていることを示すものである。

第二に少年司法コーディネーターへの委託が挙げられる。この場合は、少年支援部が自らの処分権限以上の行為をなす必要があるとする場合に、少年コーディネーターへの委託を行う。具体的には、犯罪が重大なものであった場合やこれまでに犯罪歴があるため起訴が相当であると判断された場合などに当たる。その後、FGC へ委託するか否かを決定し委託される場合は FGC の決定による処分が行われる。

第三の少年裁判所において起訴が行われた場合⁴⁵においても、一度、FGC に事件を委託し処分に関する決定が行われる。もしくは、少年裁判所において審判がなされることが相当であるとされる場合は、事件を少年裁判所へ送致する。これら手続の流れをまとめたものが、図 1 である⁴⁶。また、近年の警告(ダイバージョン)、FGC、そして少年裁判所への処分の状

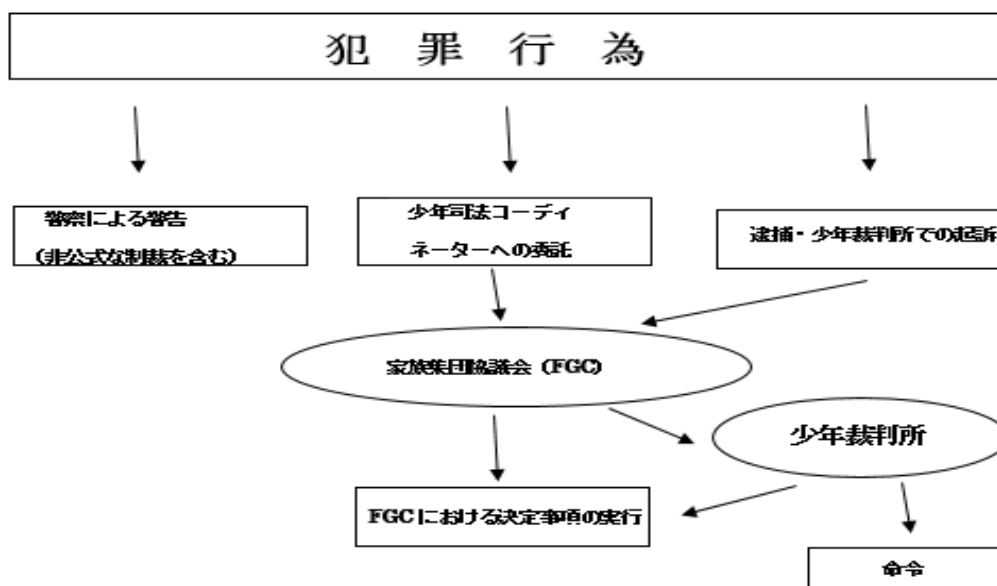
⁴⁴ 藤本, 前掲書, 2 頁。

⁴⁵ 少年が 14 歳以上で一定以上の基準を満たし若しくは、殺人によって逮捕された場合は少年裁判所へ送致される。

⁴⁶ Gabrielle M. Maxwell and Allison Morris, *Family, Victims and Culture: Youth Justice in New Zealand*, Social Policy Agency and Victoria University of Wellington, 1993, p 6.

況については、マクスウェルとモリスによって1990年から1991年と2000年から2001年の比較が行われている⁴⁷。1990年度では、警告(ダイバージョン)は62%、FGCは28%、少年裁判所への処分は10%であったのに対し、2000年度では、警告(ダイバージョン)は76%、FGCは8%、少年裁判所への処分は17%となっており、警告(ダイバージョン)の処分は増加傾向にあるものの、FGCでの処分の割合は減少し、少年裁判所での処分の割合は増加傾向にあるといえる。

図1 家族集団協議会を中心とした少年司法システムの概要



出典：Maxwell and Morris (1993) p.9 を基に筆者作成。

この他にもニュージーランドにおける修復的司法のカンファレンス(会議)の形態として、被害者・被告人カンファレンスとコミュニティ・パネル・カンファレンスが挙げられている。被害者・被告人カンファレンスは、被害者と加害者さらに両者の支援者による私的な面談である。被害者の参加は任意によるものであり、損害賠償方法の話し合いや謝罪等が行われる。被害者・被告人カンファレンスとコミュニティ・パネル・カンファレンスは、被害者がコミ

⁴⁷ Gabrielle M. Maxwell and Allison Morris, "Youth Justice in New Zealand : Restorative Justice in Practice?", in Carolyn Hoyle, ed., *Restorative Justice*, London and NY: Routledge, 2010, pp.133 - 134.

ユニティで構成される委員会に対し申し立てを行い、被害者や地域社会に対する損害賠償や再犯防止プログラムを計画する。コミュニティ・パネル・カンファレンスは、加害者のみの参加で足りるとされているが、被害者が参加することも可能である⁴⁸。

第2章第2節 カナダ

第1項 修復的司法のはじまり

カナダの修復的司法の起源は、1974年、オンタリオ州キッチナーでキリスト教徒メノー派によって行われた、被害者・加害者和解プログラムにあたるものである。当時プロベーション・オフィサーであったヤンツィは、22個の様々な器物損害をはじめとする様々な罪を犯し逮捕された少年2人とともに、被害者に面会に行き賠償に関する交渉を行った⁴⁹。そして、このような試みがカナダをはじめとする欧米諸国において展開していくことになる。また、カナダにおける修復的司法の発展において、メノー派による宗教活動が果たした役割は大きい。宗教活動については、11の協会で構成されている全国的宗教組織の司法と矯正に関する教会評議会（Church Council on Justice and Corrections）の活動が挙げられている⁵⁰。

現在のカナダにおいて修復的司法の根拠法となるのが2003年に施行された「少年刑事司法法（Youth Criminal Justice Act (S. C. 2002, c. 1)）」⁵¹である。少年刑事司法法が制定されるようになった背景には、カナダの先住民問題が挙げられる。カナダでは、1867年にカナダ自治領が成立して以来、1970年代まで、キリスト教的価値観を持つカナダ国民となるべく、徹底したキリスト教教育が行われた。英語以外の言語の禁止や寄宿学校教育といった新たな教育的価値観は、先住民の子ども達の文化的・教育的価値観と全く異なるものであった。また、「インディアン法」の制定は、先住民たちの移動や財産権・公民権・自治権を侵害するというものであった。その間の少年司法については、1908年から1984年まで「非行少年法（Juvenile Delinquents Act）」によって、1984年から2003年まで「少年犯罪者法（Young Offenders Act）」によって運用されていた。しかし、先住民による犯罪が増えた

⁴⁸ 奥村, 前掲論文, 13 - 14 頁。

⁴⁹ 西村他, 前掲書, 161 - 162 頁。

⁵⁰ 岸本基予子「カナダにおける修復的司法：沿革、プログラム、及び評価」藤本・前掲書, 344 頁。

⁵¹ Youth Criminal Justice Act では 12 歳以上 19 歳未満の少年が対象となっている。

ため、2003年に施行された少年刑事司法法では、先住民問題とその結果生まれた修復的司法という概念を取り入れる形で制度的枠組みが構築された。

第2項 カナダの代表的な形態

カナダの修復的司法の具体的な実践状況については、岸本によって刑事司法手続における各段階に分けて整理が行われている(図 2)⁵²。第一に、警察への通報の前段階による紛争解決があり、この場合は、修復的司法プログラムをこの段階で実施することは少ないが、コミュニティ・カンファレンスに委託される場合がある。

第二に、訴追前ダイバージョン段階があり、警察に通報され訴追が伴わない場合は、必要に応じて警察または当事者によってコミュニティ紛争解決プログラム(Community Dispute Resolution Program)(以下、「CDRP」とする。)が実施される。CDRPとは、コミュニティ内のさまざまな紛争に対し、訓練を受けたスタッフとボランティアの調停人が介入して解決へと導くものであり、警察や裁判所による紛争解決に比べ、早期介入と効果の持続が有効であると考えられている。

第三に、訴追後ダイバージョンの段階があり、加害者が訴追され適切と判断された場合は、FGCまたは、VORP(被害者加害者和解プログラム)に委託され、和解案が実行された場合は刑事司法制度から除外される。またVORPは、訴追後裁判開始前のダイバージョン段階で実施されることが最も多く、この場合は和解プログラム、裁判所の間で話し合いが行われた上で、被害者加害者間での和解案が実行されるまで訴追が停止し、実行された時点で取り下げられる。また、訴追に値する犯罪が行われたものの、何らかの理由で訴追より被害者加害者和解の方が望ましいと警察が判断した場合は、訴追前に警察がプログラムを紹介する。VORPは裁判の段階でも用いられるが、その際は裁判官の判断によって和解が勧告され、プログラムに委託される。さらに、カナダではFGC(カナダでは、コミュニティ・カンファレンシングその他の名称で呼ばれる)も実施されており、警察主導によるプログラムとコミュニティ主導によるプログラムが混在している。

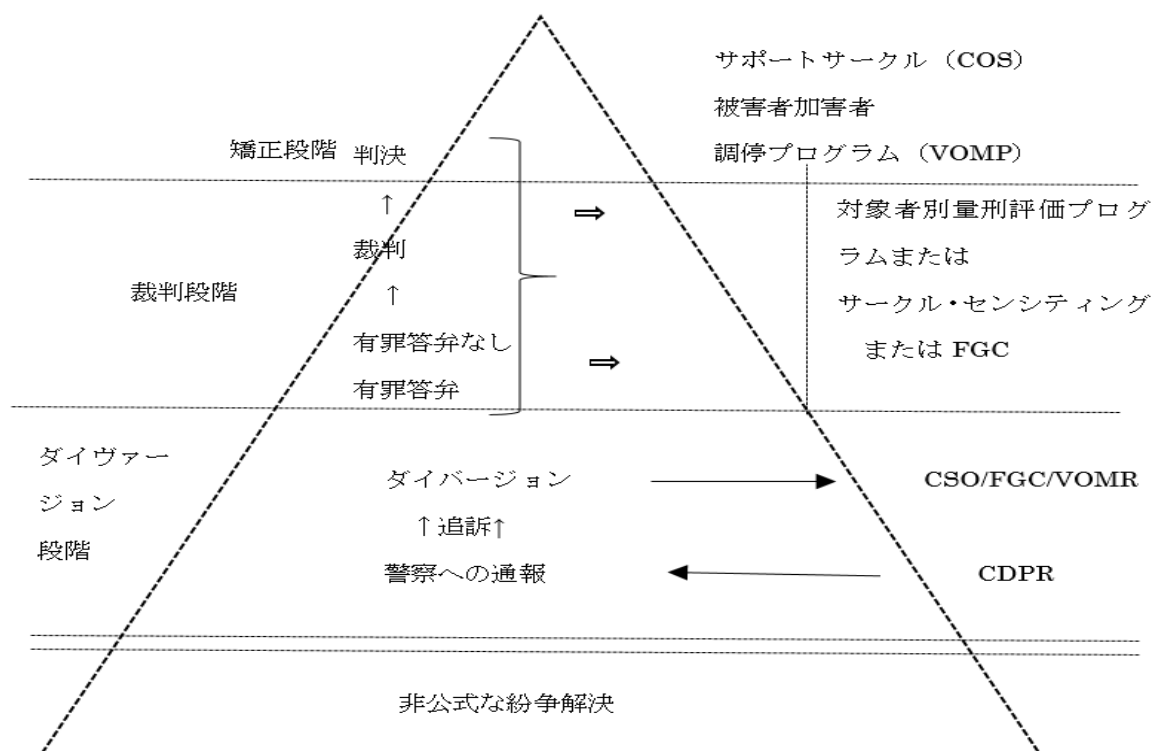
第四に、有罪判決後の代替量刑があり、加害者の起訴後、有罪答弁を行うか裁判による判決の際にも、適切と判断された場合は修復的プログラムが実施される。対象者別計画プログラム(Client Specific Planning Program)(以下、「CSP」とする。)、VORP、量刑サーク

⁵² 岸本基予子「カナダの修復的司法(1)」『比較法雑誌』第34巻第2号、2000年、239-243頁。

ル、FGCのいずれかが実施される。CSPとは、コミュニティボランティア等が加害者に合わせて、量刑を裁判官に提案するもので、提案者がそれぞれの関係者(加害者、加害者家族、雇用主、教師)と面談を行い、地域で利用できる資源を考慮の上、計画を提案するものである。また、量刑サークルとは、FGCよりさらに広い対象者であるコミュニティの構成員全員に開かれたモデルである。有罪答弁後、または有罪判決が行われた加害者の同意を得て、コミュニティのメンバーが参加する会議にて量刑を決定するというものである。

第五に、矯正段階として、被害者加害者調停プログラム(Victim Offender Mediation Program : VOMP)とサポート・サークル(Circles of Support : COS)によって、犯罪によって破壊された関係を修復し、加害者を社会に再統合させるプログラムが挙げられる。VOMPとは、VORPと同義で用いられることもあるが、カナダでは拘禁刑執行中の加害者と被害者の面談による調停の意味で用いられており、凶悪犯罪が関わっている場合がほとんどである。被害者の心理的外傷の回復、被害賠償の交渉と支払、加害者の釈放についての被害者の意向表明、コミュニティへの再統合といった事項に対応し、再犯防止の効果も期待されている。COSは、オンタリオ州においてキリスト教メノー派中央委員会(Mennonite Central Committee Ontario)でパイロット・プロジェクトとして行われており、性犯罪者の出所前後にボランティアチームによるサポートが行われる。

図2 カナダにおける修復的正義モデル



CSO:社会奉仕命令

FGC:家族集団協議会

VORP:被害者加害者和解プログラム

CDRP:コミュニティ紛争解決プログラム

出典：岸本, 前掲論文, 2000年, 238頁。

第2章第3節 ニュージーランドとカナダの修復的司法の評価

ニュージーランドの評価については、マックスウェルによる調査を挙げることができる。マックスウェルによると、ニュージーランドでは、1989年の児童・少年及びその家族法が制定されて以降、少年事件ではダイバーション措置が積極的に行われるようになり、少年事件の起訴とそれに伴う措置は減少している。さらに、FGCに参加した参加者への、満足度に関する調査では、結果として参加者の満足度は95%と非常に高いということを指摘して

いる⁵³。また、2011年度の法務省による調査では、修復的なカンファレンスに参加した被害者のうち、82%の被害者が満足していると答えている⁵⁴。同様に、参加における被害者の任意性に関する調査も行われており、被害者は92%が任意による参加であったことを認めている⁵⁵。さらに、再犯率の調査としては、2008年度の再犯者における修復的なカンファレンスを受けた者と受けていない者にグループを分けて調査を行っている⁵⁶。修復的なカンファレンスを受けたグループは受けていないグループと比較して、20%近く再犯率が低いという結果が得られている。

また、カナダにおける修復的司法の評価については、アンブライトの調査が挙げられる。被害者の満足度の評価について、カナダの4都市で実施されている裁判所段階のVOMPの評価を行っている⁵⁷。対象は、VOMPを利用したグループと利用しなかったグループに分けて行っており、利用したグループの78%が満足と答えたのに対し、VOMPを利用しなかったグループは、22%が満足であると答えた。また、加害者の満足度は、利用した74%が満足と答えたのに対し、利用しなかったグループは26%が満足であると答えた。被害者においても加害者においてもVOMPを利用することによる満足度は非常に高いということが分かる。

また、犯罪者の再犯率に関する研究についてはボンタによって行われており、修復的プロジェクトを受けた者と通常の受刑者及びプロベーションの対象者を比較すると、前者の再犯率の方が下回ったとされている⁵⁸。例えば、有罪判決を受けた者として、修復的プロジェクトの対象者の5.3%であったのに対し、プロベーション及び受刑者では16.1%であった。さらに、修復的プロジェクトを受けた対象者と刑務所へ収容された者の再犯率が前者では6.7%であったのに対し、14.9%であった。この数値は、2年後には両者の差がさらに広がり、前者は、11.5%であったのに対し後者は33.3%となった。

⁵³ Maxwell and Morris, *op. cit.*, pp. 123 - 131.

⁵⁴ New Zealand Ministry of Justice, “*Victim Satisfaction with Restorative Justice: A Summary of Findings*”, September 2011, p. 2.

⁵⁵ New Zealand Ministry of Justice, *ibid.*, September 2011, p. 3.

⁵⁶ New Zealand Ministry of Justice, *Reoffending Analysis for Restorative Justice Cases: 2008 and 2009 – A Summary*, June 2011.

⁵⁷ Umbreit, Mark S., et al., *Executive Summary Report: Mediation of Criminal Conflict: An Assessment of Programs in Four Canadian Provinces*, Center for Restorative Justice & Peacemaking, University Minnesota, December 1995.

⁵⁸ James Bonta, et al., *Restorative Justice: An Evaluation of the Restorative Resolutions Project*, Solicitor General Canada, 1998.

第2章第4節 2つのモデルの有効性と問題点

上述したように、ニュージーランドにおける修復的司法の代表的な形態は FGC であり、カナダにおける純粹モデルの形態としては、VOPR や VOMP、FGC がある。また、カナダの量刑サークルが最大化モデルにあたる。紹介した評価からも分かるように、比較的モデルの検証が進んでいるものは、純粹モデルであるといえよう。これは最大化モデルが対象とする範囲と実際に導入されている段階が、純粹モデルと比べて非常に少なく、また量刑を決定する場合などの特殊なケースに限られているため、実施件数が全体的に少なく、かつ、分析を行う場合も純粹モデルのように満足や再犯に関する評価が行われていない点に起因するといえる。

例えば、ニュージーランドにおいては、事件が発生し警察による注意・勧告を受けるケース以外の場合では、加害少年のほとんどが FGC を受けている。さらに、少年裁判所に送致される事件についても、やはり FGC を受けることとなっている。FGC の対象とならない事件は、軽微な事件で警察による注意・勧告の処分を受けるケースもしくは、一定以上の罪を犯した加害少年が対象でありこれらの事件は一部の事件に留まるといえる。同様に、カナダにおける FGC や VOPR や VOMP についてもほとんどの加害少年が対象となるといえる。しかし、最大化モデルにあたる量刑サークルやサポート・サークルは、文字通り量刑の判断や出所後加害者に対するサポートとして採用される形態である。そのため、一定の条件を満たす加害者が対象となり、実践件数や目的の違いから最大化モデルと純粹モデルを単純に比較検証することはできない。

また、採用されている段階からも分かるように、純粹モデルにあたる形態は、ほとんどの加害少年のケースにおいて採用されるような形態で制度上に構築されており、組織としての運用や制度としての枠組みは、既に基盤が確立されてあるといえるだろう。また、純粹モデルは、加害少年の専門機関である組織的な連携が行われているといえる。このような違いから、被害者・加害者の満足度の違いや、再犯率の違いという点については、効果が検証されやすい純粹モデルが優れているといえるのではないだろうか。

修復的司法についての評価は、上述した内容からも分かるように被害者にとっても、加害者にとっても参加によるプロセスの中で大きな満足度を得られるものであることが分かった。特に、FGC や VOMP といった純粹モデルにあたる形態で採用されている修復的司法は、被害者や加害者の高い満足度に加えて、修復的プログラムを受けなかったグループより

も、再犯率が低い。この要因には、純粹モデルが手続の中で加害者が自身の犯した罪に対する責任を能動的に受け入れ、再び犯罪に走らないようにするプロセスが機能しているといえるだろう。

第2章第5節 諸外国の修復的司法と日本の修復的司法の比較

概観してきたように、修復的司法の主要な形態には、様々な形態があるが、主に3つの形態(VOM、FGC、その他の形態)に分類されている。そこで本節では、日本弁護士連合会⁵⁹と向井・大月⁶⁰によって分類された「主要形態」と少年司法制度との関係性に着目した「代替型－補完型」の基準による諸外国の分類を用いる。そして、これらの分類に加えて日本の修復的司法と少年司法制度との関係性、形態について検討を行い、諸外国との比較から日本の修復的司法の位置づけを明らかにしたいと考える。また、本節では、ニュージーランド、ノルウェー、カナダ、イギリス、アメリカと日本の修復的司法の実践を比較する。

まず、少年司法制度において代替的役割を果たすものとして、ニュージーランドとノルウェーのFGCと和解プログラムが挙げられる。ニュージーランドは本章の第1節で挙げたように、FGCを主たる形態として実施しており、少年司法制度との関係については、警告やダイバージョンの措置の次の段階にFGCが設定されている。FGCで決定された決定内容は、少年裁判における重要な判断材料となるため、ニュージーランドで実施されているFGCは少年司法制度において手続を代替する役割を有しているといえる。

ノルウェーでは、和解プログラムが少年刑事制度の中心的な役割を果たしており、また代替措置として制度化されており、この他にも社会内処分(Community Sentence)が行われている⁶¹。和解プログラムの仲介者は、地域住民の中から採用されるが、和解プログラムについては、国の管轄に属する和解仲裁機関が実施しており、軽微な少年事件を中心に扱っている。また、社会内処分とは刑罰の一つであり、裁判所から「課題」が科され、課題の内容が和解プログラムとする場合は、保護観察所は期間内に和解仲介機関に委託し、遂行しな

⁵⁹ 日本弁護士連合会犯罪被害者支援員会編『犯罪被害者の権利の確立と総合的支援を求めて』明石書店、2005年、249 - 267頁。

⁶⁰ 向井紀子・大月晶代「修復的司法－少年司法との関係を中心に－」『レファレンス』第55巻第10号、2005年10月、68 - 90頁。

⁶¹ 小長井賀典「ノルウェー」細井他編『修復的司法の総合的研究－刑罰を越え 新たな正義を求めて－』風間書房、2006年、502 - 511頁。

なければならない。遂行されない場合は、裁判所に取り消しを求め、通常の刑罰が科されることとなる。

次に、少年司法制度において補完的な役割を果たすものとして、カナダ、イギリス、アメリカ、日本の修復的司法プログラムと修復的司法の取り組みが挙げられる。カナダの修復的司法は、岸本が挙げるように多様な形態の修復的司法が実施されていることが分かる。コミュニティ・カンファレンス(FGC)、コミュニティ紛争解決プログラム(CDRP)、被害者加害者和解プログラム(VORP)、対象者別計画プログラム(CSP)、サークル・センティング、被害者加害者調停プログラム(VOMP)、サポート・サークル(COS)が挙げられる。

イギリスで実施されている修復的司法については、警察段階で実施されているものが挙げられる。イギリス国内の警察段階で実施されている修復的司法については、守山によって3種類の修復的司法が紹介されている⁶²。第一に、修復的警告(Restorative Caution)は、修復的手法を用いて訓練を受けたファシリテーターが犯罪者に対し警告を言い渡すものである。参加者には、犯罪者の家族や支援者は参列するが、被害者や地域の代表は参加しない。形態は、カンファレンスを開催し、本人や家族に犯罪によってどのような損害や結果が生じたのかを説明する。第二の修復的カンファレンス(Restorative Conference)では、修復的警告のメンバーに加えて被害者が参加し、第三の地域的カンファレンス(Community Conference)では、被害者に加えて地域代表が参加する。

アメリカで実施されている修復的司法の形態については被害者・加害者仲裁(VOM)、家族集団会議(FGC)、量刑サークル(SC)、補償的プロベーション・市民委員会(RB, CB)の4つに分類されている⁶³。VOMは特に少年事件の軽微、初犯、非暴力的犯罪に対するダイバージョン・プログラムとして運用されている。RB、CBは、バーモント州の委員会のものが該当し、市民委員会と犯罪者の相互の契約によって実施される。契約は5つの修復的課題を持ち、(1)被害者は弁償を受け、精神的に癒されること、(2)近隣社会も癒されること、(3)加害者は犯罪の影響を理解すること、(4)犯罪者は再犯を回避するための知恵を学ぶこと、(5)近隣社会は犯罪者を地域社会に受け入れることであるとしている⁶⁴。

日本の少年司法手続では、少年法によると少年の事件発見過程としては、審判に付すべき

⁶² 守山正「リストラティブ・ジャスティスとコミュニティ・ポリシングーイギリスのテムズ・バリー警察活動を中心に」『現代刑事法』第4巻第8号, 2002年8月, 37-38頁。

⁶³ 細井洋子「アメリカ」細井他編『修復的司法の総合的研究ー刑罰を越え 新たな正義を求めてー』風間書房, 2006年, 581-584頁。

⁶⁴ 同上, 583頁。

少年を発見した場合における、検察官による送致(少年法第 42 条)、司法警察職員による送致(同第 41 条)、都道府県知事又は児童相談所長からの送致(同第 6 条第 7 第 1 項)、さらに、一般人による通告義務(同第 6 条 1 項)、家庭裁判所調査官による報告義務(同第 7 条 1 項)のいずれかのルートを経て、全件において家庭裁判所へ送致される(全件送致主義)。受理された事件は、事件の受理選別⁶⁵とともに観護措置決定⁶⁶の必要性の有無についても審査が行われている。その後、審判の開始決定(同第 21 条)、又は不開始の決定(同第 19 条)が行われる。審判開始の決定がなされた事件は、試験観察(処分決定後一定期間猶予する中間的措置であり、明文に規定はない)、不処分決定(同第 23 条 2 項)、保護処分決定⁶⁷(同第 24 条 1 項)、都道府県知事又は児童相談所長への送致(同第 18 条 1 項)、検察官送致(同第 20 条 1 項、2 項)のいずれかの決定が行われる。

日本の少年司法制度上では、司法調停や示談が直接、刑事罰の減刑措置または代替的措置として規定している内容の条文は存在しない。しかし、量刑の範囲内においては、調停や示談の成立が執行猶予や減刑といった刑事罰に影響を与えるケースも認められる。例えば、法益侵害や経済的救済について事後的回復が比較的容易な事件(財産、軽微な身体犯)については、量刑判断において調停や示談成立の有無は重要な判断材料となる⁶⁸。一方で、殺人や強姦といった生命犯や重大な後遺症を残す事件については、法益侵害の回復が困難であり、かつ事後的回復が困難であるため、調停や示談を通した被害者弁償行為は減刑の対象となることはほとんどない。

また、少年刑務所や少年院といった矯正施設において、被害者の視点を取り入れた教育において、その延長として被害者への謝罪や被害弁償の取り組みが行われているが、被害者と加害少年が直接面談や対話を行うことを想定した法的枠組みが構築されているわけではない。そのため、我が国では、修復的司法に関する法律が明確に規定されているわけではなく、制度上での実務レベルの取り組みについても積極的である。

⁶⁵ 受理選別とは、送致された多くの事件に対して、家庭裁判所が事件処理を効率的に行うために、事件に対して調査を行うか否か、さらに調査方法について選別を行うことを目的として行われている。

⁶⁶ 観護措置とは、家庭裁判所調査官の観護に付する観護措置(少法第 17 条 1 項 1 号)、少年鑑別所に送致する観護措置(同条 2 号)の 2 種類があり、前者は在宅で、後者は少年鑑別所に少年の身柄を収容して、少年の行動観察と鑑別を行う。

⁶⁷ 保護処分とは、保護観察(少法第 24 条 1 の第 1 項 1 号)、児童自立支援施設又は児童要保護施設送致(同条 2 号)、少年院送致(同条 3 号)のいずれかに送致するものをいう。

⁶⁸ 本間敏広「量刑事情(特に被害弁償)の考慮の在り方：松本実務研究会報告書(8)」『信州大学法学論集』第 23 号, 2014 年 3 月, 376 頁。

他方で、NPO や弁護士会で実施されている修復的司法は、少年司法制度との関係はないものの、実際に当事者の合意を得た上で当事者同士や親族が面談を行い、話し合いを通じて合意内容を決定する。この合意内容については、弁護士主導によるものでは、通常の民事調停や仲裁としての法的拘束力を伴う。他方で、NPO において決定された合意内容は、法的拘束力を伴わないものであるが、履行率が非常に高く、多くのケースで被害者弁償が行われている。

以上、諸外国と日本の刑事司法制度と形態を比較しまとめたものを表3に示した。代替的措置として修復的司法プログラムを実践している国は、ニュージーランドとノルウェーにとどまっているが、諸外国では、司法・行政警察主導の下で実施されているものが多く、民間への委託によってダイバージョンと結びついた形で運用されているということが分かった。一方で、日本での形態のVOMに限定されており、修復的司法プログラムを実施するための根拠法と制度的枠組みが不十分であり、社会内処遇段階の少年と被害者の間で、NPO や弁護士主導による修復的司法が実践されている状況にあるといえる。そのため、日本での修復的司法はNPO のボランティアと少数の弁護士に大きく依存した形で運用されており、修復的司法の実現には地理的偏在と経済的制約を受けるといえる。また、小規模で実施しているため、実施件数が非常に少なく被害者への二次被害と加害少年の改善更生の妨げになる恐れから追跡調査には限界があると言える。

表3 諸外国の修復的司法

実践形態	少年司法制度 手続代替型	少年司法手続補完型		
		ダイバージョン 保護観察の条件 手続打ち切り 不起訴	処分決定・量刑の判断要素	再犯防止行動 プログラムの遵守等
加害者・被害者調和解型		・カナダ(VORP) ・アメリカ(VOM)		・カナダ(VOMP) ・日本(NPO、弁護士主導型)
家族集団会議	・ニュージーランド(FGC)	・カナダ(CDRP) ・イギリス(Restorative Caution)	・カナダ(FGC) ・アメリカ(FGC)	
サークル(その他の形態)	・ノルウェー(和解プログラム)	・カナダ(CDRP) ・イギリス(Restorative Caution) ・イギリス(Community Conference)	・カナダ(GSP) ・アメリカ(SC) ・ノルウェー(和解プログラム)	・アメリカ(RB, CB) ・カナダ(COS)

出典：向井・大月，前掲論文，2005年，79頁、日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会(編)，前掲書，2005年，249 - 267頁を基に筆者作成。

小括

修復的司法を採用している諸外国では、その背景に宗教的基盤、植民地政策による社会変動等といったことから必要に迫られた形で修復的司法の民主的展開が実現し、国策として展開してきたという経緯を持つといえる。日本においても、近年の犯罪被害者の諸権利をめぐる法整備の必要性が問題視されるようになり、少年と成人の双方において加害者と被害者の関係調整、被害弁償や謝罪、被害者の諸権利の充実、被害者・加害者の社会復帰といった多くの問題に対処する必要性が生じることとなったと考えられる。

そこで次章では、現行の少年司法制度における修復的司法に類似する取り組みについて取り上げるとともに、現状分析を踏まえて課題を明らかにする。

第3章 日本の少年司法手続における修復的司法に類似する制度

はじめに

本章では日本の現行少年司法手続について概観した上で、修復的司法と複数の共通点を持つ、社会調査・試験観察段階での取り組み、被害者への心情等伝達制度(以下、「被害者心情等伝達制度」とする)、被害者の視点を取り入れた教育について取り上げる。日本の少年事件において修復的司法が具体的に実践されている活動としては、第4章で取り上げる社会内処遇段階を中心としたNPOや弁護士主導型の活動が主なものとなっている。しかし、本章で取り上げる、被害者心情等伝達制度や被害者の視点を取り入れた教育では、修復的司法と類似する点が多く、これらの制度が有効に運用することは、現行少年司法制度において修復的司法が補完的な役割を果たす上で重要な課題であると考えられる。

そこで本章では、被害者心情伝達と被害者の視点を取り入れた教育を取り上げ、修復的司法との類似点を挙げる。また、現在少年院や少年刑務所で実施されている被害者の視点を取り入れた教育について、少年院と少年刑務所のカリキュラムを比較し相違点を挙げる。そして、少年司法手続においてこれらの制度を有効に運用するための課題を検討した上で、修復的司法と少年司法制度との関係について考察を加えることとする。

第3章第1節 少年司法手続の流れ

少年法において定義される少年とは、20歳未満の者であり(少年法第2条第1項)、対象となるのは、犯罪少年(同第3条第1項第1号)、触法少年(同第3条第1項第2号)、虞犯少年(同第3条第1項第3号)である。犯罪少年は14歳以上で罪を犯した少年を指し、触法少年は14歳未満で刑罰法令に違反した少年、虞犯少年は少年法第3条第3項に規定される4つの虞犯事由のいずれかに該当する少年を指す。このように少年法では、本来刑法上では犯罪にならない少年(触法少年、虞犯少年)に対しても保護事件の対象としている。その理由は、少年法の目的が少年の健全育成と非行のある少年に対し性格の矯正と環境の調整に関する保護処分を行うこと(同第1条)を掲げているためである。そのため、少年法の性質には、非行を行った少年に対し少年自身の利益を図るために、国が親に代わって少年の親権を行使し一定の措置を行う保護原理としての側面を有する。他方で、非行によって他者の利益を侵

害したことで、少年の改善教育とそれによる再非行の防止を、刑罰の目的とした特別予防と同様に捉えた上で、少年法の目的を少年による再犯の防止を通じた社会安全の確保におくという侵害原理としての側面も有する。

少年事件では、家庭裁判所が専属的に管轄権を持ち(裁判所法第 31 条の 3 第 1 項第 3 号)、家庭裁判所裁判官の他に家庭裁判所調査官(同第 61 条の 2)とともに事件処理にあたる。調査官は、大部分が心理学、教育学、社会学などの専攻者であり、その専門的知見に基づき、非行少年が持つ問題を探り、家庭裁判所が、その改善更生のために最も適した処分を決定するうえでの一翼を担うことが期待されている⁶⁹。このような体制で少年事件は扱われており、以下では少年の事件発見から、社会内処遇までの手続の流れについて図 3 に従って概観する。

第 1 項 少年事件の発生から家庭裁判所への送致

少年事件では前述したように家庭裁判所が専属的な管轄権を有しているため、少年事件が発生すると、全ての事件が家庭裁判所へ送致される仕組みとなっており(全件送致主義)、事件の発見機関としては、司法警察職員による送致(少年法第 41 条)、検察官による送致(同第 42 条第 1 項)、家庭裁判所調査官による報告(同第 7 条第 1 項)、都道府県知事又は児童相談所長による送致(同第 3 条第 2 項)、保護観察処分少年であり、かつ、真犯事由に該当する少年の保護観察所長による通告(更生保護法第 68 条 1 項)、一般国民による通告(少年法第 6 条第 1 項)が挙げられる。2013 年度の家庭裁判所の新受理件数(121,284 件)のうち最も多いのが検察官による送致(105,771 件)であり、次いで司法警察職員による送致(7,945 件)、知事又は児童相談所長からの送致(409 件)、家庭裁判所調査官からの報告(142 件)、一般人からの通告(20 件)、保護観察所長からの通告(20 件)となっている⁷⁰。しかし、検察官からの事件送致は、司法警察職員によるものであるため(刑事訴訟法第 246 条)、実際の少年事件の発見機関のほとんどは警察によって行われている。

犯罪少年に対する捜査については、少年法において規定されている条文以外では、刑事訴訟法に則って運用されることとなっている(少年法第 40 条)。警察や検察といった捜査機関は、捜査後少年に一定の嫌疑がある事件や家庭裁判所での審判に付すべきと思慮する事件

⁶⁹ 川出敏裕・金光旭『刑事政策』成文堂、2013 年、330 頁。

⁷⁰ 最高裁判所事務総局『司法統計年報：少年編(平成 25 年度)』最高裁判所事務総局、2014 年、6 頁。

については、原則としてすべての事件を家庭裁判所へ送致することとなっている(同第 41 条、第 42 条 1 項)⁷¹。少年法がこのような制度をとる理由は、事件の客観的な側面だけを見るかぎり軽微な事件であっても、それが少年の深い犯罪性の表れであるかもしれず、それをよく調査したうえで措置を行う必要があること、そして、その調査に最も適した機関は、そのためのスタッフを揃えた家庭裁判所であって捜査機関ではないという考え方によるものである⁷²。

一方で、形式的な全件送致(書面のみで審判に付されない場合)として該当するものが、交通反則通告制度の対象となる軽微な事件であり、この事件では少年の場合であっても、反則金を支払えば警察段階で手続が打ち切られる(道路交通法 130 条)。このような、一定の軽微な事件に対して行われる簡易送致は、1 月毎に一括して事件が家庭裁判所や検察へ送致されることとなっており、処分としては警察官による訓戒や、保護者を呼び出し少年の監督に対する注意といった措置が取られる。簡易送致による事件については、後に家庭裁判所において簡易送致の形式的な基準を満たしているか、刑事処分または保護処分を必要としないと認められる事件であるか否かを判断し、合致していれば調査命令を発することなく審判不開始決定を行う。また、2013 年度の簡易送致事件(22,649 件)は、全体の約 19%となっている⁷³。

触法少年と虞犯少年については、刑事責任年齢に達しておらず、またはその行為が犯罪とされないため、刑事訴訟法に規定される警察の捜査規定を準用するのではなく、少年法に規定された捜査が実施されることとなっている。触法少年に対しては、少年法が規定する警察による調査(少年法第 6 条の 2、同第 6 条の 5)が認められており、事実の真相を明らかにし、押収、搜索、検証、鑑定附託といった強制処分の権限が認められている。また身柄については、あくまで任意の呼び出し、質問、報告の要求が認められている(同第 6 条の 4)。虞犯少年に対しては、少年法上において規定がなく、それゆえ警察の任意の調査のみ行うことができるにとどまるとされている⁷⁴。

⁷¹ 司法警察職員の送致については、罰金以下の刑にあたる犯罪の嫌疑があるものと思慮する場合と嫌疑がない場合でも家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思慮するときは送致が行われる。また、検察の送致については、犯罪の嫌疑があると思慮する場合で同第 45 条第 5 号に規定する場合を除いて送致が行われ、嫌疑がない場合においても、家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思慮するときは送致することとなっている。

⁷² 川出・金，前掲書，332 頁。

⁷³ 最高裁判所事務総局，前掲書，2014 年，17 頁、を基に筆者が算出した。

⁷⁴ 川出・金，前掲書，333 頁。

第2項 事件受理から審判開始の決定

事件が家庭裁判所に送致されると、捜査機関から提出された捜査・調査資料に基づき、少年が非行を行った蓋然性の判断を行う。家庭裁判所が受理後、直ぐに審判を開始しない理由は、非行事実の存在につき一応の蓋然性があることを必要としており(調査前置主義)、調査はなるべく早く実施することが望ましいが、いたずらに少年の人権を侵害することがあってはならないという点に配慮されているためである⁷⁵。その後、家庭裁判所裁判官は家庭裁判所調査官に、少年の性格や家庭環境等の問題について、これらの改善のためにいかなる措置が必要なのかといった調査を行うように命じ(少年法第8条第2項)、調査の一環として、少年鑑別所送致の観護措置決定(同第17条)が行われることもあり、その際は少年の身柄が少年鑑別所へと収容される。

これらの調査官による調査や鑑別結果をもとに家庭裁判所裁判官は、審判不開始(同第19条)、審判開始(同第21条)、検察官送致(同第20条)の決定を行う。

審判開始の有無については、非行事実と要保護性⁷⁶に基づき判断が行われる。要保護性の概念については、何らかの保護が必要な状態(保護の必要性)を示す広い概念であるが、保護法制の趣旨に応じて広狭多義に用いられており、特に少年法での要保護性の3大要素としては、(1)累非行性、(2)矯正可能性、(3)保護相当性が挙げられている⁷⁷。(1)累非行性とは、少年がその環境、性格に照らして、将来、再び非行を行う危険性があること、(2)矯正可能性とは、保護処分による矯正育成を施すことによって、少年の犯罪的危険性を除去しうる可能性のことであり、(3)保護相当性とは、少年の処遇にとって保護処分が最も有効、適切な手段であることとされている⁷⁸。家庭裁判所は、このような要保護性と非行事実を行った蓋然性が認められて、はじめて審判開始の決定を行うこととなっている。

次に、少年審判は、原則として非公開で行われる(少年法第22条2項)。しかし例外として、一定の重大事件に関する被害者や検察官に対して審判の傍聴権、出席権が認められてい

⁷⁵ 菊田幸一『概説少年法』明石書店、2013年、152頁。

⁷⁶ また、少年法における要保護性概念については、菊田によって4説が挙げられている。第1説に非行の危険性および矯正可能性とする見解、第2説に累非行性・矯正可能性および保護相当性とする見解、第3説に非行再演のおそれ、すなわち将来の触法行為の要因としての現在の個性ならびに環境の相関的異常状態とする見解、第4説に保護処分の必要性・有効性・相当性(倫理性)とする見解である。現在は、第2説が通説的役割を果たしている。菊田、前掲書、45-47頁。

⁷⁷ 澤登俊雄『少年法入門』有斐閣、2011年、143・144頁。

⁷⁸ 川出・金、前掲書、334頁。

る。特に、検察官が少年審判に出席することが認められる事件は、犯罪少年の事件で、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件、または死刑又は無期もしくは長期 3 年を超える懲役もしくは禁固に当たる事件においてであり、非行事実認定のために必要があるときは、検察官の出席権が認められている(同第 22 条の 2 第 1 項)。少年審判において検察官は処遇決定段階に関与することではなく、さらに審判の出席についても上述した事件に該当するからといって当然に認められるものではなく、家庭裁判所の決定によって出席権が認められるに過ぎない。また、検察官の法的地位は成人の刑事事件のように、手続の当事者、訴追官・原告官ではなく、公益の代表者としての立場から事実認定を行うという「審判の協力者」としての位置づけである。

このため少年審判では、職権主義に基づいて運用されており、家庭裁判所自らが主体となって証拠調べを行い、事実を解明し少年に対する処分を決定する⁷⁹。そのため、家庭裁判所での中立性とは、少年の有利にも不利にも偏ることなく職権を行使するということである。事実認定に関する証拠調べについては、「非行事実の認定に関する証拠調べの範囲、限度、方法の決定は、家庭裁判所の完全な自由裁量に基づくものではなく、合理的な裁量に基づくものでなければならない」としている⁸⁰。

また、家庭裁判所裁判官は、少年に対する終局処分の決定を一定期間留保して、家庭裁判所調査官に少年の行動を観察させるといった試験観察の命令を下すことができる(同第 25 条第 1 項)。試験観察とは、最終決定を猶予することによる心理的強制力を利用し、それによって改善更生の効果を上げるという機能を有している。この点について、運用実態が比較的近い処分決定である保護観察との相違点として、坂田は、試験観察が(1)最終処分決定前の中間措置であること、(2)対象となる期間がおおむね 6 ヶ月を限度とする比較的短期間であること、(3)性質として消極的なものであること、(4)家庭裁判所調査官による直接的な指導による監督を原則とすることを挙げている⁸¹。

⁷⁹ 少年審判において、このような対審構造がとられているのは、少年審判の目的が、少年の責任を追及することにあるだけでなく、少年の問題性を明らかにして、改善更生のために最適な処分を決定することにある。そのため、家庭裁判所を中心に関係者が協力し合う体制を作り、審判自体が一種のカウンセリング機能を持った改善教育の場であるために、裁判官が少年に語りかけながら手続きを進めるといった形で運用されている。

⁸⁰ 最高裁昭和 58 年第 77 号同年 10 月 26 日、第一小法廷決定、刑集 37 卷 8 号, 1260 頁。

⁸¹ 坂田仁「試験観察」宮沢浩一他編『刑事政策講座 第 3 卷』成文堂, 1972 年, 256 頁。

第3項 終局決定

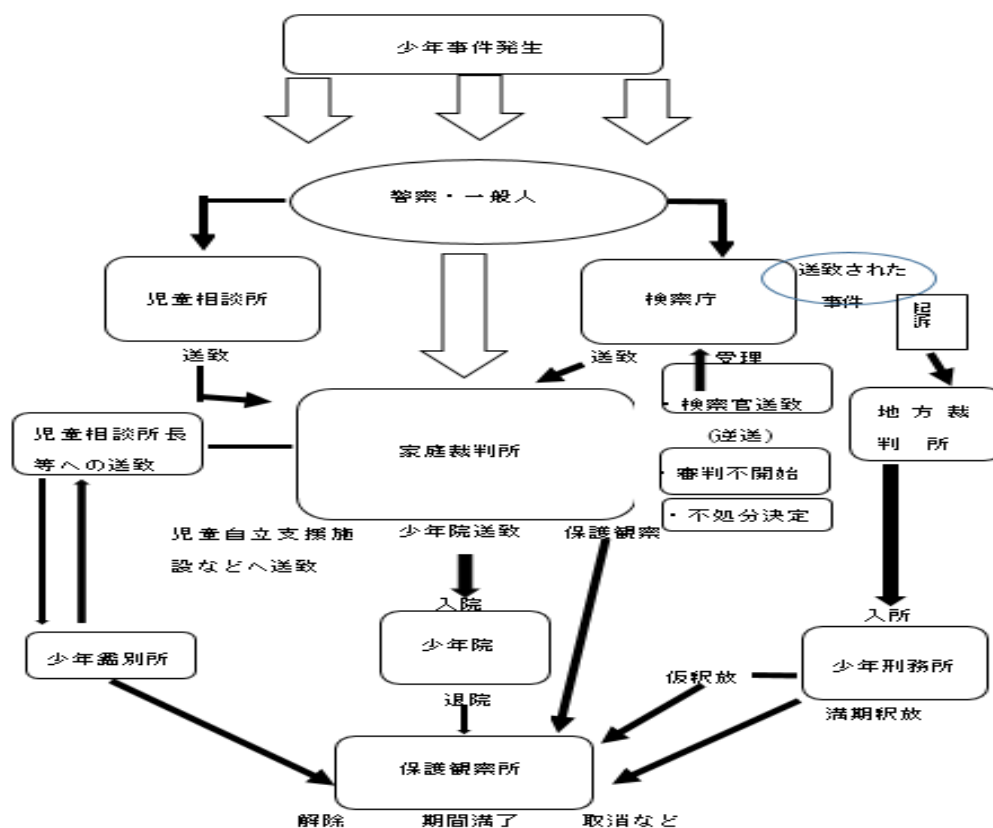
終局決定については、(1)不処分決定(同第23条第2項)、(2)保護処分決定(同第24条)、(3)検察官送致決定(同第20条)に分類される。不処分決定については、非行の事実が認められない場合や、少年に要保護性が認められない場合に下される決定である。しかし、多くの要保護性がないと判断された少年事件の大部分は、審判段階で、調査官や裁判官による訓戒等の保護的措置がなされない場合や、別事件で保護処分を受けていることで要保護性がないという判断になっており、非行事実が認められない理由による不処分決定はごくわずかであるとされる⁸²。

保護処分決定には、(1)保護観察、(2)児童自立支援施設又は児童養護施設への送致、(3)少年院送致に分類される(同第24条)。保護処分決定には、審判条件具備、非行事実の存在、要保護性があること、審判を経たことが条件となっている⁸³。

⁸² 川出・金, 前掲書, 340頁。

⁸³ 田宮裕・廣瀬健二編『注釈少年法』有斐閣, 2009年, 283頁。

図3 少年事件の手続の流れ



出典：検察庁ホームページを基に作成。

第3章第2節 被害者心情の伝達に関する取り組み

第1項 社会調査段階、試験観察段階での被害者心情の伝達に関連する取り組み

保護観察段階の被害者心情等伝達制度は公式的なものである一方で、社会調査段階で被害者の心情を理解させることが少年に必要とされる場合も家庭裁判所調査官の裁量のもと実施されることがある。社会調査とは、家庭裁判所調査官が加害少年と保護者に聴取を行いその目的は、(1)少年や保護者に対して直接事情を聴取することで、犯罪に至った動機、原因、生育歴、性格、生活環境等といった犯罪の背景にある生育環境上の問題や要保護性の問題を明らかにすることにある。そして、(2)事情を考慮しながら少年鑑別所、保護観察所、児童相談所などの関係機関と連携を図り、立ち直り支援について必要な方策を検討することも挙げられる。このような社会調査の一環として、被害者の心情が伝達されている。主な

流れとしては、被害者と家庭裁判所調査官が面会し、被害の実情と心情について家庭裁判所調査官を通して少年に伝達する。少年もこれに応じて、自分が反省していることを被害者に知ってもらうために様々な働きかけを行う。具体的な方法としては、謝罪文を書くこと、自身が書いた課題作文を被害者に開示するといったことが挙げられる。

また、上述した社会調査と類似するものとして、試験観察中の少年と家庭裁判所調査官との取り組みが挙げられる。試験観察とは、少年の処分を直ちに決定できない場合、処分決定を行うために少年を一定期間家庭裁判所調査官の観察に付すものである。そこで、試験観察の段階で少年と被害者が直接面談し、または、家庭裁判所調査官が仲介して、手紙をやり取り、謝罪、被害の弁償が行われているケースもある⁸⁴。

第2項 被害者心情等伝達制度

被害者心情等伝達制度(更生保護法第65条第1項)とは、更生保護段階における被害者支援制度の一つである。更生保護段階における被害者支援制度とは、図4に示すとおり、主に4つの制度(被害者意見聴取制度、被害者心情等伝達制度、被害者通知制度、相談と支援)に分類されている。被害者心情等伝達制度とは、保護観察の段階の少年に対し、保護観察官を通して被害者等が保護観察中の少年に心情を伝える制度である。具体的には、被害者が自身の心情や保護観察中の加害少年の生活や行動に関する意見を保護観察官から少年に伝えるものである。

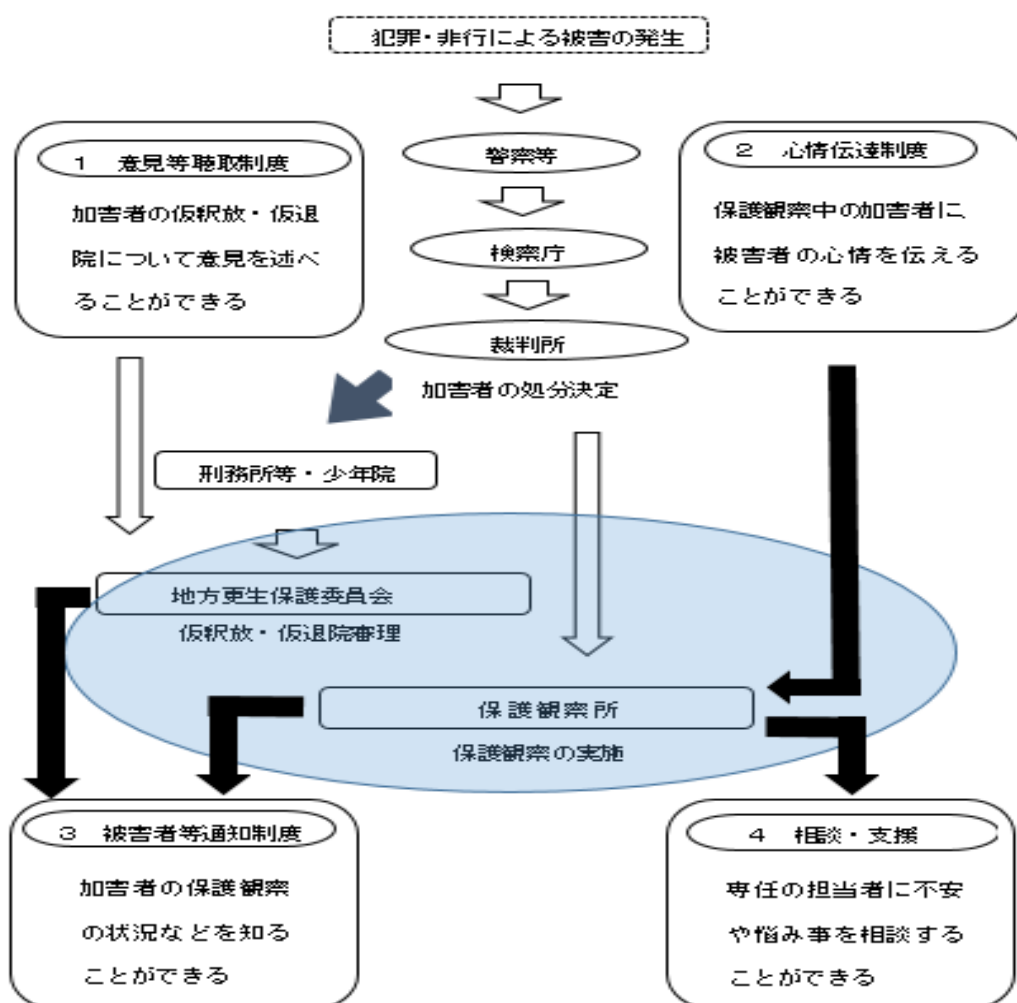
被害者心情等伝達制度では、伝達役を保護観察官と保護司が担い、通常保護観察業務における加害者担当観察官の他に、被害者担当官、被害者担当保護司が加わることで運用されている⁸⁵。また、被害者担当官・保護司は被害者聴取に従事するため、その間は加害者に対する通常保護観察業務は行わず、被害者と被害者担当官・保護司が協同して心情聴取書を作成し、その後、加害者担当官を通じて加害者本人に伝達が行われるという過程の中で被害者の心情が伝達されている⁸⁶。

⁸⁴ 札幌家庭裁判所「被害者調査から一少年と被害者との関係修復を求めて―」『ケース研究』第278号, 2004年2月, 155 - 192頁。

⁸⁵ 小長井賀與「被害者支援と加害者処遇の接点」『被害者学研究』第20号, 2010年3月, 92 - 93頁。

⁸⁶ 同上, 92 - 93頁。

図4 更生保護段階における犯罪被害者を取りまく制度



出典：法務省，更生保護における犯罪被害者等の方々の制度、を基に筆者作成。

第3項 被害者心情の伝達に関連する制度の意義と課題

被害者心情等伝達制度は、比較的軽微な事件において有効に働くのではないかと考えられる。その理由は、被害者負担に考慮した場合の、(1)事件発生から処分決定までに要する時間的・肉体的・精神的負担や情報の制限、そして(2)被害弁償可能性といった点において、重大事件との違いが認められている点に起因する。以下では、この2点について比較的軽微な事件と重大事件との違いを確認したい。

(1) 被害者の負担と情報の制限

比較的軽微な事件においては、要保護性の問題や累犯といった問題を持つケースを除き、少年を早期段階で社会内処遇することを目的として運用されている。その理由は、少年が未成熟であり、また可塑性に富むため、柔軟な対応と適正な教育、環境の調整によって矯正可能性の高さが挙げられる⁸⁷。そのため、少年事件では事件発生から捜査、調査、処分決定といった各段階において成人と比較して短期間で進行する。また処分についても、形式的な家庭裁判所送致である簡易送致、不処分決定といった多様な決定が認められる。これらの決定は、全て、早期段階で社会に戻すことを目的とした制度であり、実質的な意味でのダイバージョンとして捉えられる。そのため、軽微な事件の多くは短期間で処分決定が行われている。このような軽微な事件は、事件発生から処分決定までの期間における被害者の負担(時間的・精神的・肉体的な負担)は比較的少ないと考えられる。また、各段階の進行が速いことが意味するものとしては、事件後から捜査や調査で得られる情報が新しい。そのため、より迅速で確かな情報を得る機会として、社会調査や試験観察といった処遇段階における少年と被害者との間接的な接触は有効であると考えられる。

しかし、一定以上の重大事件や累犯といった事件の場合は、手続の各段階が長期化することが多く、また、事実認定においてもより慎重に整理が行われる。そのため、事件発生から処分決定までの各段階の進行が遅く長期化することが想定される。さらに、重大事件は、身体犯や生命犯といった被害が甚大なケースがほとんどであり、犯罪被害者は身体的・精神的に重大な苦痛を伴う。そのため、各段階の進行が遅い上に上述したような被害者の負担も大きく、被害者は少年との接触や事件について考えることを敬遠するケースも多い。また、重大事件の多くは、事件の罪質(犯罪動機、事件の性質、共犯)を考慮して、被害者が求める情報が十分に得られないという問題も挙げられる。その理由は、少年事件は保護主義の理念に基づき、成人事件と比べ情報の非公開を原則とされているためである⁸⁸。そして、公開に関する判断基準の1つとして事件の性質や少年の健全育成という視点が含まれており、重大事件になるほど情報公開が可能な範囲が狭くなると考えられる。そのため、重大事件の被害者は少年司法手続において事件に関する情報を十分に得ることが難しく、保護観察段階で

⁸⁷ 保護主義にもとづく考え方であり、成人の刑事事件と大きく異なる性質である。

⁸⁸ 2008年の少年法改正以降から、(1)一定以上の重大事件で少年の健全育成に反しない範囲で被害者に少年審判の傍聴が認められ、この他にも、(2)家庭裁判所から被害者に対する審判状況の説明や、(3)記録の証拠の閲覧・謄写が認められるようになっている。

の被害者心情等伝達制度にはこのような点から限界があるといえる。

(2) 被害弁償可能性

軽微な事件の被害者の多くは、上述したような被害者が負う負担が比較的軽く、また民事訴訟の調停といった制度を利用することで、被害者に対する被害弁償への弁償可能性は高くなる。そのため、被害者の被害弁償に関する不安は小さく、また、少年の立ち直りに対し賛同するようなケースも多くみられる。一方で、重大な事件の場合は、弁償が非常に困難なケースが多く、被害者が自身の心情を伝えるだけでは、十分に満たされないケースも多い。このようなケースは、被害者と少年そして中立的な第三者を含めて、被害弁償や謝罪を行う機会が必要である。また、これらの取り組みには長期的な姿勢で臨むことが重要であることから、処遇の段階ではなく社会内処遇の少年に対して長期的に被害者に対する被害弁償や謝罪を行う必要性が高いといえる。

第3章第3節 被害者の視点を取り入れた教育

被害者の視点を取り入れた教育(以下、被害者の視点を取り入れた教育とする。)とは、全国の刑事施設で実施されている改善指導(一般改善指導と特別改善指導)のうち、特別改善指導(R4)に該当するものである。特別改善指導とは、特定の受刑者に対して行われる指導であり、(1)薬物依存離脱指導(R1)、(2)暴力団離脱指導(R2)、(3)性犯罪再犯防止指導(R3)、(4)被害者の視点を取り入れた教育(R4)、(5)交通安全指導(R5)、(6)就労支援指導(R6)の6種に分類されている。本節では、被害者の視点を取り入れた教育について概観する。

第1項 少年刑務所における被害者の視点を取り入れた教育

被害者の視点を取り入れた教育とは、特定の受刑者が刑期内において受ける改善指導であり、法務省矯正局が提示する被害者の視点を取り入れた教育カリキュラムに基づいて実施されている。指導の目標は、「自らの犯罪と向き合うことで犯した罪の大きさや被害者及びその遺族等に誠意を持って対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせること」であり、対象者は、「被害者の命を奪い、又はその身体に重大な被害をもたらす犯罪を犯し、被害者及びその遺族等に対する謝罪や賠償等について特に考えさせる必要がある

者」としている⁸⁹。指導を行う者は、職員の他に民間による協力者として被害者及びその遺族等、犯罪被害者支援団体のメンバー、犯罪被害者問題に関する研究者、警察並びに法曹関係者等が挙げられる。また、一単元は 50 分であり、全 12 単元を標準としているほか、実施期間は 3 か月～6 か月に設定されている。

被害者の視点を取り入れた教育のカリキュラムの内容は、(1)命の尊さの認識、(2)被害者の実情の理解、(3)罪の重さの認識、(4)謝罪及び弁償についての責任の自覚、(5)具体的な謝罪方法、(6)加害を繰り返さない決意の 6 項目に分かれており、具体的なものとしては表 4 の通りである。

表 4 指導計画における指導項目

指導項目	指導内容	指導方法
オリエンテーション	本指導の目的と意義を理解させる。(カリキュラムの説明、動機付け)	講義
命の尊さの認識	命の尊さや生死の意味について具体的に考えさせる。	講話、グループワーク、課題読書指導
被害者(その遺族等)の実情の理解	加害者及びその遺族等の気持ちや置かれた立場、被害者の状況について、様々な観点から多角的に理解させる。 ①精神的側面、②身体的側面、③生活全般	講話(ゲストスピーカー)、視聴覚教材の視聴、講義、課題読書指導(被害者の手記等)
罪の重さの認識	犯罪行為を振り返らせ、客観的に自分の犯した罪の重さ、大きさを認識する。	課題作文、グループワーク
謝罪及び弁償についての責任の自覚	被害者及びその遺族等に対して、謝罪や弁償の責任があることについて自覚させる。	グループワーク、役割交換書簡法、講話(ゲストスピーカー等)
具体的な謝罪方法	具体的な謝罪の方法について自分の事件に沿って考えさせる。	グループワーク、課題作文
加害を繰り返さない決意	再加害を起こさないための具体的方策を考えさせるとともに、実行することの難しさを自覚させる。	グループワーク、視聴覚教材の聴取、講義

出典：改善指導の標準プログラムについて(依命通達)、2006 年、13 頁を基に筆者作成。

次に、少年院と通常の刑事施設で実施されている被害者の視点を取り入れた教育のプログラムの比較を行うこととする。本節では、神奈川医療少年院での被害者の視点を取り入れた教育のカリキュラムを用いて比較を行っている⁹⁰。神奈川医療少年院での特別プログラム

⁸⁹ 法務省矯正局長「改善指導の標準プログラムについて(依命通達) 別紙 4 被害者の視点を取り入れた教育の標準プログラム」法務省矯正第 3350 号、11 頁。

⁹⁰ 具体的なカリキュラムについては、工藤弘人「少年院における被害者の視点を取り入れた教育と被害者等に対する関係調整について」第 10 回 RJ 交流会報告資料、2014 年 6 月 21 日を基に作成を行った。

では、全在院者を対象とした被害者の視点を取り入れた教育のみでは不十分な者に対して実施されており、自己の非行を十分に振り返らせるとともに、犯罪被害者等の心情を理解すること、謝罪を含む償いについて、少年に対し指導が行われている。指導の目標は自己の与えた被害を直視させ、自己が惹起した非行の重大性や被害者の現状を認識させ、被害者やその家族に対する謝罪の気持ちを持たせ、謝罪も含めた償いをするためにどうすればよいかを具体的に考えさせるといったことが掲げられている。プログラムの内容については、(1) 自己の被害体験、(2) 被害について知る、(3) 犯罪被害者等に対する共感的理解、(4) 事件への振り返り、(5) 償いの在り方、(6) 具体的な償いの方法の流れで行われている。また、指導については、担当者が継続的に指導し、主担任と副担任を決めて、複数名配置で実施するとともに、原則として5名以上8名以下のグループワークによって実施されている(原則として非公開とされているが、実情に応じてメンバーの交代も可能である)。さらに、プログラムの基本的枠組としては、グループワークの他にも、個人ワーク(ワークブック作成)によって個別に指導が行われている。指導時間数は、1単元75分(全12回)とされており、短期処遇プログラムの場合は、週1回(12回)で約3か月、あるいは集中的に週2回実施で1か月半とされている。長期処遇プログラムの場合は、隔週1回(12回)で約6か月、あるいは週1回実施で3か月の間隔で実施されている。

このように被害者の視点を取り入れた教育については、少年院と少年刑務所との比較からその内容やカリキュラムに違いが生じているといえる。また両者の比較によって、各単元の長さ、具体的な項目については少年院で実施されている被害者の視点を取り入れた教育の方がより丁寧であり、また処遇に必要な環境についても様々な点で配慮がされているといえる。この差については、同じ刑事施設という分類の中でも少年刑務所に比べて少年院の方が少年の改善更生とそのための矯正教育を目的としている点から、違いが生じているといえるのではないだろうか。

表 5 少年刑務所と少年院における被害者の視点を取り入れた教育の相違点

		少年院	少年刑務所
指導項目	①	命の尊さの認識	自己の被害体験
	②	被害者の実情の理解	被害について知る
	③	謝罪及び弁償についての責任の自覚	犯罪被害者等に対する共感的理解
	④	謝罪及び弁償についての責任の自覚	事件への振り返り
	⑤	具体的な謝罪方法	償いの在り方
	⑥	加害を繰り返さない決意	具体的な償いの方法
単元		75分(12回)	50分(12回)
グループワーク		原則グループワーク(5人～8人)で非公開	少人数のグループを編成する場合と固定のグループワークを組み合わせている

出典：筆者作成。

第 3 章第 4 節 被害者の心情伝達に関する制度と被害者の視点を取り入れた教育の今後の課題

以上から、現行の被害者の心情伝達に関する制度と類似する取り組みについては、軽微な事件において有効であると考えられる。この点、第 4 章で取り上げる少年対話会で実施された対象事件は、軽微な事件が対象となっておりかつ事件の性質が複雑でなく、短期の手続の中で実施された対話形式の取り組みであった。そのため、現行の被害者心情を伝達する制度と共通点も多く見られる。しかし、第 2 節においても述べたように、現行の被害者への心情伝達に関する制度は、重大事件の被害者にとっては有効な制度ではないと考えられる。その理由は、処遇段階という限られた期間の中での時間的制約、被害者の負担、情報の開示、といった点を考慮した場合、被害者に大きな負担を強いる必要があり、また二次被害等の問題に発展する可能性が高いためである。

また、被害者心情等伝達制度は、加害少年に対して被害者の心情を理解させるための制度ではあるが、加害少年の改善更生という矯正・更正の観点から実施される。そのため、矯正・更正といった点から適切でないという判断がされる場合は、加害少年に被害者の心情を十分に伝えられないこともある。さらに、被害者心情等伝達制度は、基本的には被害者から加害者に自身の心情を一方通行で伝えるため、修復的対話のように被害者自身の心情を直接加害少年に伝え、また、それを聞いて少年はどう思うか、といったフィードバックによって得られる細かい情報の確認、対話を踏まえた上での決意の確認といったことは実現できな

い。この点、民間で実践されている修復的対話については、重大事件において非常に有効な取り組みであると考えられる。しかし、現時点では岡山仲裁センターに申し込む場合は、申込費用を負担しなければならず、その多くのケースでは、被害者が費用を負担するという状況となっている。このような問題は、事件後の被害者に対して経済的な負担をさらに増やすこととなるため、依頼を敬遠する可能性や、費用を支払った被害者が費用に見合った期待を大きく持ってしまう可能性がある。そのため、対話を望む被害者をはじめ加害少年に対しても経済的な負担を強いられている状況を改善していく必要があるといえる。

この点については、被害者と加害少年の関係の修復に精力的に取り組む弁護士のインセンティブのみに期待するのではなく、事件の性質や少年の状況を考慮した上で、国費で弁護士・NPO型の制度を利用することが可能となるような制度を構築することが重要であると考えられる。また、被害者加害者対話の会運営センターのように修復的司法の活動を無償で実施している団体の場合においても、活動団体の認知度の問題、少年司法制度との関係性が理解され難く、このような問題に対しては、国による啓発活動や支援が行われなければ、実施件数を伸ばすことは難しいといえるだろう。このような整備を行い、現行制度の被害者心情等伝達制度や被害者の視点を取り入れた教育、さらに弁護士・NPO型といった多様な修復的司法の形態を用いて、少年司法制度と民間団体における修復的司法の実践を組み合わせた制度を構築し被害者支援と少年の立ち直りを検討していく必要があるといえるだろう。

小括

本稿では、現行少年司法制度において修復的司法に類似する制度として、事件送致後の家庭裁判所裁判官によって行われる被害者調査(社会調査)、試験観察、保護観察官によって行われる被害者への心情等伝達制度、さらに刑事施設で実施されている被害者の視点を取り入れた教育について、修復的司法の実現を踏まえた上での現状分析と課題を明らかにした。家庭裁判所調査官による社会調査や試験観察段階での取り組み、また保護観察官等を中心に行われる被害者心情等伝達制度については、事例研究からも分かるように被害者と加害少年との関係調整や被害弁償、謝罪等が実現しており、現行法の中においても修復的司法に類似する取り組みが行われているといえる。また、被害者の視点を取り入れた教育については、刑事施設内の特定の加害少年に対して改善更生を目的とした矯正教育の一環として、自身が犯した罪の自覚と反省、具体的な謝罪方法といった内容について、教育レベルでの取り

組みが行われている。

しかし、これらの取り組みの中では、被害者と加害少年が直接的に面談し謝罪や被害弁償を行うことが保障されているものではない。例えば、社会調査や試験観察、被害者への心情等伝達制度については、第一に加害少年の改善更生の目的の範囲内で担当官の裁量に基づき実施の有無の判断が行われている。さらに、被害者の二次被害の問題から運用については消極的なものとなることが想定される。また、刑事施設での被害者の視点を取り入れた教育については、原則としては担当官による加害少年への教育的な措置を目的としていることから、被害者とのやり取りを想定しているものではなく、教育の波及的な効果として謝罪文や被害弁償が行われているといえるだろう。このように、改善更生の目的の範囲内といった大原則に加えて、さらに担当官の裁量、被害者の二次被害、少年の身柄収容といった点から、現行少年司法制度において修復的司法を実現していくには限界があるといえる。そのため、少年司法制度内での取り組みだけでなく、民間による修復的司法の取り組みを通して被害者への被害弁償や謝罪、加害少年との関係調整と立ち直りの取り組みを実践していく必要があるといえる。そこで、第 4 章ではこれまで日本において実践されてきた修復的司法の取り組みの中でも国家による取り組みと民間によって行われた取り組みを比較し、民間での取り組みの状況を踏まえてその意義と課題を明らかにすることとする。

第4章 日本で実施されてきた修復的司法

はじめに

日本において修復的司法に関する議論が行われるようになったのは、1990年代頃からである。当時は、諸外国で実践されている被害者救済制度として、一部の刑事法学者の間で議論が行われていた。その後、2000年代以降から日本の国会においても、犯罪被害者の権利とその在り方をめぐる議論の中で頻繁に取り上げられるようになった⁹¹。その後、2003年に策定された「青少年育成大綱」の中で、少年非行対策の処遇全般の多様化に向けて修復的司法の取り組みが検討されることとなった。このような流れを受けて、2005年から2006年間にモデル・パイロット事業として、警察庁主導のもと少年対話会(正式名称は修復的カンファレンス)が実施されることとなった。少年対話会の参加者は任意参加を前提としており対象者は、加害少年、その保護者、被害者、そして司会進行役である警察職員(少年サポートセンターの職員)がファシリテーター役となって、3者間(被害者側、加害少年側、少年サポートセンター)による直接的な面談形式による対話の試みであった。しかし、少年対話会の実施状況は、後述するように依頼件数が非常に少なく全体の1.4%程度の事件のみ対話が実現するという結果となった。

他方で、2005年に閣議決定された犯罪被害者等基本計画では、犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進が検討されることとなり、2006年以降から刑事施設または矯正施設内の加害者に対し被害者の視点を取り入れた教育が行われることとなった⁹²。さらに、新たな犯罪被害者基本施策として、2007年以降、犯罪被害者に対して(1)意見聴取制度、(2)心情伝達制度、(3)被害者通知制度、(4)相談・支援制度等が行われている。このように、2006年頃までは、特に少年の軽微な事件に対して被害者と加害者が処遇の過程で直接的・間接的に関わりを持ち処遇に反映させるとともに被害者のニーズを実現するような取り組みが行われていた。

そこで第4章では、2005、2006年に警察庁主導のもと実施された少年対話会と現在の日

⁹¹ 当時の刑事法学者の間では「修復的司法」として、国会の審議においては「被害者回復司法」、「関係修復的司法」という用語を用いて議論が行われていた。

⁹² 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律に基づき、矯正施設内の加害者に対し、特別改良指導の1つとして被害者の視点を取り入れた教育、一般改善指導として被害者感情理解指導等が行われている。

本において修復的司法主流となっている弁護士会主導型のものと NPO 型のものを比較し、検証を行う。その上で事件類型、参加者の要件、対話志向型と解決指向型、進行役に必要なスキルといった点を中心に相違点を明確にした上で、弁護士会主導型、NPO 型の修復的司法についての課題と少年司法制度との関係について考察を加える。

第 4 章第 1 節 少年対話会

少年対話会の対象者、参加者に関するアンケート調査については、警察庁生活安全局少年課の植木によって報告が行われている⁹³。以下では、これを基に少年対話会の活動を概観する。

第 1 項 少年対話会の背景

少年対話会とは、警察職員が司会者であるファシリテーターとなって、少年及び保護者そして被害者等が犯罪について、(1)非行少年の立ち直り、(2)被害者の被害回復、(3)地域社会の安全の回復を図ることを目的として対話を行う、警察庁主導によるモデル・パイロット事業である⁹⁴。そのため、2004 年 4 月に警察庁は有識者による調査研究会を立ち上げており、その中で検討課題となったのは、少年対話会の法的位置づけ、対象となる非行少年の範囲、司会者、実施要件、そして日本への導入の可能性等についてであった⁹⁵。本節では、調査研究会で提出された資料を基に検討結果について概観する。

(1) 対象となった事件と留意された点

対象となった事件は、保護処分や要保護処分を要しない事件であり、例外として、(1)被害者に対する二次被害のおそれがある事件、(2)少年が事実を否認している事件、(3)既に身柄拘束されている事件、(4)他機関に係属している事件は除外されている。また、実施の

⁹³ 植木, 前掲論文, 2008 年 2 月, 19 - 33 頁。

⁹⁴ 2003 年 12 月 9 日に策定された青少年育成大綱の中では、修復的司法を取り入れ処遇の多様化を図ることを目的としていた。具体的には、処遇全般の充実と多様化について、個々の事案の状況に応じ、加害者の処遇の過程等において、謝罪を含め被害者との関係改善に向けた加害者の取り組みを支援するほか、修復的司法活動の日本への応用との可能性について検討するものである。

⁹⁵ 警察庁「資料修復的カンファレンス(対話集会)に関する調査研究について 少年非行防止法制に関する研究会 第 3 回 資料 7」, 2004 年 5 月 31 日。

<http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen14/no3pdf/no3sr7.pdf> (2013 年 4 月 12 日アクセス)

是非を慎重に判断すべき事件として、(5)性的な動機に基づく事件や(6)告訴・告発に関わる事件、そして(7)共犯事件を挙げている。さらに、対象となる事件はすべて、事件送致前の段階で実施することとなっている。

次に、留意事項については、(1)捜査とは別個の手続であるため、処遇には影響がない取り組みであること、(2)な説明と任意性を確保すること、(3)秘密保持に留意すること、(4)対話会が実施されなかった場合も、謝罪文や伝言のやり取り(間接的な対話)を活用することが可能であることを挙げている。

(2) 参加者とその他の要件

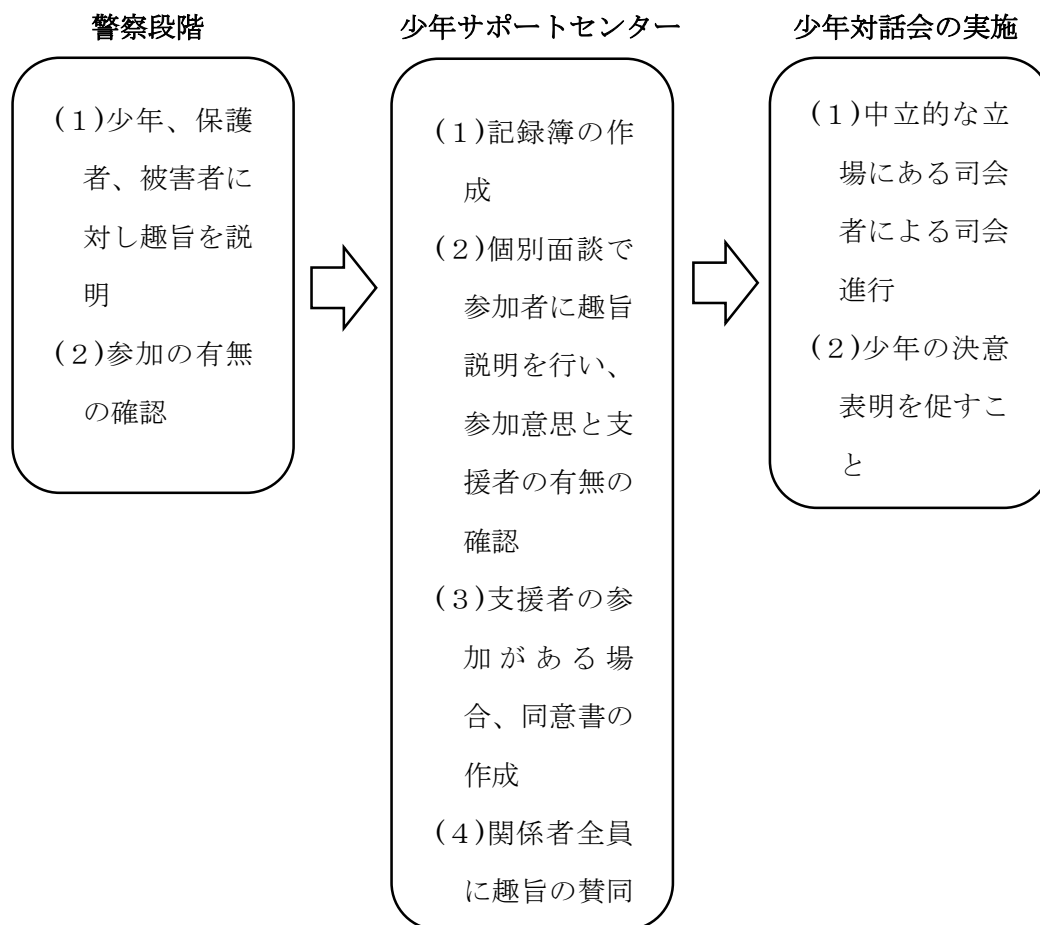
参加者については、警察職員がファシリテーターとして、さらに、加害少年、保護者、被害者、支援者等を参加者とする。この形態は、第1章で述べたように、純粹モデルに依拠したものであり、形態は参加者の対象を狭い範囲で限定した、VOM(Victim Offender Mediation)型である。

実施の流れとしては、主に警察署による事前準備、少年サポートセンターによる事前準備、少年対話会の実施の3つに分けられる。主な流れは図5の通りであり、警察では事前準備として、(1)趣旨説明、(2)参加の有無の確認、そして(3)少年サポートセンターへの引き継ぎが行われている。次に、少年サポートセンターは、(1)記録簿の作成、(2)個別面談と参加者への趣旨説明や支援者⁹⁶の有無の確認、(3)同意書の作成、(4)趣旨の賛同と秘密保持の確認を行う。少年対話会の実施では、(1)司会者が中立的な態度で司会進行を行い、(2)非行少年の決意表明を促すこと、(3)やむを得ない場合には対話会の一時中断が行われる。次に、実施状況と結果についてアンケート調査⁹⁷を中心に概観する。

⁹⁶ 支援者とは、学校教諭、少年警察ボランティア等、少年対話会の趣旨を全部理解した上で、非行少年又は被害者を心理的に支え、非行少年又は被害者が立ち直るきっかけを見つけて支援できる者をいう。

⁹⁷ 少年対話会のアンケート調査については、植木、前掲論文、2008年4月a, 89-99頁を基に検証を行う。

図5 少年対話会の流れ



出典：警察庁 2004 年、前掲資料を基に筆者作成。

第2項 実施状況と結果

少年対話会の対象となった事件は 4,099 件⁹⁸であり、この中で最終的に対話を実施されたのは 56 件⁹⁹(全体の内 1.4%)であった。対話に至った事件の類型としては、窃盗(万引き)38 件(67.9%)で最も多く、その他の事件も軽微な事件が挙げられる¹⁰⁰。次に、事件対象者に対

⁹⁸ 内訳は、モデル事業が 1,855 件でパイロット事業が 2,244 件である。

⁹⁹ 内訳は、モデル事業が 25 件でパイロット事業 31 件である。

¹⁰⁰ 次いで建造物侵入 6 件(10.7%)、自転車盗 4 人件(7.1%)、軽犯罪法 2 件(3.1%)、オートバイ盗 1 件(1.8%)、強要 1 件(1.8%)、占有離脱物横領 1 件(1.8%)、傷害 1 件(1.8%)、学校荒らし 1 件(1.8%)と、軽微な事件が対象となっている。詳細については、植木, 2008 年 a, 85 頁。

して行ったアンケート¹⁰¹と少年対話会の参加者に対するアンケート調査を基に検証を行う。

第3項 アンケート調査の検証

(1) 出席の意向と動機について

少年対話会への出席を希望したグループの内訳は、少年が 15.2%、被害者が 17.2%であり、希望しないグループは、少年が 66.6%、被害者が 67.4%であった。出席を希望したグループの動機については、少年の場合は、「謝りたい(74.5%)」、「けじめをつけたい(54.3%)」が上位である。また、被害者の場合は、「犯罪や反省の気持ちを聞きたい(45.9%)」、「自分の気持ちを伝えたい(38.3%)」等が上位であり、「被害の弁償をしてもらいたい(9.7%)」は低い割合を示している。

少年側の出席を希望する動機の多くは、謝罪を目的としており、次いで、けじめをつけるといった自分の犯した罪と向き合う姿勢が認められる。一方で、被害者の場合は、犯罪や反省の気持ちを聞くこと、自分の気持ちを伝えることが主なものとなっている。このことから、少年対話会へ出席を希望する少年側と被害者側の動機には重なる点が多く、当事者同士のニーズが合致しているといえる。また、被害の弁償については双方とも主たる動機とはなっておらず、ニーズが低いといえる。

(2) 満足度とその要因

少年対話会に出席した者による満足度調査¹⁰²については、少年が 83%、被害者が 71.1%であった。また、なんともいえないと答えた者は、少年が 17%、被害者が 20%であった。さらに、被害者の 6.7%はやや不満であると答えていた。このことから、少年対話会への出席者の満足度は、少年、被害者の両者において概ね高いといえる。しかし被害者の内、27%は、満足とは答えていないため、改善の余地が残されているケースもあるといえる。

少年対話会の満足度に影響を与えたものとしては、少年による説明、謝罪の実現、被害者の心情伝達をもとに説明することができる。例えば、少年が自身の犯した罪について正直に話せたかどうかという点については、91.5%が正直に話せたと答えており、また被害者も95.6%の少年が正直に話したと評価している。また、72.3%の少年が、謝罪を行うことがで

¹⁰¹ 事前アンケート調査において回答が得られたのは、少年からは 1,848 人（回答率 45.1%）、保護者からは 1,521 人（37.1%）、被害者からは 1,135 人（27.7%）であった。

¹⁰² 少年対話会に出席した参加者に対するアンケート調査において回答が得られたのは、少年からは 47 人（回答率 83.9%）、保護者からは 43 人（76.8%）、被害者からは 45 人（80.4%）であった。

きたと答えている。他方で、被害者が自分の受けた被害や自分の気持ちを上手く話せたかという点については、あまりうまく話せなかった 42.2%と評価する者が半数近くを占めている。被害者のニーズについては、少年から正直に話を聞くということ、被害者自身の心情伝達を行うという主に 2 種類のタイプに分けられる。しかし、被害者自身の心情の伝達については、被害者事件後の整理や精神的なケア、一定の時間を経過させる必要性など諸条件を整えることが重要である。そのため、被害者の心情の伝達については、実現したと答えた被害者は 57%程度であり、このようなニーズの実現度の違いが、少年と被害者の満足度に影響を与えたと考えられる。

(3) 最終的な決定事項と実現可能性

また、少年対話会においては、対話の最後に決定事項¹⁰³（例えば、「今回のようなことは二度としない」、「高等学校進学に向けて頑張る」、「仕事を見つけ働くことにより立ち直りたい」等）が決定されることとなっている。この決定事項について、自分の意見が取り入れられたかどうかという点については、少年が 85.1%、被害者が 95.5%で取り入れられたと答えており、ほとんどの場合で少年も被害者も自身の意見が取り込まれたと評価している。他方で、決定事項の実現可能性については、少年と被害者との間に大きな違いがみられる。少年の場合は、68.1%が決定事項の実現が難しいと答えているのに対し、被害者の場合は 20%が難しいと答えている。

この点については、実現可能性を考慮した話し合いをすることが重要であったといえる。また、少年がなぜ自身の意見が取り込まれたと評価するにも関わらず、実現可能性は低いと答える結果になったのか、検討すべき課題が残されているといえるだろう。

第4項 少年対話会の課題と特徴

上述した通り、少年対話会にはいくつかの課題が残されているといえる。本項では、少年対話会の課題を提示するとともに、次節で取り上げる弁護士・NPO 型との比較において用いる項目を挙げる。

(1) 事件の対象と要件

事件の対象について少年対話会は、(1)軽微な事件を対象としており、対話の実施の是非を検討すべき事件として(2)性的動機にもとづく事件、(3)共犯事件の場合を挙げていた。

¹⁰³ 決定事項は、少年、保護者、被害者の 3 者間で決定される最終決定事項ではあるが、法的拘束力を持たない取り決めとなっている。

実際に、対話が実現した罪種別の結果では、性的な動機に関連する事件は扱われておらず、共犯事件も実施されなかった。そのため、少年対話会で実際に対話を実現した事件は、軽微な事件であり、かつ単独犯によるものといった条件を満たす事件がほとんどであった。しかし、本来、被害者にとって自身の心情伝達や加害少年から情報を得たいと考える事件の多くは重大事件であることが多い。また少年事件は、単独犯によって遂行されるケースより、共犯事件であるケースが多い。そのため共犯事件では、刑事訴訟や少年審判において事実認定を巡って争われることもあり、被害者が事件に関する情報の開示を求めるような事件類型は重大事件や共犯事件によるものであると考えられる。また、小林は、対象となった事件の多くが既に金銭的な賠償が行われているような事件であり、対象者の多くが参加の必要性を感じるものでなかったこと、そして、対話によって事件送致が遅れることを避けるために、手続上の理由から実施件数が少なくなったということ指摘する¹⁰⁴。

さらに、参加者の要件について、少年対話会の開催には、参加者について厳しい制約があり、開催については被害者、少年、保護者の参加は不可欠であり、一人でも参加を希望しない場合は、少年対話会は開催されない。この点、本来の純粹モデルに依拠した直接的な対話という点を考慮すれば、被害者、少年、ファシリテーターの3者で行うことが理想である。また、被害者の中には、たとえ軽微な事件であったとしても、少年と直接的な接触を図ることを望まない者も存在する¹⁰⁵。そのため、必ずしも被害者と加害少年が直接的な面談によって修復的対話を行う必要性はなく、また良い結果を得られるとは限らないため、3者が必ず揃わなければならないという点、そして直接的な面談といった形態を採用するといった点については、さらなる検討の余地が残されていたのではないだろうか。

(2) 合意内容の有無とニーズの違い

第二に、決定事項(合意内容)の種類とニーズの違いによる満足度との関係である。被害者のニーズには、対話やその過程で得られる情報だけでなく、謝罪や被害弁償の確約を得ることを求めているケースも多く存在する。この点については本章の第3節で取り上げる、修復的司法をめぐる対話志向型と解決志向型の違いが満足度に影響を与えているのではないかと考える¹⁰⁶。被害者の中には、単なる対話としてではなく、一定の法的拘束力を伴う取り

¹⁰⁴ 細井他, 前掲書, 2010年, 142頁。

¹⁰⁵ 事件がトラウマ化することによって起こるPTSDやOCDといった症状は、被害者にとって深刻な問題である。

¹⁰⁶ 具体的には、少年対話会では、あくまで対話の進行過程の被害者の心情の伝達と謝罪の実現、対話の過程で決まった決定事項の取り決めが行われていた。この点、決定事項は

決め(被害賠償や社会奉仕活動)といった形で解決を望む者も多い。このことから、少年対話会で採用した対話志向型の修復的司法では、このようなニーズに応えることができなかつたといえる。そのため、ニーズの多様性に応えるために、一定の法的拘束力を持って合意内容を決定する解決志向型による修復的対話の採用を検討する必要があるのではないだろうか。

(3) ファシリテーターに求められるスキル

最後に、運営・進行役としてのファシリテーターに必要なスキルの問題が挙げられる。少年対話会は、警察庁主導のもとで行われていたため、対話の運営・司会進行役は都道府県警察や少年サポートセンターの職員が採用されていた。しかし、本来、警察職員は、少年補導、事件捜査といった公安活動に従事することが主たる目的である。そのため、対話の進行役として必要なスキルを得ていたかどうかという点については疑問がある。また、少年対話会の趣旨説明についても、アンケート調査の結果を見ると、少年のグループには趣旨を十分に理解できなかったと考えられるような回答をしていた者も含まれていた。少年対話会の趣旨説明や進行には、訓練を受けた修復的司法の専門家や一般のボランティアによって運用されることが重要であったと考える。

第5項 少年対話会をめぐる問題

少年対話会の実施と評価については、警察庁の附属機関で科学警察研究所の犯罪行動科学部少年研究室長の小林によって、少年対話会の実施までの経緯を詳細に整理した上で、実施状況から、実施後の反響と検討課題についての考察が行われている¹⁰⁷。また、高橋は、全国展開として実現した少年対話会の意義と限界について言及し、少年司法と修復的司法との関係や警察に求められる役割について指摘している¹⁰⁸。

小林は、内閣府に設置された犯罪被害者等基本計画検討会で行われている議論について以下のように説明している。

「検討会は、平成14年4月から同11月にかけて計11回開かれているが、警察庁の少年

法的拘束力を持たず、また実現できない場合も、処遇やその後の少年の生活に影響を与えない。

¹⁰⁷ 小林寿一「警察と修復的司法—少年対話会の取り組みを考える」細井洋子他編『修復的正義の今日・明日—後期モダニティにおける新しい人間観の可能性』成文堂, 2010年10月, 130・151頁。

¹⁰⁸ 高橋, 前掲論文, 2009年, 33・47頁。

対話会モデル・パイロット事業については、平成 17 年 7 月 26 日に開催された第 6 回会合で議論がなされている。なお、この時期は、モデル・パイロット事業の 2 年目で試行実施が都道府県で開始される直前であった。当初、警察庁は、この第 6 回会合に向けて事前資料を提出し、本モデル・パイロット事業を犯罪被害者基本法の第 20 条(国民の理解の増進)に沿った「被害者支援等の体制整備に向けた地域活動」として、犯罪被害者等基本計画に盛り込むような提案を行った。この提案に対し、岡村勲構成員(全国犯罪被害者の会代表幹事)から反対意見が文書で表示され、「地域社会における教育活動の一環として修復的司法をプログラム化することに対しては、「許しなさい」と社会活動が強制する恐れがあり、極めて慎重を要する」、「加害者の更生に被害者が事実上協力を義務付けられてはならない」という見解が示された。こうした岡村構成員の反対意見を受けて、警察庁は第 6 回会合において、本モデル・パイロット事業を、犯罪被害者等基本法の第 20 条ではなくて、第 21 条(調査研究の推進等)に沿った「被害者支援等の体制整備に向けた調査研究活動」として基本計画に盛り込むよう修正案を提出した。これに対して岡村構成員は書面で提出した反対意見と同様に、修復的司法に依拠した少年対話会が被害者の支援を第一義的な目的になるかどうか不明であるとし、基本計画に盛り込むことに反対を唱えた。さらにこの岡村構成員の反対意見に他の複数の構成員が同調し、慎重な対応を求めた。こうした議論を受けて、警察庁の少年対話会モデル・パイロット事業を政府の犯罪被害者等基本計画に盛り込むことはとりあえず見送られ、この事業の推進を見守っていくことで合意がなされた。」としている¹⁰⁹。

また、国家公安委員会定例会の議論については、「警察庁は、本モデル・パイロット事業について開始時点(平成 16 年 4 月)と、事業が終了し報告書がとりまとめられた時点(平成 19 年 8 月)の両方で、国家公安委員会に報告を行っているが、後者の経緯が非常に興味深い。後者については、平成 19 年 8 月 9 日の定例会議で生活安全局長が事業報告書の概要を説明しているが、委員の反応としては、当時の大森政輔委員が以下の意見を述べた。「修復的カンファレンスについては、かつてイギリスからどなたかが来られて、パネルディスカッションが開かれたとき、私は非常に興味を持って参加したが、少年保護法制がイギリスやオーストラリアと日本では違いがあり、日本にこれを持ち込むことは木に竹を接いだことになって、あまりうまくいかないのではないかという感想を当時から持っていた。日本における少年保護法の運用、とりわけ家庭裁判所での審判不開始や不処分に対する認識に問題がある

¹⁰⁹ 小林, 前掲論文, 138 - 139 頁。

と思う。審判不開始等は、少年に対して何ら措置を講じていないというのではなく、それまでに少年に対していろいろな措置を講じた上で、法的な措置としては審判を開始するまでもない、あるいは保護処分が付するまでもないということで、審判不開始等になっている。少年に対して、何も措置を講じていないというのは、事実誤認だと思う。そのような認識に基づいて修復的カンファレンスを持ち込むというのはいかがなものかと思う。今回はあくまでもパイロット事業として実施したと思うが、やはり、家庭裁判所を頂点とする少年保護法制やその実態を、もう少し理解される必要があるのではないかと思う。」ちなみに、この意見を述べた大森政輔委員は、平成14年11月から平成19年11月まで国家公安委員を務めたが、以前の経歴としては、司法修習の後、15年以上裁判官を務め、その後、法務省民事局や内閣法制局のポストを歴任している(最終的ポストは内閣法制局長官)。したがって、大森委員の発言には主に裁判官や内閣法制局勤務の経歴が色濃く反映していると理解できよう。^{110]}

また、少年対話会の法的位置付けについては、警察の非行少年についての活動(少年審判規則第13条)と簡易送致制度(犯罪捜査規範第214条第1項)とその措置(同第200条)を根拠とする見解に分かれている。この点、少年対話会が対象とする事件については、事件送致前に実施する指導・訓戒及び被害者に対する支援の一環として位置づけられている¹¹¹。そのため、少年対話会の対象となった事件が、既に簡易送致の対象となった事件であるのか、また非行少年の発見段階で実施されるべき事件とされたものなのかといった点が争点となる。

たとえば、高橋は少年対話会の法的位置付けを少年警察活動規則第13条に定める非行少年についての活動の、その他の必要な措置にあたりと指摘する¹¹²。この場合、「非行少年については、当該少年に係る事件の捜査又は調査のほか、その適切な処遇に資するため必要な範囲において、時機を失することなく、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置をとるものとする。」(少年警察活動規則第13条第1項)としている。その他の必要な措置が講じられるのは、捜査や調査と併記されていることから、捜査や調査段階において実施されると考えられる。そのため、その他の必要な措置の段階においては、簡易送致決定の判断要素である、少年の要保護性、再犯の可能性、刑事処分や保護処分の対象となる事件か否かといった事項については、検討されていないこととなる。

¹¹⁰ 小林, 前掲書, 139 - 140 頁。

¹¹¹ 植木, 前掲論文, 2008年2月, 20頁。

¹¹² 高橋, 前掲論文, 2009年, 40頁。

両者の主張する根拠条文については、被害者支援を視野に入れた取り組みであるか否か
とって点から検討することが可能ではないだろうか。すなわち、微罪処分に準ずる措置で
は、加害少年に対する訓戒や監督者に対する注意、そして、被害回復や謝罪といった規定が
盛り込まれており、被害者のニーズや支援に配慮した規定が含まれている。一方で、非行少
年に対する活動の規定には、非行少年への処遇とそれに資する必要な措置について定めら
れており、非行少年に必要な注意や措置を講じるとともに再犯の防止を目的とした側面が
見られる。そのため、簡易送致の段階では、被害者支援や謝罪が含まれているが、警察や検
察の捜査・調査段階では、被害者との関係について必要な措置を講じることが難しいといえ
る。

以上を踏まえると、修復的司法が本来、被害者視点に根差した取り組みであること、また、
少年対話会の実施にあたって検討された事項として「非行少年の再非行防止、被害者の立ち
直り及び地域社会における市民社会の安全と平穩の確保¹¹³」を目的としていたことから、微
罪処分の措置に準ずる規定(犯罪捜査規範第 214 条第 1 項)を根拠条文としていたといえる
のではないだろうか。

第 4 章第 2 節 弁護士主導型と NPO 主導型の修復的司法

日本の修復的司法は、歴史的には浅く、実務ではなく理論研究が中心となって発展してき
たといえる。この点前野は、日本の修復的司法を(1)民事訴訟型、(2)仲裁センター型、
(3)NGO または NPO 型、(4)裁判官主導型の 4 つに類型化している¹¹⁴。この 4 類型は、
いずれも、司法分野の専門家によって運用されているが、対話の進行役については、被害者
加害者対話の会運営センター(NPO)のように、訓練を受けた一般市民のボランティアが担っ
ているというケースも存在する¹¹⁵。そして、現在の日本において、主導的な役割を果たして
いると考えられるのは、(2)仲裁センター型といった弁護士主導のものと、(3)NPO 型に
よる活動である。本節では、岡山仲裁センターで実施されている形態と被害者加害者対話の
会運営センターで実施されている形態を弁護士・NPO 型として扱い実施状況と少年対話会

¹¹³ 植木, 前掲論文, 2008 年 2 月, 20 頁。

¹¹⁴ 前野, 前掲論文, 44 - 45 頁。

¹¹⁵ 山田由紀子「NPO 活動としての被害者加害者対話—千葉の『対話の会』実践 10 年目を迎えて」『自由と正義』第 61 巻第 9 号, 2010 年 9 月, 35 頁。

との比較を行う¹¹⁶。

第1項 岡山仲裁センターの取り組みについて

(1) 岡山仲裁センターの被害者加害者対話

岡山仲裁センターとは、日本弁護士連合会において全国35センター(2013年4月時点)で運営している紛争解決センターの1つであり、岡山弁護士会では1997年3月から裁判外紛争解決手段(Alternative Dispute Resolution : ADR)¹¹⁷の一環として運営されている。同センターの活動目的は、「当事者の紛争解決能力を最大限に尊重することによって、迅速で、納得のいく解決を図る¹¹⁸」ことを掲げている。また、弁護士以外の外部専門家との共同仲裁、同席方式による手続の進行、「仲裁判断」より「和解あっせん」の重視、当事者の感情の受容、といった側面に配慮した取り組みが行われており、このような特性を活用して被害者加害者対話の試みが行われている。同センターが、1998年度から2009年度までに扱った犯罪の被害者加害者対話に関する事件数は表の通りである。申し込み件数は、全37件(暴行・傷害18件、性犯罪14件、傷害致死2件、脅迫1件、下着窃盗及び器物損壊1件、侮辱1件)あり、申し立て人の内訳は、被害者による申立が22件(暴行・傷害14件、性犯罪6件、傷害致死2件)、加害者による申し立ては15件(暴行・傷害4件、性犯罪8件、その他3件)となっている¹¹⁹。この中で相手方の応諾があったケースは、28件(暴行・傷害17件、性犯罪7件、傷害致死2件、その他2件)あり、被害者による申し立て事件は20件、加害者による申し立て事件は8件が応諾されている。成立件数については、23件(事件類型は、暴行・傷害16件、性犯罪5件、傷害致死0件、その他2件)となっており、被害者の申し立て事件での合意成立は16件、加害者の申し立てによる事件での合意成立は7件であった。

合意内容(重複あり)については、被害弁償の合意21件、謝罪11件、接近禁止等の各種配慮1件、告訴取り下げ1件、民事訴訟取下げ1件の順に合意成立している。この結果につ

¹¹⁶ なお、本章で扱う岡山仲裁センターと被害者加害者対話の会運営センターの活動状況については、担当者による報告と著者が行ったインタビュー調査を基に検証を行う。

¹¹⁷ ADRは、2001年の司法制度改革審議会意見書を受けて2004年に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR法)が制定されており、以降、法務大臣による認証制度が設けられることとなった。

¹¹⁸ 高原勝哉・松岡もと子「岡山仲裁センターにおける被害者加害者対話の試み」『自由と正義』第61巻第9号, 2010年9月, 21・24頁。

¹¹⁹ 同上, 22頁。

いて、被害者には、(1)謝罪の要求、(2)事件の真相の解明、(3)再犯の防止、(4)適正妥当な被害弁償等といったニーズがあり、被害者はこのようなニーズを加害者と直接向き合うことによって実現したいのではないだろうか、といった指摘が行われている¹²⁰。

表6 岡山仲裁センターの被害者加害者対話の申し込み件数と応諾の状況

	申し込み件数		
		被害者	加害者
暴行・傷害	18件 (17件) 【16件】	14件	4件
性犯罪	14件 (7件) 【5件】	6件	8件
傷害致死	2件 (2件) 【0件】	2件	0件
その他	3件 (2件) 【2件】	0件	3件
総数	37件 (28件) 【23件】	22件 (20件) 【16件】	15件 (8件) 【7件】

()内は応諾件数、【 】内は成立件数である。

出典：高原・松岡，前掲論文，22・23頁、を基に筆者作成。

(2) 対話の特徴

岡山仲裁センターの全体的な実施結果から分かる特徴として、まず、申し立て人については、被害者による申し立ての方が若干多いものの、被害者と加害者の両者に大差はないといえる。これは両者の共通するニーズである、簡易で迅速そして廉価な解決が可能なこと、仲裁判断には確定判決と同一の効力を有すること、法律上の権利義務の存否だけでなく実情に沿った解決を図ることができるといった理由から、双方からの申し立てが行われていると考えられる。

次に事件類型の特徴については、暴行・傷害、性犯罪、傷害致死といった重大事件を中心に申し立てが行われているといえる。この理由は、重大事件における民事裁判の長期化や裁判費用の負担、また、被害者側は法廷での証言による精神的負担やプライバシーの問題、そして加害者側は円満解決や民事裁判の取り下げを求めて申し立てを行っていると考えられる。

応諾の有無については、被害者側による申し立てにはほとんどのケースで応諾がみられるが、加害者による申し立てについては、約半分のみ応諾が行われている。この差については、

¹²⁰ 同上，24頁。

損害賠償の決定について公式の機関である裁判所の決定を受けることを希望する被害者が多いということ、また仲裁について詳しく知らない被害者が多いことが考えられる。また、仲裁人については、外部専門家との共同仲裁を目標に掲げているように弁護士だけでなくカウンセラーや複数の弁護士が関与しているケースが認められる。

合意成立内容については、ほとんどのケースにおいて損害賠償についての合意が行われており、次いで、謝罪が約半分のケースで合意が行われており、この他にも接近禁止事項に関する取り決めが1件行われている。これらの内容はいずれも、被害者側の要望が認められた事項であるといえる。その他の合意事項については、告訴取り下げや民事訴訟取り下げといった加害者の要望に関する事項が決定されているが2件のみで非常に少ない。以上からも分かるように、合意内容については通常の民事裁判で得られる決定に近い合意事項が成立しており、後述する被害者加害者対話の会運営センターで決定される合意事項との違いが見られるといえる。その理由は、岡山仲裁センターが仲裁の一環として修復的司法の実践である被害者加害者対話を実施していることの限界にあるといえよう。

(3) 各ケースの分析

次に、2005年までに行われた事件(9件)では、加害少年が複数関わった共犯事件のケースによる申立てが多いという特徴も認められる。岡山仲裁センターで取り組まれているケースには、重大事件であり、被害者による申立てが多く、共犯事件であるものが多いという特徴がみられる。

被害者側は両親のみが参加する場合や、両親と代理人のみ参加する場合も認められている。少年側も少年のみの場合や、少年と保護者、又は保護者のみといった形で柔軟に運用されている¹²¹。

第2項 被害者加害者対話の会運営センター

被害者加害者対話の会運営センターは、2001年に千葉県弁護士会、少年友の会(調停委員等)、FPIC(元調査官等)の3団体で立ち上げ、2004年にNPO法人となった団体である。被害者加害者対話の会運営センターに関する活動内容と詳細な状況報告は、山田¹²²をもとに扱うこととする。

¹²¹ 仲裁人は、弁護士のみ場合と弁護士とカウンセラーの双方が立ち会うケースがある。

¹²² 山田由紀子「NPO活動としての被害者加害者対話—千葉の『対話の会』実践10年目を迎えて—」『自由と正義』第61巻第9号、2010年9月、35-41頁。

被害者加害者対話の会運営センターの2001年から2011年4月までの申込件数は、60件であり、この内の25件については実際に対話が行われている。残りの35件のうち、被害者が拒否したケース(4件)と加害者の適格性が理由に対話に至らなかったケース(1件)の5件は、対話不可を理由として対話に至らなかったケースである。しかし、残りの25件については、対話の準備段階において間接的な修復が図られ場合や、既になんらかの修復的な取り組みが実現していることを理由として対話が行われなかったとしている¹²³。

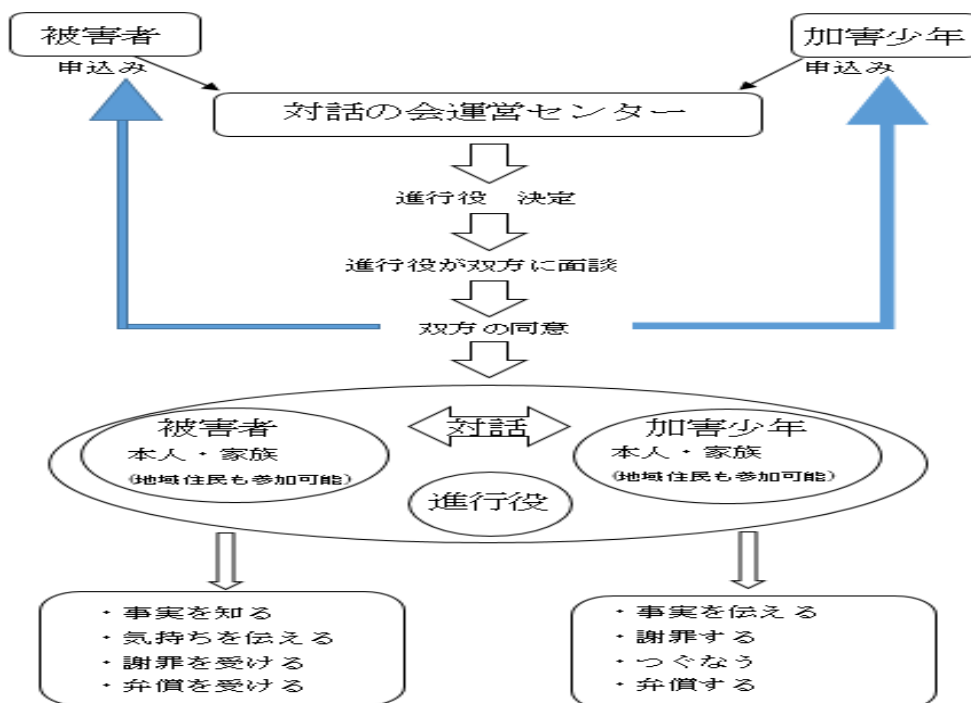
申込みが行われた事件類型については、殺人未遂1件(1)、傷害致死6件(1)、強盗致傷1件(0)、傷害28件(15)、恐喝7件(0)、窃盗8件(4)、器物損壊3件(0)、放火3件(3)、強制わいせつ3件(1)である¹²⁴。

合意内容については、明らかにされていないが、インタビューから、金銭賠償の他に毎日の墓参り、ボランティア活動への参加、被害者の生活圏に立ち入らないことといった内容について合意が行われている。また被害者加害者対話の会運営センターでは、進行役は訓練を受けた一般市民のボランティアが行っている。また、対話の進め方は、図6のとおりであり、被害者又は加害少年から申込みを受けた後に、進行役が両者に面談を行いさらに合意を得た上で、対話のための準備が行われる。対話に至った場合は、被害者と加害少年に加えて進行役の3者間で面談が行われる。

¹²³ 同上, 35 - 41 頁。

¹²⁴ 被害者加害者対話の会運営センター山田由紀子監修『対話の会の進め方—少年犯罪をめぐる被害者、少年、地域社会のために—』被害者加害者対話の会運営センター, 2011年5月, 70 頁。

図6 被害者加害者対話の会運営センターの対話の会の進め方



出典：山田(2010), 前掲書, 2頁。

第4章第3節 少年対話会と弁護士会・NPO型の相違点

第1項 対象となった事件類型

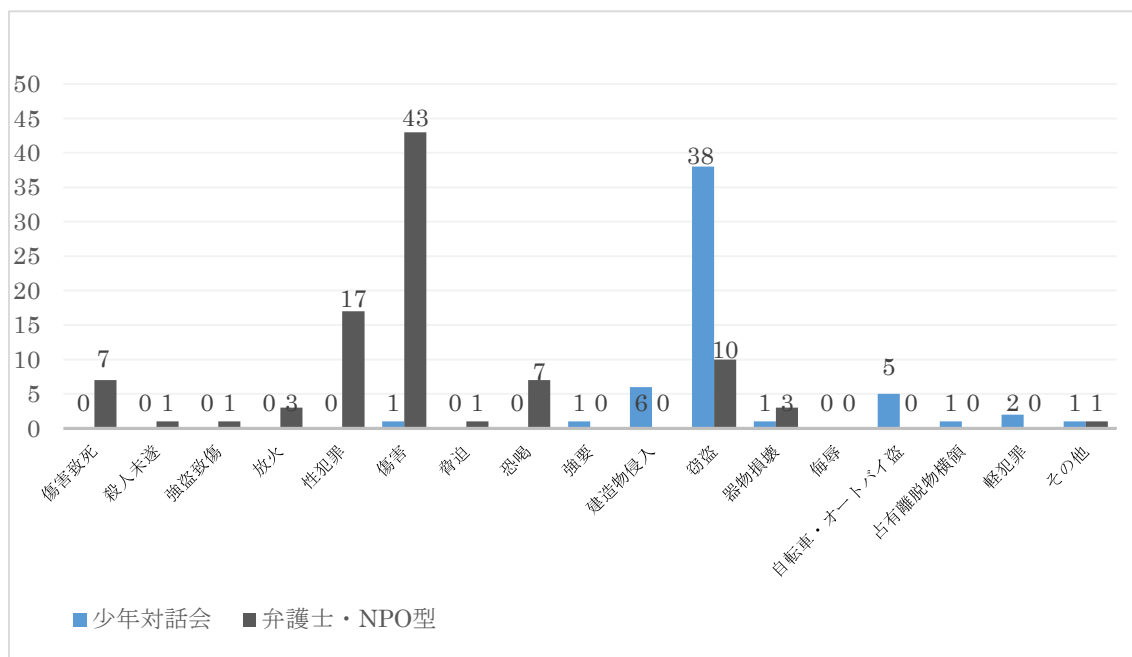
少年対話会では、実際に対象となった事件としては窃盗(38件)が最も多く、次いで建造物侵入(6件)といった軽微な事件が大半を占めていた。また、刑罰の重さで最も重い事件では傷害罪(1件)のみであった¹²⁵。一方で、弁護士会・NPO型において実際に取り扱うこととなった事件類型は傷害罪(43件)が最も多く、性犯罪(17件)や傷害致死(8件)等といった重大事件が大半を占める結果となっている。

この点について、少年対話会では当初から、性的動機に基づく事件や要保護性のある事件

¹²⁵ 参照した資料では、対象事件の件数(56件)と事件類型のパーセンテージのみ紹介されていた。そのため本稿では、事件類型の件数については、人数分の算出について小数点以下を四捨五入したものを掲載している。

を対象外としていた。そのため、少年対話会で扱われた事件は、もっぱら軽微な事件に限ったもの対象として運用することを目的としていたといえる。しかし、より広い事件を対象として扱くと、弁護士・NPO型の取り組みの結果からは、むしろ重大事件や被害者のトラウマとなるような事件、後遺症の残りやすい事件などが特に依頼件数の多い事件となっている。また、依頼された事件の多くが共犯事件であり、共犯事件こそ対話が必要とされる事件であったといえる。そのため、事件の対象を当初から軽微な事件や経済的救済によって回復可能な事件、単独犯による事件といった事件を対象としていた少年対話会は、本来、最も需要があると考えられる対象の事件を含んでいなかったといえる。

図7 少年対話会と弁護士会・NPO型の事件類型の比較



出典：植木(2008.2)、高原(2010)、山田(2010)をもとに筆者作成。

第2項 参加者の要件

少年対話会は、開催の可否についての参加者の要件が厳しく、被害者、加害少年、保護者の3者が参加を希望した場合においてのみ、開催される状況にあった。そのため、3者が揃わない場合は、少年対話会は開催されない。しかし、弁護士・NPO型の実施状況をみると、少年対話会の参加者の要件であった3者が必ずしも対話に出席しなければならないわけではなく、参加者は事件によって柔軟に設定されていた。具体的には、事件の状況を考慮して、

被害者側は被害者の保護者のみである場合や、保護者と代理人のみが対話に出席するという形をもって運用していることが挙げられる。また、少年側についても、少年の成長過程を考慮し、少年の親のみが出席するというケースも認められた。事件の状況や経過を考慮し、柔軟に参加者の要件を設定することが必要であったと考えられる。

第3項 対話志向型と解決指向型

日本のように、純粹モデルに依拠する形で運用している修復的司法については、以下の点を留意すべきとする考えがある。修復的司法と通常の民事訴訟の調停を分け、その相違点としては、修復的司法は解決志向(*settlement - driven*)を目指すのではなく、対話志向(*dialogue - driven*)を志すものであるというものである¹²⁶。その理由は、調停において賠償や合意形成が行われるため、修復的司法の場で求められるのは、対話の中で生まれる情報を得ること、被害者が心情伝達を行う点に特化するためである。確かに、本来の修復的司法の目的は、被害者視点に特化した被害者のニーズの実現と関係者の被害の回復であるとされている。そのため、被害者が自身の心情を伝えるというニーズや情報収集という観点からは、対話志向型によって一定の効果が得られるのではないかと考えられる。しかし、被害者が持つニーズの種類は多様であり、中には、加害者に直接被害弁償の合意を確約してもらうことや謝罪を求めるということも多い。このような場合、純粹な対話志向型を志すだけでは実現しないニーズもたくさん含まれているのではないかと考えられる。

少年対話会の場合は、対話志向型が運用されており実施件数のうち多数の謝罪が実現した。しかし、被害者と少年の満足度の違いや、被害者と少年との合意による決定事項についての実現可能性の違いをみると対話志向型による試みだけでは、これらの問題は解決しないと考えられる。つまり、なんらかの解決を目的とした取り組みとして、法的拘束力を持つ決定事項を取り決めることや処遇決定に影響を与えること、また社会復帰後の少年の生活状況を整えるという意味で、被害者の満足度と少年の実現可能性を向上させることができるのではないかと考える。

この点、弁護士・NPO型においては、形態や実施状況をみると対話志向型としての性質

¹²⁶ Marik. S. Umbreit and Jean Greenwood, *Guidelines for Victim-Sensitive Victim-Offender Mediation: Restorative Justice Through Dialogue*, St. Paul, Minnesota, April 2000, p.11.

https://www.ncjrs.gov/ovc_archives/reports/restorative_justice/restorative_justice_ascii_pdf/ncj176346.pdf (2013年9月1日アクセス)

を持つ。しかし岡山仲裁センターのように、仲介者に弁護士や司法分野の専門家等が介することで、合意内容に関しては解決志向型としての性質も持つといえる。また、被害者加害者対話の会での決定事項に関する実現可能性については、「実現可能性の低い合意はそもそも行わないようにしており、実効可能なものを約束事としている¹²⁷」と指摘する。事件によってケースバイケースではあるが、実際には被害弁償、謝罪、接近禁止やボランティア活動といった具体的なものを取り上げて合意内容としたものが多くみられる。

第4項 運営・進行役に必要なスキル

少年対話会では、準備から対話までの会数がほとんどの行われていなかったと考えられる¹²⁸。もちろん、軽微な事件を対象としていたこともあり、被害者の心情に十分配慮するために要する時間的な負担がほとんどのケースで必要とされていなかったことは、その原因の一つであると考えられる。しかし、民間での取り組みでは当事者が面談するまでの段階に到達するまでに十分な準備を行うため、準備の段階で関係修復が図られるケースも多く存在している。また、対話型や解決型いずれの場合においても、運営・進行を担当する役に必要なスキルが求められると考えられる。この点について高原は、調停者が被害者の怒りに対処できるスキルを身につけることが重要であると指摘する¹²⁹。また、被害者加害者対話会運営センターにおいても、対話の進行役には、単なる一般人ではなく、訓練を受けた一般人を対話進行役に任命している。ファシリテーターに必要なスキルとしては、「被害者にも加害者にも他人事ではない感性を持って受容的に話を聞くことのできる人であること。当事者が安心して話せる場を提供し、感受性豊かに、当事者のニーズ、特に単に表面的に口に出したニーズだけでなく、口に出していない隠れたニーズを発見し、本人に気づかせる。」という点が求められていることが挙げられている¹³⁰。

このような点から、対話の運営・進行役には必要なスキルがあり、少年対話会においてはこのようなスキルを持っていた警察職員がファシリテーターとして対話を試みていたかについては疑問である。

¹²⁷ 被害者加害者対話の会運営センター理事長山田由紀子への筆者のインタビュー（2014年5月25日）。

¹²⁸ 植木，前掲論文，2008年2月，32 - 33頁。

¹²⁹ 高原，前掲論文，104頁。

¹³⁰ 被害者加害者対話の会運営センター理事長山田由紀子への筆者のインタビュー（2014年5月25日）。

小括

本章では、これまで日本において修復的司法が実践されてきた内容と実施結果として、2005、2006年に警察庁主導のもと実施された試験事業の少年対話会の取り組みと、現在日本において民間で実施されている弁護士・NPO型の修復的司法を比較してきた。

少年対話会の取り組みは、弁護士・NPO型の修復的司法が扱ってきた事件類型、ファシリテーター、対話の目的といった点で異なる取り組みであったといえる。また少年対話会では、比較的軽微な事件を対象としており、少年サポートセンターの職員がファシリテーターを務め、また対話志向型を目指して実施されていた。その結果、参加者の満足度については、少年対話会においては、高い評価を得られてきたということが分かった。

一方で弁護士主導型では、弁護士がファシリテーターとして解決指向型で実施されてきており、NPO主導型では、訓練を受けた一般人のボランティアがファシリテーターを務め、対話志向型で実施されてきた。また、民間で行われている弁護士主導型とNPO主導型の修復的司法は、対象事件を限定していない状況で実施されたが、特に重大事件において修復的司法を必要とする当事者が多いということが分かった。さらに修復的司法が実践されるまでについては、十分な時間をかけて修復的司法を行うための準備を行い実践が行われている。この点について少年対話会では、比較的軽微な事件で短期間のうちに対話が実現することとなっていたが、軽微な事件の場合は長期間の準備が行われていない場合においても当事者は満足していることが分かった。つまり、重大事件や共犯事件だけでなく、軽微な事件においても修復的司法には一定の効果があるといえる。

また、NPOでの修復的司法の取り組みの結果から、修復的対話を行う際に加害少年による謝罪を要件としていないにもかかわらず、実際には100%加害少年に謝罪が行われているということを確認することができた¹³¹。また、加害少年の再犯の状況については加害少年の改善更生に対する配慮と追跡調査の限界から、対話に至った対象者全ての加害少年について把握しているわけではないが、1件のみ確認されている状況となっている¹³²。以上の点から、100%謝罪が行われてきたという点さらに、再犯の状況についても確認されているものは1件のみという点から、被害者の精神的な回復と再犯の防止といった点から非常に有効

¹³¹ 被害者加害者対話の会運営センター理事長山田由紀子への筆者のインタビュー（2014年5月25日）。

¹³² 同上。

な取り組みである可能性が高いといえる。これらの取り組みについては、今後、追跡調査や満足度調査が行われることにより、具体的な効果を検証することが可能となるといえるだろう。しかし、当事者の満足度調査や加害少年の再犯率の調査については民間団体によって行うことには限界があり、実際には少年司法制度において修復的司法を実現し国家によって満足度調査や追跡調査を行う必要があるといえるだろう。

そこで第5章では、先行研究に基づいて、今後、日本の少年司法制度において修復的司法を実現するために導入することが可能であると考えられている制度を取り上げ、各段階において整理するとともに先行研究に対して批判的な考察を加えて、その限界と課題を明らかにすることとする。

第5章 修復的司法の充実に向けての提案とその限界

はじめに

本論文ではこれまで、諸外国で実施されている修復的司法のモデルや制度上の比較を踏まえて、日本の少年司法制度において実践される施設内処遇段階の加害少年に対する取り組みと民間レベルで実践されているNPO、弁護士型の事例分析を行ってきた。このような取り組みを踏まえて、今後、日本において少年司法制度の中で修復的司法をどのような形態や段階で導入していくことが望ましいといえるかといった点について検討する必要があるといえる。そこで、現行の少年司法制度と関連する法的枠組みの中で解釈と関係機関の裁量によって運用可能な範囲を明らかにしたい。そのためには、現行少年司法制度の中で運用可能な取り組みやその段階についての既存の提案に基づく整理が不可欠である。

現在、日本の少年司法制度において修復的司法に類似する制度が認められる段階は、第3章で挙げたように被害者心情等伝達制度と少年院・少年刑務所といった施設内処遇段階の少年に対する被害者の視点を取り入れた教育が挙げられる。このような制度に加えて、さらに日本で修復的司法を実現するためには、どのような段階で導入することが可能であると考えられるか。以下では、先行研究によって指摘される既存の提案をもとに、各段階に分けて修復的司法の導入の提案とその整理を行う。そして、これらの提案に考察を加え、実務での運用とその限界について論じることとする。

第5章第1節 警察の被害者対策における被害回復

柴田は、「修復的カンファレンス(少年対話会)の試みは、少年司法システムにもたらす影響だけでなく、警察庁が推進する『被害者対策』における被害者回復の選択肢を多様化することも期待されることから、少年保護の観点だけでなく、被害者保護の視点からも、注目され、その制度化が期待される¹³³⁾と指摘する。柴田の指す被害者対策とは、1996年に警察庁によってまとめられた「被害者対策要綱」が示す項目に基づいて検討されている¹³⁴⁾。この

¹³³⁾ 柴田, 前掲論文, 70 頁。

¹³⁴⁾ 関連する通達、については、国家公安委員会により 2003 年 1 月に制定され「警察本部長による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」が挙げられる。同指針は、被

被害者対策要綱の基本的考え方については、(1)警察の設置目的の達成、(2)捜査活動への被害者の協力確保、(3)捜査過程における被害者の人権の尊重を挙げており、また、被害者対策推進上の基本的留意事項については、(1)被害者のニーズへの対応、(2)総合的な施策の推進、(3)重点的な施策の推進、(4)他機関、民間団体等との連携、(5)各都道府県警察における独自施策の推進を挙げている¹³⁵。このことから被害者対策の基本的な考え方は、警察が個人の利益の侵害を防ぎ、また、侵害された状況の回復と被害者を保護すること、さらに、警察の捜査活動を進める上での被害者の協力を確保することといった側面を重視しているといえるだろう。また、これらの項目の他に個別分野施策の推進として、(1)被害者への救援(被害者の手引きの配布等)、(2)捜査過程における被害者の第二次的被害の防止・軽減、(3)被害者等の安全確保、(4)被害者対策推進体制等の整備が挙げられている¹³⁶。この被害者への救援の中に被害者への情報提供についての項目が定められており、被害者に対する捜査状況連絡制度(以下、「被害者連絡制度」とする。)が設けられることとなった。また、当時の対象事件では、重大な身体犯とひき逃げ事件に限定されていた¹³⁷。そのため、警察庁による被害者連絡制度の対象事件は、重大事件に対して行われることが中心となっていた。連絡内容については、(1)被疑者を検挙するまでの捜査状況、(2)逮捕又は在宅送致

害者対策要領実施上の留意点と実施整備の環境調整についてであり、具体的には、(1)被害者援助の実施に関する基本事項として、警察の役割、組織運営の基本、各種施設の実施状況の把握、また(2)適切かつ有効な被害者援助を実施するための基盤の整備に関する事項として、警察職員に対する指導・教養の実施、体制・施設及び資機材の整備、関係都道府県警察、関係する機関及び団体との連携等、(3)被害者援助の実施に当たり留意すべき事項として、被害者支援の実施の基本、二次的被害の防止や被害者等のプライバシーの配慮、被害者援助に関する広報啓発の積極的な実施について定められている。

¹³⁵ 警察庁犯罪被害者支援室「被害者対策要綱」1996年2月。

<https://www.npa.go.jp/higaisya/data/yoko.htm>(2014年11月10日確認)

¹³⁶ 警察庁犯罪被害者支援室、前掲資料、1996年。

¹³⁷ 当時対象とされていた身体犯は、(1)殺人罪(刑法第199条の罪であり、未遂を含む。)、(2)強盗致死傷罪(同第240条の罪であり、未遂を含む。)、(3)強盗強姦罪及び強盗強姦致死罪(同第241条の罪であり、未遂を含む。の罪であり、未遂を含む。)、(4)強姦罪(同第177条の罪であり、未遂を含む。)、(5)強制わいせつ罪(同第176条の罪であり、未遂を含む。)、(6)準強制わいせつ罪及び準強姦罪(同第178条の罪であり、未遂を含む。)、(7)強制わいせつ等致死傷罪(同第181条)、(8)傷害致死罪(同第205条)、(9)傷害罪(同第204条)、⑩この他の罪で致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの(交通事故事件に関わるものを除く。)であった。また、ひき逃げ事件については、車両等の交通による人の死傷があった場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかったもの、また、車両等の交通による人の死亡があった事件で(ひき逃げ事件に係るものを除く。)であったとしている。事件の対象については、柴田、前掲書、2008年、65頁を参照した。

した被疑少年又はその保護者の住所・氏名、(3)逮捕した被疑少年を送致した検察庁及び家庭裁判所や処分結果となっている¹³⁸。そのため、当時の被害者連絡制度では、限られた重大事件の被害者のみを対象としており、このような理由から、柴田は(重大事件以外の)「被害者は警察からほとんど連絡が受けられず、被害回復はもっぱら少年や少年の保護者に委ねられ、被害者は不安定な立場に置かれ、ニーズを充足されることはないのではなかろうか¹³⁹」と指摘している。

しかし、2004年に犯罪被害者等基本法が制定されたことによって、同法に基づき2007年12月27日に犯罪被害者等基本計画の策定が行われている。そして第一次犯罪被害者基本計画、第二次犯罪被害者基本計画が策定されたことにより、犯罪被害者支援要綱¹⁴⁰が2011年7月7日に策定された。以下では、犯罪被害者支援要綱の内容と被害者連絡制度についての運用状況を確認する。

犯罪被害者支援要綱では、犯罪被害者等基本法が定める基本理念に従い、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の目的達成を掲げる一方で、重点を置く取り組みとして、特に重大事件(性犯罪、殺人、傷害及び重大な交通事故事件に係る)の被害者や被害少年を重点的な対象としている¹⁴¹。具体的な施策については、第二次犯罪被害者基本計画において議論された5つの項目(損害回復・経済的支援への取り組み、精神的・身体的損害の回復・防止への取り組み、刑事手続への関与拡大への取り組み、支援等のための体制整備への取り組み、国民の理解の増進と配慮・協力確保への取り組み)を中心に策定されている。

以下では、これらの策定された項目の中でも本研究において特に関連のある項目を取り上げて考察を加えることとする。まず、精神的・身体的損害の回復・防止への取り組みでは、再犯防止に向けた関係機関との連携の充実を挙げており、学校をはじめとする関係機関・団体との連絡体制や加害少年やその保護者に対する非行防止や立ち直り支援のための助言、指導等の一層の充実を図ることを挙げている。また、刑事手続への関与拡充への取り組みでは、刑事手続等に関する情報提供の充実として、警察庁が示す「被害者の手引き」モデルを

¹³⁸ 法務省法務総合研究所『平成16年版犯罪白書』2004年、282頁。

¹³⁹ 柴田、前掲論文、66頁。

¹⁴⁰ 犯罪被害者支援要綱は、第二次犯罪被害者基本計画を踏まえて、警察による犯罪被害者支援を一層充実させるために、2015年末までのおおむね5年間において特に講じられる具体的な施策を示すことを目的としている。

¹⁴¹ 検察庁次長「犯罪被害者支援要綱の制定について(依命通達)」2011年7月7日。
<https://www.npa.go.jp/higaisya/higaisya22/youkou2.pdf>(2011年11月11日確認)

参考としつつ、警察以外の関係機関・団体による犯罪被害者のための制度、「被害者の手引」やパンフレット等の作成と犯罪被害者への情報の早期提供を掲げている。また、支援等のための体制整備への取り組みでは、地域警察官による犯罪被害者への訪問・連絡活動の推進として、(1)犯罪被害者の心情に十分配慮して、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、犯罪被害者からの警察に対する要望・相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者への訪問・連絡活動を効果的に推進すること、また、(2)特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークをはじめとする被害者支援団体に対する研修内容に対しての助言や講師派遣等といった支援等、(3)関連機関との連携の強化等として、被害者支援連絡協議会等のネットワークの活用による関係機関・団体との連携の強化と、民間の団体と連携し被害者の要望に応じて自助グループの紹介を行うこととしている。

このような項目の新設から分かるように、犯罪被害者対策要綱では、警察が被害の回復と被害者の保護、警察の捜査活動を進める上での協力を確保といったことを目的としていたことに対し、犯罪被害者支援要綱では、実質的な被害者支援としての具体的な措置について定められているといえる。さらに、被害者支援団体との連携やネットワークを活かした取り組みやその支援については、特に取り上げられていることから、被害者支援の重要性とその在り方には大きな変化がみられている。このような犯罪被害者支援要綱の策定をはじめとする、犯罪被害者支援制度については、犯罪被害者等基本法の制定以降、具体的な措置に関する項目の新設と民間団体との連携やネットワークの構築といった点から大きな変化がみられるようになったといえるだろう。そこで、次に、犯罪被害者支援制度において引き続き運用されている被害者連絡制度の運用状況について確認することとする。

被害者連絡制度は1996年以降、数回にわたる「被害者連絡要領の改正(通達)¹⁴²」によって、身体犯の対象事件の拡大(未遂犯を含む)や交通事件において新たに危険運転致死傷罪に

¹⁴² 警察庁刑事局長、警察庁長官官房長、警察庁生活安全局長、警察庁交通局長、警察庁警備局長通達「被害者連絡実施要領の改正について(通達)」2006年12月7日。

<https://www.npa.go.jp/pdc/notification/keiji/keiki/keiki20061207-1.pdf>(2014年11月13日確認)、を参照した。改正以降、身体犯については、集団強姦罪(同第178条の2の罪であり、未遂を含む。)、未成年者略取及び誘拐罪(同第224条の罪であり、未遂を含む。)、営利目的等略取及び誘拐罪(同第225条の罪であり、未遂を含む。)、身の代金目的略取及び誘拐罪(同第225条の2の罪であり、未遂を含む。)、所在国外移送目的略取及び誘拐罪(同第226条の罪であり、未遂を含む。)、人身売買罪(同第226条の2の罪であり、未遂を含む。)、逮捕及び監禁罪(同第220条)、逮捕等致死傷罪(同第221条)、そして重大な交通事故事件については、危険運転致死傷罪(刑法第208条の2)に該当する事件が対象とされるようになった。

該当する事件を加えたこと、その他に、警察本部長又は警察署長が必要と認める事件の被害者等が対象とされることとなった¹⁴³。そのため、被害者連絡制度の対象事件が拡大したことによって警察から事件についての連絡を受けることができる被害者の対象は拡大したと考えられる。この被害者連絡制度を中心とする被害者支援制度の運用状況については、2010年に警察庁が実施した、特に重大な事件の被害者やその遺族に対して行った調査¹⁴⁴から検討することとしたい。なお、警察庁で実施された被害者調査については、最新版が2010年度の調査となっているため、犯罪被害者支援要綱の有効性を検証することはできないため、被害者連絡制度を中心に検証することとする。

警察庁の調査は、(1)亡くなった被害者の第一順位の遺族¹⁴⁵、(2)犯罪行為によって重傷病¹⁴⁶を負った被害者本人、(3)障害が残った被害者本人を対象としており(対象者881人中395人から回収)、2009年から2010年の間に実施している。アンケート調査の回答者の中で被害者連絡制度を利用したと答えた者は全体の78%であり、利用しなかった者は18.7%であった¹⁴⁷。利用しなかった者(74人)の理由の中で最も多かったのが、教えてくれる人がいなかったとする者の答え41.9%となっていた¹⁴⁸。この結果から、被害者連絡制度は通達によって事件の対象や連絡内容が定められているにも関わらず、実際には利用できなかったと回答するものが多くいたことが分かった。さらに、同制度の満足度については、回答者(308人)のうち満足したと答えた者は全体の62.3%であった¹⁴⁹。このことから、満足度についても被害者から高い満足感が得られているとは言えず、改善すべき問題が残されているといえる。また、利用しなかった者の理由については、教えてくれる人がいなかったと答えた者がもっとも多かったがこの理由については、被害者対策の一環である被害者への支援(被害者の手引きの配布等)に関する調査から説明することができると思われる。被害者

¹⁴³ 警察庁刑事局長、警察庁長官官房長、警察庁生活安全局長、警察庁交通局長、警察庁警備局長通達、前掲資料、2006年。

¹⁴⁴ 警察庁犯罪被害者支援に関する調査研究分析評価会議『犯罪被害者支援に関する調査分析結果報告書』2010年3月。

<https://www.npa.go.jp/higaisya/higaisya6/houkoku.pdf>(2014年7月26日確認)

¹⁴⁵ 第一順位の遺族とは、(1)配偶者、被害者の収入によって生計を維持していた被害者の(2)子、(3)父母、(4)孫、(5)祖父母、(6)兄弟姉妹を指す。

¹⁴⁶ 重傷病とは、加療1か月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾患(PTSD等の精神疾患については、加療1か月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の疾病)を負ったものを指す。

¹⁴⁷ 警察庁犯罪被害者支援に関する調査研究分析評価会議、前掲資料、23頁。

¹⁴⁸ 警察庁犯罪被害者支援に関する調査研究分析評価会議、前掲資料、24頁。

¹⁴⁹ 警察庁犯罪被害者支援に関する調査研究分析評価会議、前掲資料、23頁。

の手引きには、被害者連絡制度に関する説明が記載されていると考えられるが、被害者の手引きの利用については、利用しなかった者(395人)が13.7%(54人)であり、その中で最も多い理由が、教えてくれる人がいなかった(50%)であった¹⁵⁰。この結果から、被害者の手引きを利用しなかった者と被害者連絡制度を利用した者、その理由には関連性があり被害者連絡制度の利用者を増やすためには、被害者の手引きの配布率と認知度の向上が重要な課題となるのではないかと考えられる。また、被害者連絡制度の満足度の向上には、被害者を捜査の協力者として位置付ける側面や連絡内容の伝達において、被害者視点から行う必要があり、十分な配慮と慎重な判断を要するであろう。このように、重大事件についても被害者連絡制度は改善すべき問題が残されている。

また、これらの問題に対しては、被害者連絡制度の認知度や利用率の向上だけでなく満足度の向上につながるための施策を講じていく必要があると考える。被害者連絡制度による連絡を受けた者で満足と答えた者に対するアンケート調査は行われていないが、被害者が警察に求める被害者支援のニーズには、支援内容についての情報提供のみならず捜査や検挙状況についての情報、経済的な負担の緩和といったもの¹⁵¹、そして、事情聴取での配慮については満足しなかった者¹⁵²が多くみられる。そのため、被害者連絡制度について警察による情報提供や支援制度の周知の徹底だけでなく、今後、更に被害者に配慮した取り組みや被害者のニーズといった点に配慮して運用される必要があるといえる。

第5章第2節 簡易送致段階における被害者支援

また柴田は、少年対話会の法的根拠を微罪処分の際の措置(犯罪捜査規範第200条第3号)を受け皿として、簡易送致制度での修復的司法の実践を提案する¹⁵³。この指摘について検討するためには、簡易送致制度の手續と法的根拠を概観する必要がある。

簡易送致制度の根拠条文は「捜査した少年事件について、その事実が極めて軽微であり、犯罪の原因及び動機、当該少年の性格、行状、家庭の状況及び環境等から見て再犯のおそれがなく、刑事処分又は保護処分を必要としないと明らかに認められ、かつ、検察官又は家庭

¹⁵⁰ 警察庁犯罪被害者支援に関する調査研究分析評価会議、前掲資料、19 - 20 頁。

¹⁵¹ 警察庁犯罪被害者支援に関する調査研究分析評価会議、前掲資料、12 頁。

¹⁵² 警察庁犯罪被害者支援に関する調査研究分析評価会議、前掲資料、40 頁。

¹⁵³ 柴田、前掲書、70 頁。

裁判所からあらかじめ指定されたものについては、被疑少年ごとに少年事件簡易送致書及び捜査報告書を作成しこれを身上調査表その他の関係書類を添付し、一月ごとに一括して検察官又は家庭裁判所に送致することができる。」(犯罪捜査規範第 214 条第 1 項)である。よって、事件が極めて軽微であり、要保護性や再犯の可能性について問題がないと捜査機関が判断した場合は、関係書類を毎月 1 回、検察官または家庭裁判所に送致することとされる。具体的な措置は、犯罪捜査規範の微罪処分の際の処置に準じて行われており、(1)被疑者に対する厳重な訓戒、(2)保護者をはじめとする監督する地位にある者を呼び出し監督に必要な注意、(3)被疑者に対し、被害者の被害の回復、謝罪その他適当な方法を講ずるよう諭すといった規定がされている(犯罪捜査規範第 200 条)。そのため、簡易送致の対象とする軽微な事件においては、警察官が被疑者に対して、厳重な訓戒や監督者への注意を行うだけでなく、被害者の被害回復や謝罪等といった方法を講ずるように促すことができる旨について規定されている。

この簡易送致の対象となる事件において、実際に警察が講じた措置の状況やその運用に関する調査については、現段階では確認できていない。この点については、簡易送致の意義と警察業務の性質といった視点から以下のことが言えるのではないだろうか。まず、簡易送致の意義は、成人と同様で早期段階において少年を社会復帰させ、犯罪者としてのレッテル貼りを回避するとともに、事件処理の効率化を図るためであると考えられる。さらに、警察が講じる措置の内容が、訓戒や注意、被害回復や謝罪を諭すといった側面から、簡易送致には狭義の意味としての社会内処遇の性質もみられるといえる。そのため、少年法で定める家庭裁判所への全件送致(少年法第 41 条)の趣旨とその目的から考えると、簡易送致制度は唯一、処遇の段階で家庭裁判所をはじめとする専門的なスタッフや処遇に関する家庭裁判所の決定を介さずに運用されている処遇であるといえる。

他方で警察は、警察官職務執行法や犯罪捜査規則、少年補導活動規則等の警察業務とその遂行に関する条文からも分かるように、警察業務の目的は、個人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防、公安の維持といった面に集中しており、処遇機関としての側面や被害者支援についての法整備は未だ不十分である。そのため、政策的課題として警察活動における加害少年の改善更生や被害者支援を掲げるものの、上述した被害者連絡制度の運用状況からも分かるように被害者支援や関連する施策については、多くの問題を残す結果となっている。さらに、被害者の被害の回復、謝罪その他適当な方法を講ずるよう諭す(犯罪捜査規範第 200 条第 3 項規定)規定のみ、努力義務規定とされていることから、実際にどの程度運用されて

いるのかといった点については、把握することが困難となっている。そして、少年事件における家庭裁判所の専属的な関与とその性質から、改善更生についての具体的な処遇は家庭裁判所に一任され、加害少年の改善更生や被害者との関係についての関与は消極的なものになることが想定される。このような状況の中で、今後、簡易送致制度の機能を活かしつつ、警察レベルでの少年に対する戒告、注意、さらに被害回復と謝罪をどのように実現していくかといった点を検討していく必要があるのではないだろうか。

この問題については、次のような改善策を講じていくことが可能であると考えられる。例えば、微罪処分については、警察官が犯罪を捜査した時は特別の定めがある場合を除いて、書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならないとしている(刑事訴訟法第 246 条)。他方で、「但し、検察官が指定した事件については、この限りでない。」(同第 246 条但書)と定めており、検察官が指定した事件については送致の対象とならない旨が規定されている。そのため、微罪処分の際の措置に関する実質的な運用については、犯罪捜査規範が定める微罪処分に関する規定に抵触しない限りで、事件の当該都道府県警察の管轄区域を管轄する地方検察庁によって具体的な措置(手続や書類)やその手続について定められており、手続や書類の見直しについても地方検察庁の発する通達によって修正が行われている。そこで各地方検察庁の通達による、被害の回復や謝罪等といった措置の強化や書類等における具体的項目の追加によって、実効性を確保していくことが可能ではないだろうか。

第 5 章第 3 節 家庭裁判所段階

さらに柴田は、家庭裁判所調査官によって行われる社会調査の一部の被害者調査の結果に基づく保護的措置の中で、実質的なダイバージョンとしての修復的司法プログラムを機能させることを指摘する¹⁵⁴。少年事件における被害者調査とは、家庭裁判所が加害少年に対して適正な処分を決定するために、必要に応じて、家庭裁判所調査官によって行われる社会調査の 1 つである。少年司法手続では、事件が家庭裁判所へ送致されると、調査過程(資料収集過程)、そして審判過程(収集された資料に基づいて終局判断を行う)の順に手続が進められる(調査前置主義)。この資料収集過程では、少年の非行事実と要保護性に関する調査が行われており、このうちの要保護性に関する調査が家庭裁判所調査官によって行われる社

¹⁵⁴ 柴田, 前掲論文, 57 頁。

会調査にあたる(少年法第8条第2項、第9条)¹⁵⁵。そして、この社会調査の中で、家庭裁判所調査官の裁量と判断に基づき、個別の事件に応じて行われるのが被害者調査である。この被害者調査は、従来までは、実務において家庭裁判所調査官が教育主義に偏りがちであったこと、被害者が加害者に対し糾弾的・感情的になりやすいといった側面を憂慮して、一部の事件に対してのみ消極的に実施されるにすぎなかった¹⁵⁶。しかし、2000年の少年法改正以降、被害者への配慮、被害者の視点や立場に立った視点から調査が行われるようになっていく。特に近年では、多くの家庭裁判所において一定の重大事件¹⁵⁷の被害者等に対し、被害者配慮制度の案内書面とともに被害者調査の書面照会を送付して回答への協力を依頼するという取り組みもおこなわれている¹⁵⁸。このように被害者調査が行われるようになった理由は、調査や供述調書の書面による記載からでは少年と被害者の関係や非行の背景の理解が困難であること、謝罪や被害回復の有無またはその経過が不明瞭であること、重大事件における被害者の精神的・身体的な被害を理解させ自己の責任を自覚させたいこと、帰住先を検討するにあたって被害者感情や社会感情を把握するためといった意見が指摘される¹⁵⁹。そのため被害者調査は、被害者の心情を家庭裁判所調査官が直接または書面照会を通して確認するだけでなく、少年の責任の自覚、謝罪や被害弁償等の確認といった側面にも配慮した形で運用されていると考えられる。調査の方法については、面接、書面照会、電話があり事案の内容や被害者調査の目的を考慮して選択されるほか、調査過程で被害者等に不必要な負担を与えることや二次被害を及ぼすことのないよう、被害者の心情に十分に配慮する必要がある¹⁶⁰。

また、被害者調査の具体的な内容は、(1)被害者等の現在の心情の状況、(2)謝罪及び被害弁償の状況、(3)少年及び保護者に対する態度及び感情、(4)家庭裁判所に対する要望で

¹⁵⁵ 澤登, 前掲書, 111 頁。

¹⁵⁶ 札幌家庭裁判所, 前掲論文, 59 頁。

¹⁵⁷ 例えば、松山家庭裁判所では被害者調査に関する実施要領が策定されており、対象となる事件は、「少年法第22条の2第1項に規定する事件(例えば殺人、傷害致死、強盗致死、強姦などの凶悪事件)や被害者の生命・身体に重大な結果を招いたり、身体的・精神的な被害を伴う事件)や裁判官から指示があった事件、調査官が必要とした事件と判断した事件は裁判官に意見具申する」と定められている。

松山家庭裁判所「別紙2 少年事件における被害者調査について」2014年7月15日。

http://www.courts.go.jp/matsuyama/vcms_lf/105037.pdf(2014年11月13日確認)

¹⁵⁸ 田宮・廣瀬, 前掲書, 122 頁。

¹⁵⁹ 高野篤雄「被害者調査実施上の諸問題」『家庭裁判月報』第54巻第4号, 2002年4月, 126 頁。

¹⁶⁰ 田宮・廣瀬, 前掲書, 121 頁。

あり、その調査結果は、(1)被害者の同意が得られる範囲で少年・保護者に結果を詳細に伝え、(2)少年に反省を促す材料とし、(3)保護者に対応を考えさせるために使用されている¹⁶¹。被害者調査は、家庭裁判所の決定である保護的措置に反映されるものである。そのため、被害者の心情を把握・理解、謝罪や被害弁償についての確認、被害者の意向を可能な範囲において反映するといった点から、修復的司法に類似する取り組みであるといえる。そこで実際に行われたケースをもとにその内容を確認したい。ある事件のケース¹⁶²では、複数回犯罪を犯した加害少年(強盗致傷、強盗、強盗未遂)とそのうち一人の被害者との被害者調査についてであり、被害者は当該少年が家庭裁判所に送致された段階(事件発生から約1カ月後)の心境は、少年や保護者から謝罪がなく、住所が教えられなかったために、いらだちと怒りを感じて、家庭裁判所に対し意見陳述や審判結果等の通知の申出を行っていた。しかし、被害者調査の過程で被害者の心情を少年の保護者に伝え、その後、保護者による謝罪や鑑別所を出た少年による被害者への直接の謝罪を通して、怒りではなく加害少年の改善更生を願い、また改善更生のための協力をしたいといった被害者の心境の変化がみられることとなった。また、当該ケースでは、示談交渉も成立しており、このような円満な解決のための取り組みが示談交渉の成立にも寄与したのではないかと考えられる。そのため、円満解決が難しいとされる重大事件においても、事件によっては被害者調査は被害者に心境の変化を与え、加害少年の改善更生や謝罪・被害の弁償といった側面からも有効な制度となりうると考えられる。

他方で、被害者調査については課題も残されているといえる。例えば対象事件については、簡易送致制度の対象となる事件はもちろんであるが、それ以外の軽微な事件については実践されることが少ないように思われる。そのため柴田が提案する、実質的なダイバージョンの対象となる事件について、被害者調査を実践することは現段階では難しく、またほとんどのケースで実現されていないと考えられる。第一に実質的なダイバージョンの対象となる事件は、多くの場合が軽微な事件であることが想定される。しかし、家庭裁判所調査官が被害者調査の対象とする事件のほとんどが、重大事件である。そのため、事件対象の拡大についての可能性を検討する必要があるだろう。この点、家庭裁判所調査官による被害者調査が少年の要保護性についての社会調査の一環として位置づけられていること、また、家庭裁判所調査官の人的資源の不足から現行制度内での被害者調査の対象事件の拡大は困難である

¹⁶¹ 松山家庭裁判所，前掲資料，2014年。

¹⁶² 札幌家庭裁判所，前掲論文，162 - 168頁。

ことが想定される。被害者の支援と少年の改善更生といった一見相反する問題が少年司法手続の中で解決されるためには、懇切丁寧な長期的プロセスの中で生成された解決策によって実現すると考えられる。そして、このようなプロセスを経ずに、被害者調査が行われた場合、被害者と少年にはさらなる事件についての溝が深まり、被害者の二次被害や加害少年の立ち直りの機会を失することとなる。そのため、被害者調査は効率的に行うのではなく人的資源を確保することが不可欠であり、社会調査過程で行われる被害者と加害少年の関係調整については民間非営利団体の活用や委託が必要となるのではないだろうか。

第5章第4節 仮退院・仮釈放の準備段階

次に、染田は矯正段階の仮退院・仮釈放の準備段階において修復的司法としての取り組みの実践の可能性を挙げている¹⁶³。まず、仮退院・仮釈放の準備段階の取り組みについて概観したい。仮釈放・仮退院については、全国(9カ所)に配置される地方更生保護委員会によって決定される(更生保護法第39条, 同第41条)¹⁶⁴。また、仮退院・仮釈放が決定されると、少年院退院者は「2号観察」、少年刑務所仮釈放者は「3号観察」として保護観察の対象となる(同第48条第2号, 同第3号)¹⁶⁵。少年院や少年刑務所に収容中の加害少年に対しては、仮退院・仮釈放の措置を含めた準備計画が行われることとなっており、この準備計画では、加害少年の帰住予定地とその地域を担当する保護観察官、保護司が協働連携して関係調整を行う。染田はこの計画の中に、被害者と加害少年との関係調整を含めた修復的司法の活動の取り組みを加えることを挙げている¹⁶⁶。

この点、仮退院・仮釈放の具体的要件を考慮した上で、実際に被害者との関係調整に関する取り組みについての運用が可能であるかといった点を考慮する必要があるといえるだろう。仮退院・仮釈放については、それぞれに形式的要件と実質的要件に基づいて判断される¹⁶⁷。仮釈放についての実質的要件は「悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をする

¹⁶³ 染田, 前掲書, 411・417頁。

¹⁶⁴ 少年院の仮退院については、処遇の最高段階に達していることが要件となっている(更生保護法第41条)。

¹⁶⁵ 「2号観察」、「3号観察」という呼び名は、実務上用いられるものであり、保護観察対象者の中で最も多いのは「1号観察」(更生保護法第48条第1項)の家庭裁判所の決定において保護観察の処分に付された者を指す。

¹⁶⁶ 染田, 前掲書, 411・412頁。

¹⁶⁷ 仮釈放の形式的要件は、成人の規定(刑法第28条)とするのに対して、少年の場合は特

おそれがなく、かつ、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認めるときにするものとする。ただし、社会の感情がこれを是認すると認められないときは、この限りでない。」(犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則第 28 条)と定められており、(1)悔悟の情、(2)更生の意欲、(3)社会感情を満たすことが実質的要件であると考えられる。「悔悟の情」と「更生の意欲」は、本人の内面的要素であり、「再犯のおそれ」については、犯歴、犯状、生活史、職能、帰住環境、引受人の意欲や引受能力、保護観察の体制などの客観的要因に基づいて判断される¹⁶⁸。そのため、再犯のおそれに関しては、本人の内面的要素という側面だけでなく、帰住先や仮釈放後の生活等といった環境の整備が不可欠であるといえるだろう。また、同第 28 条の「社会の感情」に関する規定については、実際に矯正施設に収容中の加害少年によって、社会感情を緩和することは困難であると考えられる。そして、社会感情の中でも特に帰住地感情については、仮釈放後の保護観察や対象者の社会復帰の上で十分に考慮される必要があり、展望的・予防的側面から考慮されるべき感情の一つと考えられるものである¹⁶⁹。そのため、帰住先での再犯の防止といった少年の改善更生としての機能、そして被害者支援、帰住地感情の緩和といった側面からも仮釈放の準備段階における修復的司法の活動を導入することは効果的であると考えられる。

次に、少年院の仮退院の要件について検討したい。少年院の仮退院の要件は、「地方委員会は、保護処分の実行のため少年院に収容されている者について、処遇の最高段階に達し、仮に退院させることが改善更生のために相当であると認めるとき、その他仮に退院させることが改善更生のために特に必要であると認めるときは、決定をもって、仮退院を許すものとする」(更生保護法第 41 条)と定めている。よって実質的な要件は、(1)処遇が最高段階に達した者で、(2)少年の改善更生のために仮釈放が相当と認められた場合を指す。少年院では、4 段階(2 級下、2 級上、1 級下、1 級上)に分かれており、その中で最高段階の 1 級上

則が設けられており、(1)無期刑の場合は 7 年、(2)10 年以上 20 年以下の定期刑の場合は 3 年以上、(4)不定期刑については刑の短期の 3 分の 1 を経過した場合に認められる(少年法第 58 条第 1 項)とされる。ただし、死刑で処断すべき場合に犯行時 18 歳未満であったため無期刑を宣告されたときは、成人と同様に 10 年を経過しなければ仮釈放は許されない(少年法第 58 条 2 項)。また、仮退院の形式的要件は(1)処遇が最高段階に達すること、少年の改善更生のために(2)仮退院が相当であると認めるとき、(3)仮退院が特に必要と認めるときとされる(更生保護法第 41 条)。

¹⁶⁸ 川出・金, 前掲書, 234 頁。

¹⁶⁹ 太田達也「仮釈放要件と許可基準の再検討－「悔悟の情」の判断基準と構造」『法学研究』第 84 巻第 9 号, 2011 年 9 月, 49 頁。

に達することが仮退院の条件となっている¹⁷⁰。昇級制度については、個別処遇計画(少年院に入院する際に少年院長及び関係職員によって構成される処遇新再会において、各々の少年に応じて作成されるもの)と段階別目標(各級において設定された目標)の達成とその成績によって昇級が決まることとなっている(累進処遇制度)。そのため第3章で確認したように、少年院における被害者の視点を取り入れた教育が実施されており、また、後述する被害者との関係調整を含めた謝罪の働き掛けに関する取り組みについても試行されている。そして、これらの取り組みを含めた少年院施設における教育目標の達成とその成績が仮退院に必要な昇級との関係にとって重要な要件となっている点は、少年刑務所の仮釈放要件と大きく異なる点である。すなわち、個別処遇目標と段階処遇目標を確実に達成した者のみ昇級する累進処遇制度では、その中で最高段位の者のみが仮退院の対象者となるため、仮釈放の対象となる受刑者と比較して、より厳しい基準が設けられていると考えられる。他方で、仮退院の要件には、仮釈放の要件にみられるような社会感情が是認すると認められないとき、といった帰住地感情や社会感情に配慮した規定はない。以上の点は、特に少年院の仮退院者と少年刑務所の仮釈放対象者との違いであるといえるだろう。

このように、仮退院・仮釈放の実質的要件には、上述したような相違点が見られるものの、改善更生のために相当と認められるときといった点では共通している。この改善更生の考えには、加害少年または加害者が二度と犯罪を犯さないようにする、といった再犯防止の考え方が当然に含まれる。そのため、改善更生の実現のために再犯防止を含む重要な指導や計画を準備段階で行う必要があると考えられる。すなわち仮退院後の少年の環境調整や被害者との関係調整、被害弁償と帰住先感情の緩和といった視点からは、少年の仮釈放と同義でありこれらの調整が必要であると考えられる。以上の点を考慮すると、仮退院・仮釈放の準備段階において加害少年と被害者による関係調整、被害回復や謝罪といった取り組みを導入することは可能であるだろう。

しかし、仮釈放・仮退院の準備段階においての修復的司法の活動の実践にも多くの課題が残されているといえる。具体的には、実施主体と任意性の問題があり、施設内での処遇については、少年の人権尊重を配慮した上で、改善更生を目的とした範囲において処遇が行われることとなっている。そのため、仮釈放・仮退院の準備も改善更生を目的とした処遇に該当すると考えられるが、後述するように、現在少年院において試行されている被害者と加害少

¹⁷⁰ 法務省法務総合研究所(編)『平成12年版犯罪白書』2000年、180頁。

年との関係調整と謝罪を含めた働き掛けに関する取り組みでは、加害少年の改善更生の処遇の視点、さらには、被害者の二次被害の問題から消極的に運用されているように感じられる。この他にも、仮退院・仮釈放の準備段階では、加害少年が施設内に収容されていることから、関係調整の働き掛けの際には、被害者自身が加害少年や施設の職員との面会や電話、その他の方法等において直接又は間接的に協力を求められることとなる可能性が高い。現段階において、被害者支援に対し、経済的・精神的支援が未だ不十分とされる日本の現行制度において、被害者に対して更なる負担を増やす取り組みとなることが想定される。

以上の理由から、現段階での仮釈放・仮退院の準備段階において修復的司法の取り組みを実践することは難しく、実現のためには、実施主体の問題や被害者の負担といった問題を改善する必要があると考える。この問題については、既に被害者の視点を取り入れた教育が少年院と少年刑務所で実施されているため、被害者の視点を取り入れた教育と連動させる形で仮退院・仮釈放予定者に対する修復的司法の実践を検討することは可能であるのではないだろうか。特に、少年院の仮退院の実質的要件には、施設内での処遇の成績を反映した評価をもとに累進処遇制度が機能しており、その中で最高段位にある者のみが仮退院の対象となるため、少年院での教育の成績評価における加点要因の1つとして被害者との関係調整と謝罪を含めた働き掛けを行うことができれば、加害少年に対するインセンティブへ働き掛けることができる。また、実施主体の問題についても、被害者の視点を取り入れた教育の多くは被害者支援団体等といった外部の民間団体によって実践されている¹⁷¹。そのため、被害者支援団体を関係調整のための実施主体として活用し、被害者との関係調整と謝罪を含めた働き掛けを運用していくことで実施主体の問題に対する解決策の1つとして提案したい。また、被害者支援団体が実施主体として運用することで、被害者が加害少年の改善更生に利用されるといった問題や二次被害の問題等からは、リスクを抑えることが可能であり、少年院での施設内の被害者に対するサポート体制が整っていくのではないかと考えられる。

第5章第5節 保護観察段階での実施

さらに、染田は保護観察段階での遵守事項の中でも、特別遵守事項の内容に修復的司法に

¹⁷¹ ただし、被害者支援団体の地域的偏在により被害者支援団体を招へいすることができない少年院も確認されている。

基づく活動を盛り込むことが可能であり、その場合は、被害者と加害者の任意の参加によって行われた合意事項を特別遵守事項に盛り込むことは、実効性の確保と加害者の責任の自覚、被害者支援の観点から正当化されると指摘する¹⁷²。この保護観察対象者は、上述した少年院仮退院者の 2 号観察、少年刑務所の仮釈放者 3 号観察の他に、家庭裁判所の決定により保護観察に付された者「1 号観察」（更生保護法第 48 条第 1 項）、刑の執行を猶予され保護観察に付された者「4 号観察」（同第 48 条第 4 項）、婦人補導院を仮退院した者「5 号観察」（買春防止法第 26 条）である。1 号観察は家庭裁判所の決定する少年法上の保護処分の一つであり、他の処分に付随しない独立処分であり、4 号観察（プロベーション型）は保護観察で刑の執行猶予に付随する処分（ただし、保護観察付執行猶予はこれを実刑と単純執行猶予の中間処分として位置づけており、実質的に刑罰的色彩を帯びていることは否定できない）であり、2 号観察、3 号観察、5 号観察（パトロール型）は、地方委員会が決定する仮釈放に付随する処分で、司法機関の決定した収容処分の執行形態の一つであるとされる¹⁷³。

実施方法は、改善監督（更生保護法第 57 条）と補導援護（同第 58 条）が行われており、面接やその他の方法によって対象者の行状を把握し、宿泊、医療、就業、生活環境の改善等についての助言や必要な措置がとられることとなっている。また、保護観察対象者には、遵守事項（一般遵守事項¹⁷⁴、特別遵守事項）が定められており、特別遵守事項に違反した場合は取り消し等の措置がなされる。そのため特別遵守事項は、一般遵守事項のほかに遵守すべき特別の事項が定められた場合に遵守する項目であり、遵守違反があった場合の処分に対する対象者の不利益を考慮して作成されることから、「次に挙げる事項について、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内において、具体的に定めるもの」（同第 51 条第 2 項）と定められている。挙げられている項目には、（1）犯罪性のある者との交際、いかがわしい場所への出入り、遊興による浪費、過度の飲酒や犯罪、非行に結びつく行動をしないこと、（2）労働への従事や通学、非行のない健全な生活態度を保持するために必要と認められる特定の行動の実行と継続、（3）7 日未満の旅行、離婚、身分関係の移動等について

¹⁷² 染田，前掲書，412 - 413 頁。

¹⁷³ 川出・金，前掲書，413 頁。

¹⁷⁴ 一般遵守事項に関する規定は、再び犯罪をすることがないように、（1）又は非行をなくすよう健全な生活態度を保持すること、（2）呼び出しや面接の受けるとともに、生活状況の申告を保護観察官及び保護司に行い指導監督を誠実に受けること、（3）速やかに住居を定め、届け出をすること、（3）届出又は転居に係る住居に居住すること、（4）転居又は 7 日以内の旅行をするときは、予め許可を得ること（更生保護法第 50 条第 1 項）が定められている。

予め申告すること、(4)専門知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇として法務大臣が定めるものを受けること、(5)法務大臣が指定する施設等に一定の期間宿泊して指導監督を受けること、(6)善良な社会の一員としての意識を涵養し規範意識の向上に資する地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を一定時間行うこと、(7)その他の指導のために特に必要な事項(同第51条第2項)と定められている。この点、(6)善良な社会の一員としての意識の涵養と規範意識の向上に資する社会的活動の実施に関する項目は、2013年の更生保護法の改正によって新たに加えられた規定であるため、当初、染田が修復的司法の活動に関する内容を盛り込むことを想定していた項目は、(7)その他の指導のために必要な事項であったと考えられる。具体的な提案としては、対象少年の居住地域に居住する保護司と保護観察官と協働して調停者ないし調停の協力者となること、あるいは地域の代表の1人として調停等の手続に参加するといった意見が挙げられている¹⁷⁵。

この点については、特別遵守事項の特徴とその限界について検討しなければならない。特別遵守事項は、上述したように対象者が違反することによってそれに対する措置(執行猶予取消、仮釈放の取消)が行われることから、その不利益性にかんがみ基本的な内容はあらかじめ定められた法律の範囲内で具体的に定められなければならない。したがって、これに違反したとしてもこのような措置をとることが想定されないような事項を特別遵守事項として定めることは適切ではないと考えられている¹⁷⁶。そのため特別遵守事項については、非常に具体的な内容を定める必要があるとともに、加害少年の不利益性を考慮した際に均衡のとれた内容でなければならいだろう。他方で修復的司法は、その定義を明確に定めることができず、その手段や最終的な決定が一樣には決められないものである。また染田が懸念するように、修復的司法は当事者の任意的・自主的参加によって行われることに意義があるといった点から、特別遵守事項による強制力をもって履行させることは、本来の修復的司法の趣旨からはずれるものであるだろう¹⁷⁷。そのため、修復的司法の活動に関する内容をどのように具体化させていくか、そして、任意性と自主性をどのように確保して特別遵守事項の内容に加えるのか、といった問題に対しては、現段階では結論を出すことはできない。

¹⁷⁵ 染田, 前掲書, 413 頁。

¹⁷⁶ 川出・金, 前掲書, 252 頁。

¹⁷⁷ 染田, 前掲書, 413 頁。

小括

以上では、既存の提案として、(1)捜査・調査段階での重大事件における被害者連絡制度、(2)簡易送致段階での被害者調査、(3)家庭裁判所送致段階、(4)矯正段階の仮退院・仮釈放の準備計画、(5)更生保護段階の保護観察における特別遵守事項をもとに、修復的司法の実践に関する法的根拠と運用、そしてその限界について検討してきた。その結果、現行少年司法制度において実現可能性があると考えられる取り組みは、(2)簡易送致段階での被害者調査、(5)更生保護段階の保護観察官の取り組み(特別遵守事項には法的拘束力、強制力、策定事項の具体性から適切ではない)であったといえる。このように、日本では様々な段階において修復的司法を実践するための法的枠組みが存在する一方で、国親思想に基づく関係機関の体質、関連条文が努力義務規定であること、事件対象が限定されていることといった問題が残されており、実務での運用は非常に難しい状況にあるといえるだろう。このような問題の背景には、被害者と加害少年との関係調整や被害回復・謝罪といった取り組みの実施主体が少年事件に係る関係機関とその職員によって運用されているという点にその限界があるのではないだろうか。すなわち少年事件の関係機関では、加害少年の改善更生や健全育成に資する措置の範囲においてのみ被害者支援や加害少年への謝罪・被害弁償に関する取り組みが行われている。そのため、法制度上では、被害者支援のための法的枠組みや被害者のニーズを満たすことを目的とした制度が存在しているものの、その実態は加害少年の改善更生に資する取り組みの範囲においてのみ運用されていることから、制度の実効性は極めて低いといえる。このような理由から、被害者との関係調整や被害回復・謝罪にはいずれも消極的に運用されるにとどまり、現行少年司法制度において修復的司法が進展してこなかった要因であるのではないだろうか。

そこで次章では、既存の少年司法制度の中で提案されている取り組みの中でも、簡易送致段階での警察による微罪処分での取り組み、保護観察段階での取り組み、そして少年院で現在試行されている犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けに焦点を絞って、これらの取り組みの中で修復的司法を充実化させるための具体的な提案を行うこととしたい。

第6章 修復的司法を日本において実現するためには何が必要か

はじめに

前章では、現行少年司法制度において修復的司法を実践することが可能な制度と段階を中心に考察を行ってきた。その結果、修復的司法の取り組みについては、法的枠組みが存在しているにも関わらず、実際の運用には、被害者と加害少年の関係調整に関して消極的な機関の存在や当事者の任意性・自主性といった点から、法的拘束力や強制力をもって実現することの限界が明らかになったといえる。他方で、修復的司法の意義は、第2章において諸外国の実践例とその評価を確認してきたように、被害者の被害回復や謝罪の実現、そして加害者や加害少年の再犯の防止といった点から有効であったといえる。例えば、日本のNPOの取り組みである被害者加害者対話の会運営センター代表へのインタビュー結果からは、「対話の会を開催する要件として謝罪が含まれているわけではないが、対話の会が引き受けた全ての事件において、加害少年等による被害者等への謝罪が行われている¹⁷⁸」という回答がなされており、日本において修復的司法を実践することの意義を確認することができる。そこで、今後、日本において修復的司法をさらに展開させ、また当事者の任意性と自主性を担保した取り組みを運用していくためにどのような解決策を提案することが可能であろうか。

そこで本節では、民間団体と連携した修復的司法を実現するために、前節の提案の中で最も修復的司法の活動として実現可能性の高いと考えられる行政による取り組み、(1)簡易送致段階における警察の微罪処分に準ずる措置、(2)保護観察の準備段階や保護観察中の修復的司法の実現、(3)少年院での犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けの取り組みに焦点を絞り、そのために必要な法的枠組みの整備を中心に検証する。この中でも特に、日本の政策上の課題として修復的司法がどのように位置づけられ、またどのような施策を講ずることで実現可能性を担保しているのかといった点を明らかにするという視点から、少年院での犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けの施策について、国が講ずる具体的な取り組みとその内容、実効性の点から検証することとする。そして、このような考察を加えた上で前章において示した少年事件の関係機関による修復的司法の実施の限界を踏まえ、日本で修復的司法を実践するためにどのような施策を講じて

¹⁷⁸ 被害者加害者対話の会運営センター代表山田由紀子への筆者のインタビュー(2014年5月25日)。

いく必要があるかといった点を論じることとする。

第6章第1節 簡易送致段階での警察の微罪処分の際の措置に関する具体的な提案

簡易送致段階の警察の微罪処分の際の措置の法的根拠については、前節において確認したとおり、犯罪捜査規範第200条第3項において、加害少年や加害者に対し警察が被害の回復、謝罪その他適当な方法を講ずるよう諭すことができるとされている。このような取り組みをこれまで以上に充実させ、また具体化させるためにどのような措置を講じることができるか。以下では、この点について論じていくこととする。

第一に、微罪処分についての具体的な手続や書類等については、前章でも述べたように、事件の当該警察の管轄区域を管轄する地方検察庁の指示に基づいて定められ、また実行される。そこで、この具体的な内容やその措置について犯罪捜査規範200条第3号の規定に関する取り組みを通達で積極的に取り入れるとともに、その強化を図ることを提案したい。

例えば、広島地方検察庁では微罪処分の手続では、検挙した警察官の措置によって、事件が微罪処分の条件に該当するか否かといった点を判断するために、微罪処分手続書の検討項目より検討することが定められており、その内容の中に処分に伴う措置の項目に犯罪捜査規範第200条の3つの措置の有無について確認する項目が見られる。そのため、措置が講じられたか否かについての有無の確認だけでなく、その謝罪や被害弁償の具体的な内容、実現についての有無(警察官が謝罪や被害弁償を指導した場合でも、実現されるか否かは別であるため)についての具体的な項目を加えることが必要ではないだろうか。また、これらの内容については、被害者供述書について被害者の意見や意向を記入する欄を設けること、加害少年が記入する請書にはその実現可能性を担保するための確認欄を設けることが望ましいと考える。

このような提案については、「少年事件の捜査については、家庭裁判所におけるその他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらないといけない」(犯罪捜査規範第203条)を根拠とすることで、実現を確保できるのではないだろうか。すなわち、家庭裁判所の家庭裁判所調査官による被害者調査の目的が、加害少年に対する適切な処分を決定するためのものであり、被害者調査の内容には、謝罪及び被害弁償の有無も含まれている。このような性質は、微罪処分の際の措置の規定(特に、第3項の規定)と類似しており、被害者調査の目的と意義からも反するものではない。そのため、

203 条を根拠に、家庭裁判所の処理に資することを目的とした措置として、積極的に実施していくことが可能であるといえるだろう。さらに、少年の微罪処分の対象となる事件は成人と異なり、全件において事件が家庭裁判所へ送致される。このような意味からも、被害の回復や謝罪等といった措置を警察による微罪処分の措置として行うことは、望ましいとえよう。そのため、犯罪捜査規範の努力義務規定としての性質は残しつつも、実務での対応では積極的に取り入れることができるように、警察の管轄区域の地方検察庁による通達での手続や具体的措置の整備を行っていく必要があると考える。

第 6 章第 2 節 保護観察の準備と実施段階での修復的司法

前章では、保護観察の準備段階や実施段階での修復的司法の意義と実現の限界についても述べてきた。他方で、保護司や保護観察官による仮退院・仮釈放準備段階の加害少年や、保護観察中の加害少年に対する修復的司法の実現についてもその可能性を指摘してきた。そこで、本節では、これらの取り組みを具体化するための取り組みについて述べる。具体的には、特別遵守事項のような強制力と不利益処分を加害少年に対して講じる措置ではなく、保護観察所における指導監督の一環に、修復的司法の活動を取り入れることが望ましい。つまり更生保護法第 57 条の保護観察による指導監督の規定を根拠として、加害少年に対する修復的司法の活動を実践するということである。保護観察官による指導監督については、保護観察における指導監督は、次に掲げる方法によって行うものとし、「(1)面接その他の適当な方法により保護監督対象者と接触を保ち、その行状を把握すること。(2)保護観察対象者が一般遵守事項を遵守し、並びに生活行動指針に即して生活し、及び行動するよう、必要な支持その他の措置をとること。(3)特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施すること。」(更生保護法第 57 条)とされる。そこで、面接等の方法で保護観察対象者と接触を持ち、再び犯罪をすることがないよう又は非行をなくすよう健全な生活態度を保持する(一般遵守事項で定められる事項の 1 つ)ための措置として講ずるのである。一般遵守事項は、特別遵守事項に関する規定のように違反によって対象者が不利益を被ることとならないため強制力はないといえる。そのため、加害少年の任意性・自主性を確保した状態で、修復的司法の活動に関する取り決めを保護観察の一環として行うことが可能であり、被害者の任意性と自主性は保護観察官が確認することで修復的司法を実践するというものである。

ただし、この点については、近年、保護司の地域的偏在や高齢化問題があり保護司と保護

観察官との協働的な活動については実現が難しい地域も存在することが予測される。そのため、保護司や保護観察官だけでなく、状況に応じて学校関係者や民間ボランティアのBBS活動(Big Brothers and Sisters Movement)、また少年補導に参加する地域住民といった資源の活用も含めて検討することが重要となるだろう。

第6章第3節 少年院での修復的司法の実践と被害者の視点を取り入れた教育

現在、日本では2015年までに少年院において、犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けの試行、そして2021年までにその枠組みの構築を目標として掲げている。犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けとは、2012年7月20日に犯罪対策閣僚会議において策定された「再犯防止に向けた総合対策¹⁷⁹⁾」の中で、犯罪被害者の視点を取り入れた指導、支援等の実施の項目に盛り込まれた取り組みである。再犯防止に向けた総合対策は、菅直人内閣時の2010年12月に犯罪対策閣僚会議の申し出を受けて内閣官房に設置された「再犯防止対策ワーキングチーム」によって策定されたものである。この再犯防止対策ワーキングチームはこれまでに5回開催されており¹⁸⁰⁾、第1回の会議では、(1)民間のノウハウを活かした就労支援・雇用確保、(2)民間の資源を活かした生活基盤確保の充実・強化、(3)更生保護サポートセンターによる支援の強化、(4)保護司適任者の確保及び更生保護サポーターの拡大、(5)民間との連携(社会貢献活動の実施体制の整備、薬物事犯者処遇の強化)といった内容について検討が行われていた¹⁸¹⁾。その後、第3回の会議において「再犯防止に向けた総合対策(案)」が提出され、この時に掲げられた犯罪被害者の視点を取り入れた教育、施策の実施の項目の中に盛り込まれることとなった。その内容は、「刑務所出所者等が社会復帰を果たす上で、自らの犯罪・非行と向き合い、犯罪被害者等の心情を理解させた上で、謝罪や被害弁償を行うことが重大な意義を持つことから、犯罪被害者の

¹⁷⁹⁾ 首相官邸 第19回犯罪対策閣僚会議「再犯防止に向けた総合対策」2012年7月20日。<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/120720/honbun.pdf>(2014年3月24日確認)

¹⁸⁰⁾ 再犯防止対策ワーキングチームの会議の開催については、第1回(2011年2月8日)、第2回(2011年7月14日)、第3回(2012年7月18日)、第4回(2013年5月23日)、第5回(2014年7月23日)に開催されている。

¹⁸¹⁾ 内閣官房再犯防止対策ワーキングチーム「平成23年度における再犯防止施策の取組」2011年2月18日。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saihanbousi/dail/siryou2.pdf>(2014年11月20日確認)

体験を聴く機会を持たせたり、その心情を対象者に伝えたりするなど、犯罪被害者の視点を取り入れた指導を着実に実施し、犯罪被害者の苦しみを理解させ、真摯な謝罪に向けた動機付けの強化を図る。また、これらの指導の効果検証等を踏まえ、犯罪被害者との関係における修復的な取組の導入について検討する。¹⁸²」といったものであり、これを具体化したものが、少年院における犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けにあたる¹⁸³。

犯罪被害者の視点を取り入れた教育、施策の実施については、主に 2 つの取り組みに分けて成果目標が掲げられている。その内容は、(1)犯罪被害者の心情を理解させた上で、被害者の体験を聴く機会を持たせ、その心情を対象者に伝えるなど、被害者の視点を取り入れた指導を着実に実施し、(2)上記指導の効果検証を踏まえ、犯罪被害者との関係における修復的な取組の導入について検討するとしている。本節で扱う少年院における犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けとは、後者の項目に該当するものである。しかし、前者が刑事施設等で実施されている被害者の視点を取り入れた教育の充実を図ることを目的としているのに対し、後者は被害者の視点を取り入れた教育を踏まえた上で被害者に対して謝罪を含む関係調整を行うための取り組みである。そのため、被害者への謝罪や関係調整のための働き掛けに関する具体的な取り組みについて明らかにするためには、両者の取り組みについて検討する必要があるといえる。

この点、具体的な取り組みについては『再犯防止対策に向けた総合対策』工程表』を用いて検証することとする。表 7 は、2012 年度¹⁸⁴、2013 年度¹⁸⁵、2014 年度¹⁸⁶の「再犯

¹⁸² 内閣官房再犯防止対策ワーキングチーム「再犯防止に向けた総合対策(案)」2012年7月。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saihanbousi/dai3/siryoku2-2.pdf>(2014年11月20日確認)

¹⁸³ 「犯罪被害者の視点を取り入れた教育、施策の実施」項目には、(1)犯罪被害者の心情を理解させた上で、被害者の体験を聴く機会を持たせ、その心情を対象者に伝えるなど、被害者の視点を取り入れた指導を着実に実施する、といった取り組みと(2)この指導の効果検証を踏まえ、犯罪被害者との関係において修復的な取組の導入について検討する、の2種類の項目に分かれている。この点、犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けは、(1)に含まれる施策として扱われている。

¹⁸⁴ 内閣官房再犯防止対策ワーキングチーム『再犯防止対策に向けた総合対策』工程表』2012年7月18日。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saihanbousi/dai3/siryoku2-3.pdf>(2014年11月14日確認)

¹⁸⁵ 内閣官房再犯防止対策ワーキングチーム『再犯防止対策に向けた総合対策』工程表』2013年5月23日。<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saihanbousi/dai4/siryoku3.pdf>(2014年11月15日確認)

¹⁸⁶内閣官房再犯防止対策ワーキングチーム『再犯防止対策に向けた総合対策』工程表』2014年7月23日。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saihanbousi/dai5/siryoku2-2.pdf>(2014年11月15日確認)

防止対策に向けた総合対策」工程表をまとめたものである。

表7 「再犯防止対策に向けた総合対策」工程表

	～2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度～
2012年度	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者団体等との連携 ・「被害者の視点を取り入れた教育」指導担当者の研修 ・犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けの導入の可能性を検討の柱の一つとした、少年院における「被害者の視点を取り入れた教育」のプログラム検討 		<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者団体等との連携の継続及び見直し ・少年院の新プログラムに基づいた、犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けの試行 			<ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクルに基づく犯罪被害者団体等との連携の充実 ・犯罪被害者団体等との連携の充実 ・少年院における犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けに関する枠組みの構築の検討 	
2013年度	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者団体等との連携 ・「被害者の視点を取り入れた教育」指導担当者の研修 ・犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けの導入の可能性を検討の柱の一つとした、少年院における「被害者の視点を取り入れた教育」のプログラム検討 		<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者団体等との連携の継続及び見直し ・少年院の新プログラムに基づいた、犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けの試行 		<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者団体等との連携の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクルに基づく犯罪被害者団体等との連携の充実 ・犯罪被害者団体等との連携の充実 ・少年院における犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けに関する枠組みの構築の検討 ・新プログラムの継続的な実施 	
2014年度	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者団体等との連携 ・「被害者の視点を取り入れた教育」指導担当者の研修 ・犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けの導入の可能性を検討の柱の一つとした、少年院における「被害者の視点を取り入れた教育」のプログラム検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>刑務所等における犯罪被害者団体等と連携した「生命のメッセージ展」の開催</u> ・<u>「被害者の視点を取り入れた教育」指導担当者の研修</u> ・<u>少年院における犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けに係るガイドライン及び償いに向けての特別プログラムの策定</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>刑務所等における犯罪被害者団体等との連携の継続及び指導実施内容等の見直し</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・少年院の新プログラムに基づいた、犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けの試行 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>少年院における新プログラムの継続的な実施</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・少年院における犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けに関する枠組みの検討 ・少年院における新プログラムの継続的な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>少年院における新プログラムの効果・改善</u>

注)下線箇所は、前年度と比べて新たに追加された項目である。

出典：内閣官房再犯防止対策ワーキングチーム，前掲資料，2012年～2014年。

2012年、2013年に提出された工程表では、全項目において大きな修正は認められず、2016年度から実施予定であったPDCAサイクルに基づく被害者団体との連携の充実や少年院における被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けに関する項目が1年先に延長されたという点にのみ修正が加えられている。

他方で、2014年に提出された工程表では、2013年度の実施内容の欄に刑務所等における犯罪被害者団体等と連携した「生命のメッセージ展」の開催、少年院における犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のためのガイドライン及び償いに向けての特別プログラムの策定が新たに追加されており、また上述したPDCAサイクルに基づく被害者団体との連

携やその充実の具体化に関する項目が削除されている。そして、これ以外の項目については、2012年と2014年に提出された工程表について特に重要な修正は加えられていない。そのため、日本の少年院において被害者に対し謝罪を含む関係調整の働き掛けを行うための具体的な取り組みは、(1)犯罪被害者団体等と連携した「生命のメッセージ展」の実施、(2)「被害者の視点を取り入れた教育」指導担当者の研修、(3)犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けのガイドライン及び償いに向けての特別プログラムの策定が具体的な取り組みであるといえる。以下では、この3つの項目の実施状況と結果を踏まえて考察を加えることとする。

まず、犯罪被害者団体等と連携した生命のメッセージ展とは、2009年6月12日に設立された「特定非営利活動法人いのちのミュージアム」によって行われる基幹事業であり、メッセンジャーと呼ばれている犠牲者の等身大の人型を用いて全国各地で開催されている取り組みである¹⁸⁷。このメッセンジャーには、犠牲者が生きた証しとして遺品の「靴」、そして人型のパネルには犠牲者の素顔の写真や家族の綴ったメッセージが添えられた形で展示される¹⁸⁸。生命のメッセージ展の目的は、メッセンジャーを通じて相手の心の痛みを思いやることの大切さ、重要さに気づいてもらうきっかけを提供するといったことが挙げられている¹⁸⁹。このような趣旨から、刑務所施設等において生命のメッセージ展を開催することは、被害者の視点を取り入れた教育の実施において職員に対する研修としての重要なノウハウやアドバイザーとして、また受刑者や入院者には自身の犯した罪を自覚させるための機会として刑事施設等の職員と受刑者・入院者双方に意義のあるものであったといえるであろう。

しかし、生命のメッセージ展については疑問も残されているといえる。生命のメッセージ展の実施は、その実施だけが目的とされていたのではなく被害者支援団体等との連携の強化と充実という目的も備えた取り組みであったと考えられる。この被害者支援団体との連携の充実と強化の点からは、多くの疑問が残されているといえる。まず、全国には被害者支援団体等の数が77か所(自助団体を含む)確認されており¹⁹⁰、いのちのミュージアム以外の

¹⁸⁷ いのちのミュージアム 「生命のメッセージ展の開催について」 ホームページ参照。
http://inochi-museum.or.jp/inochi_message (2014年11月10日確認)

¹⁸⁸ 生命のメッセージ展 ホームページ参照。
<http://www.inochi-message.com/info>(2014年11月10日確認)

¹⁸⁹ いのちのミュージアム「いのちのミュージアムとは」 <http://inochi-museum.or.jp/information>(2014年11月10日確認)

¹⁹⁰ 内閣府共生社会政策統括官ホームページ「犯罪被害者団体等紹介サイト」参照。

被害者支援団体等との連携についてはどのような取り組みが行われたのかは不明である(この77団体の中にはいのちのミュージアムも含まれている)。そのため、被害者支援団体であるいのちのミュージアムの生命のメッセージ展による取り組みのみを取り上げて連携の強化・充実としているのであれば、この取り組み自体は不十分であるといえるだろう。

次に、生命のメッセージ展が実施された刑事施設等の数は、刑務所15庁及び少年院8庁で開催されたことが分かっている¹⁹¹。しかし、全国の刑務所(69庁)、少年院(52庁)の数を考慮すると、生命のメッセージ展が実施された件数は、ごく一部の刑事施設のみを対象にした取り組みであったといえよう。そしてこれらを含む取り組みの再犯防止対策ワーキングチームが行った評価は¹⁹²、4段階基準(A, B, C, D)のうちの最も評価の高いAの評価が行われている¹⁹³。この評価については、上述した問題を考慮すると疑問が残る評価といえるのではないだろうか。

次に被害者の視点を取り入れた教育担当者の研修については、2011年3月に策定された第二次犯罪被害者等基本計画の中の、犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進等の項目からその内容を確認することができる。同項目では、「犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意見を踏まえながら検討会を開催するなどして、矯正施設における受刑者等に対する改善指導・矯正教育等の充実に努める。¹⁹⁴」が掲げられており、この検討会で提出された検討結果概要では、職員研修についての今後の方向性においては、職員にゲストスピーカーの講演、講話等を受講させる機会の拡充を掲げている¹⁹⁵。このような職員研修の内容を挙げた背景には、収容者の中には自分の受けた判決についての理解や自らが引き起こした加害の深刻さ被害者の心情に目が向かない者がいるため、その動機付けや段階的指

<http://www8.cao.go.jp/hanzai/soudan/dantai/dantai.html>(2014年11月19日確認)

¹⁹¹ 内閣官房再犯防止対策ワーキングチーム「『再犯防止に向けた総合対策』の実施状況について」2014年7月23日

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saihanbousi/dai5/siryoku2-1.pdf>(2014年11月19日確認)

¹⁹² 被害者支援団体との連携に対する評価項目には、この他に刑事施設の指導担当職員に対して犯罪被害者団体を招へいして研修を実施した、が挙げられるが実施件数について具体的に示されていない。

¹⁹³ 内閣官房再犯防止対策ワーキングチーム、前掲資料、2014年。

¹⁹⁴ 内閣府共生社会政策統括官「第二次犯罪被害者等基本計画」2011年3月25日。

http://www8.cao.go.jp/hanzai/kuwashiku/keikaku/pdf/dai2_basic_plan.pdf(2014年8月21日確認)

¹⁹⁵ 法務省被害者の視点を取り入れた教育検討会「『被害者の視点を取り入れた教育』検討会における検討結果概要」。

<http://www.moj.go.jp/content/000081690.pdf>(2014年11月10日確認)

導の実施が必要とされており、他人の痛みを理解し尊重する構えを培う指導を実施する必要があり¹⁹⁶、このような内容について少年院職員に対して指導が行われたと考えられる。しかし、実際にゲストスピーカーの講演や講話等によってこれらの研修が行われたかどうかについては言及されていない。そのため、この研修について具体的にどのようなことが行われたのかは不明であり、後述するように被害者との関係修復と謝罪の働き掛けに関するガイドラインや特別プログラムの策定内容から鑑みて、職員研修には働き掛けについての実行と主体性の点から矛盾の残る指導が行われた可能性がある。

次に、犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けのガイドライン及び償いに向けての特別プログラムの策定について検討する。このガイドライン及び特別プログラムに関する資料については公開されておらず、資料が確認できない状況にある。そこで、同項目については、第10回全国RJ交流会¹⁹⁷において神奈川医療少年院主席専門官の工藤弘人が用いた報告資料をもとに確認を行うこととする。少年院における犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けの試行をめざし、法務省矯正局から取り組みを実施するための具体的な方法及び留意事項が示されている。法務省矯正局での同項目についての趣旨としては、(1)犯罪被害者の意向を十分に尊重した上で、(2)償いと謝罪の実施を目指するとされているが、(3)謝罪がゴールではなく、また(4)少年院及びその職員が犯罪被害者と在院者の関係調整を主体的に実施するというわけではない、としている¹⁹⁸。また、改善更生が主な目的とした上で、犯罪被害者等のニーズを優先し、また犯罪被害者等を更生に利用しないと示されている¹⁹⁹。これらの報告から分かることとしては、被害者の意向に対し十分に配慮することを前提とした上で償いと謝罪の実施を目指すことを掲げる一方で、謝罪をゴールに据えないといった点を挙げていることから、謝罪を一番に優先するのではなく被害者の意向の範囲内において謝罪や償いといったことの実現を模索するといった形で運用されるといえる。他方で、収容者の改善更生を主な目的としている点から考えると、被害者の意向については収容者の改善更生に反しない範囲において反映されると捉えられる。また、少年院及びその職員が犯罪被害者と在院者の関係調整を主体的に

¹⁹⁶ 法務省被害者の視点を取り入れた教育検討会、前掲資料。

¹⁹⁷ 全国RJ交流会とは、RJ(Restorative Justice 修復的司法) の研究者や実務家によって開催される研究会であり、現在までに10回の交流会が開催されている。

¹⁹⁸ 工藤、前掲資料、2014年。

¹⁹⁹ 同上。

実施するということではないという指摘が挙げられている²⁰⁰。しかし、少年院やその職員によって主体的に実施されないとするならば、関係調整や謝罪について主体的に実施する機関はどのような機関によって行われるのか。このような点については、資料から確認することができなかった。この点が、前節においても述べたように少年事件の関係機関が修復的司法を積極的に実践できない理由であり、実施主体の問題を改善しなければ少年司法制度内において修復的司法を実現することが困難とされてきた要因であるだろう。

そのため、本節では被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けと第3章で取り上げた被害者の視点を取り入れた教育を連動させた上で実施し、さらにこれらの取り組みを少年院の累進処遇を利用することで、少年院教育の一環として修復的司法を実現することが可能であると考ええる。また、少年院の仮退院・退院の要件については、第5章でみたように、少年院での教育が最高段位に達した者のみが対象となるためこの中に、謝罪を含む関係調整のための働き掛けを位置づけることで実効性を確保することができると考えられる。一方で、この被害者の視点を取り入れた教育、さらに被害者への謝罪を含む関係調整のための働き掛けには、民間の被害者支援団体等による協力が不可欠である。特に、現段階では上述したように、少年院の職員による主体的な取り組みが困難であるといった問題を考慮すると、今後は民間団体による協力を得ることで進行役をはじめとする実施主体の問題を改善していくことが必要となるのではないだろうか。

そこで、上述するような施設内での実効性の確保と実施主体の問題を解決するために、新たな主体の確保の必要性とそのための国による後援といった政策的課題について検証する必要があるといえる。そこで次節では、刑事施設等と民間団体との連携、民間団体の相互間における有機的な連携とその支援について検証を加えた上で提言を行い、本章のまとめをしたい。

第6章第4節 関係機関と民間団体との連携とネットワークの活用

本節では、少年事件の関係機関(警察官、保護観察官、刑事施設職員)と民間団体(被害者等支援団体、修復的司法団体、加害者家族支援団体)等の連携の必要性とその可能性について考察を加えることとする。犯罪被害者の権利の保護については、犯罪被害者等基本法が

²⁰⁰ 同上。

2005年4月1日から施行され、同法第8条に基づき2005年12月27日に第一次犯罪被害者基本計画が、その後2011年に3月25日に第二次犯罪被害者基本計画(施行期間は2011年4月から2015年度まで)が策定されている。第二次犯罪被害者基本計画の経緯としては、基本計画策定・推進専門委員等会議²⁰¹(前基本計画推進専門委員等会議)において第一次犯罪被害者基本計画による5つの項目の実施状況の評価を踏まえた上で、新たに検討された項目が追加されることとなった。評価対象となったのは、(1)被害回復・経済的支援等への取り組み、(2)精神的・身体的被害の回復、(3)刑事手続への関与拡充の取り組み、(4)支援等の体制整備への取り組み、(5)国民の理解と増進の配慮・確保の協力への取り組みといった項目である。この中でも、特に被害回復・経済的支援等と刑事手続への関与拡充の取り組みについては、損害賠償命令制度や被害者参加制度の創設、犯罪被害者給付制度の拡充といった取り組みによって改善が認められるも、残された課題や新たな検討項目について検討が行われており、第7回の基本計画策定・推進専門委員等会議が行われたのち、骨子案が提出されることとなった。その後、パブリックコメントを実施しその意見を踏まえて、2011年3月に第8回基本計画策定・推進専門委員等会議にて決定され、同月25日に閣議決定されている。そこで本節では、第二次犯罪被害者基本計画を受けた関係機関における民間団体との連携、また民間団体との有機的な連携についての考察を加え本研究のまとめとする。

第1項 関係機関と被害者支援団体との連携の強化

これまで上述してきたように警察では、第二次犯罪被害者基本計画の策定を受けて警察庁において犯罪被害者対策要綱を見直し、具体的な被害者支援の措置と民間団体との連携の強化といった新たな課題に対する施策として、犯罪被害者支援要綱が策定されることとなった。そのため、2011年以降では警察による被害者支援としての対応だけでなく、関係機関と民間団体との連携の強化やネットワークの構築と支援が課題として精力的に取り上げられることとなってきた。特に、警察と被害者支援団体との連携に重要な役割を果たす認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク(National Network Victim Support)(以下、「NNVS」とする。)については、今後、警察段階で修復的司法を実現するために重要な役割を担うと考えられる。NNVSは、1998年に全国8組織で設立され、2006

²⁰¹ 犯罪被害者等基本計画の見直しに当たり新たな計画に盛り込むべき事項の検討並びに、犯罪被害者等のための施策の実施状況の検証、評価及び監視の補佐を行うものである。

年に特定非営利活動法人として内閣府において認定された。2009年に全国47都道府県において設置されることとなり、2010年に認定特定非営利法人として国税庁²⁰²において認定された活動団体である。NNVSの目的は、全国の犯罪被害者並びにその家族及び遺族に対する支援活動を行う団体及び法人間の連携と相互協力を通じて支援事業を効果的に推進するとともに、社会全体の被害者支援意識の向上と、被害者等の被害の回復を掲げており、2014年では48団体が加入している²⁰³。この他にも、全国研修や、自助グループ支援活動での研修、全国被害者フォーラムの開催といった活動、また被害者への直接的な支援として、(1)電話による相談、助言、情報提供、(2)面接による相談、カウンセリング、(3)法廷への付添や傍聴席の確保、付添、傍聴代理、証人として出廷する際の付添や検察庁への付添が行われている。このような被害者支援団体と警察との間には、警察主導によって連携が図られており被害者支援団体に対する支援についても、被害者支援要綱の中に重要課題として位置づけられ、積極的に取り組まれているといった点については、非常に有効な取り組みとして評価できるといえるだろう。

このようなネットワークを活かして、簡易送致段階での修復的司法の実現をするためには、警察と被害者支援団体とのネットワークの構築について、さらなる支援団体の協力と参加が必要ではないだろうか。この点、効率的な事件の処理を主たる目的とする簡易送致事件において、警察が加害少年に対し被害者への被害弁償や謝罪について諭すといった措置は、措置として講ずることは可能であるが、その一方で、措置の実行の有無を確認することは効率性の面から考えて望ましくないのではないだろうか。すなわち、簡易送致事件のような軽微な事件で被害弁償が比較的实现しやすい事件においても、加害少年が即時に弁償が可能であるとは言い切れない。また加害少年が非行事実を認めていた場合であっても、その場しのぎとしての被害弁償を約束するような場合、その履行を求めて賠償請求を行うような被害者はいないであろう。そのため、被害者が泣き寝入りか、警察がその間に継続的に事件に関与するといったことが想定される。そのため、特にこれらのようなケースでは、特に第三者による仲介や少年の履行を促すような取り組みが必要となる。この仲介者に、被害者支援

²⁰² 同制度は、2011年6月22日に改正された「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」によって、都道府県の知事又は政令指定都市の市長が認定する新たな制度となっている。

²⁰³ 法務省「認定NPO法人全国被害者支援ネットワークに加盟する民間被害者支援団体一覧」2014年4月1日。

http://www.npa.go.jp/higaisya/rikai/renkei/dantai_seturitu.pdf(2014年11月12日確認)

団体やそのネットワークを利用し、または被害者が活用できるために、全国に各地に点在する被害者支援団体との連携をより強化させることが必要であるだろう。

また、少年院をはじめとする刑事施設等においては、被害者支援ネットワークの構築が不十分であり課題が多く残されているといえる。特に、警察と比較して法務省矯正局では、第二次犯罪被害者基本計画以降、民間団体との連携の強化についての重要性を示す一方で、具体的な施策として効果を示したものは確認することができなかった。また、被害者に対する謝罪を含む関係調整を行うための取り組みに関する具体的な施策として、生命のメッセージ展の開催を含む取り組みが民間団体との連携の強化の一つの基準として用いられていると考えられるが、全刑事収容施設に対する生命のメッセージ展の実施件数や内容、また継続性といった点からは、いずれも連携の強化として評価することのできる取り組みではないと考えられる。この点については、矯正局による実施評価として最も高いとされる A の評価が付けられていたという点から考えると、この評価基準自体の見直しが必要となるといえるだろう。

また、警察庁においては被害者支援団体との連携やネットワークの構築の実現が行われている点から、矯正局においても被害者支援団体との連携の強化を図るための具体的な施策やネットワークの構築が不可欠といえるのではないだろうか。さらに、警察庁による民間団体との連携の背景には、経済的な支援とバックアップ体制が十分に整っていたということがいえる。そのため、民間団体のインセンティブに依存した形で連携の強化を目標とするのではなく、矯正局による人的・経済的な支援を継続して行うことで、矯正段階の刑事施設における民間団体との連携の強化とネットワークを構築することが重要となるのではないだろうか。

第2項 民間団体との連携の重要性と今後の展望

これまで概観してきたように、犯罪被害者等基本法の制定以降、日本においては、特に警察庁主導の下で被害者支援団体に対する支援、連携そして、民間団体間におけるネットワークの構築が進められてきた。その結果、被害者団体等の数は大幅に増えており、被害者の視点を取り入れた制度や支援団体の活動の基盤は、以前より安定した状態で活動することが可能となったといえる。このように国家によって関係団体の支援やネットワークの構築を目的とした施策を被害者支援団体に対して行うことは、被害者の権利の回復と被害者の社会復帰の実現といった点からも、意義のある取り組みであるといえるだろう。また、警察庁

による後援を得ることで、被害者支援団体は今後も継続的に安定した支援を得た上でネットワークを築くことが可能となったといえる。

しかし、日本では修復的司法の実践団体や加害者支援団体はほとんど確認することができない。内閣府において現在 NPO に登録されている団体は、修復的司法団体が 1 団体と加害者家族支援団体が 1 団体のみである。被害者を支援する被害者支援団体、また被害者と加害者の中立的な立場に立つ修復的司法団体、そして、加害者の家族を支援する加害者家族支援団体、これらの三者間には、政府による支援、設置件数、活動の持続性の観点からみて、不均衡な状態にあるといえる。このような問題には、政府によって修復的司法団体や加害者支援団体に対する精力的な支援が必要となるといえる。

この点、唯一の修復的司法団体である被害者加害者対話の会運営センターでは、依頼件数を着実に増やし、2014 年度以降は少年事件だけでなく成人の刑事事件についても修復的な対話を実践するための定款が策定されることとなった。また、千葉県八街少年院では、被害者の視点を取り入れた教育において協力民間団体としてその教育に携わっている。しかし、担い手の問題や経済的な問題、また、啓発活動といった点については、被害者加害者対話の会運営センターに所属するボランティアのインセンティブに依存する状態であり、今後、活動をさらに展開させることには限界があるといえる。また、修復的司法団体は、被害者支援団体からも加害者支援団体からも誤解されやすい立場にある団体である。その理由は、(1) 日本の被害者家族支援団体の多くが修復的司法に対して消極的であり、二次被害や加害者の改善更生のために利用されるといったことについて懸念していることが挙げられるだろう。また、(2)加害者家族支援団体にとっても修復的司法は本来、被害者の視点に依った分野であることから、加害者家族の支援に弊害となることを危惧していると考えられる。しかし修復的司法団体は、対話の進行役であり被害者と加害者との中立的な立場に立って対話を運用している。このような誤解は、全国的に展開し認知度が上がることで、理解が進むと考えられる一方で、上述したような人的・経済的な問題からその実現には、国家による支援が不可欠となるといえる。そのため、日本において修復的司法を導入するためには、犯罪被害者団体、修復的司法団体、加害者家族支援団体の三者間をつなぐ調整役として、修復的司法団体や加害者支援団体に対しても国家によるサポートが行われることが必要であると考えられる。

小括

本章では、第 5 章で取り上げた修復的司法を現行少年司法制度において実現するための既存の提案の中においても、特に実現可能性の高いと考えられる制度と現在試行中の取り組みに対して提言を行ってきた。具体的には、簡易送致制度での微罪処分に関する地方検察庁での通達レベルでの強化と保護観察段階での指導監督の一環としての運用について取り上げ考察を加えた。さらに、2014 年以降、少年院において試行中の被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けをより充実化させるために、被害者の視点を取り入れた教育との連動と少年院での累進処遇を利用した運用の提案を行った。他方で、第 6 章において取り上げた諸制度については、少年院での取り組みをはじめ被害者支援団体や被害者団体との連携、さらには加害者支援団体等による協力が不可欠であるといえる。そのため少年司法制度内での運用については、今後は被害者支援団体や被害者団体による協力、さらに国家によって被害者支援団体と加害者支援団体等との連携、そして修復的司法団体のような被害者と加害少年との間に立つ中立的な支援団体を支援し育成することが重要な課題となるといえるだろう。また、民間団体での修復的司法の課題であった被害者や加害少年に対する満足度や再犯状況についての追跡調査についても、刑事施設等で行った修復的司法を中心に効果の検証を行う必要があると考えられる。以上のような取り組みを行うことで、今後、日本において修復的司法が実現し、充実化するといえるのではないだろうか。

終章 本論文の結論

以上の考察を踏まえ、終章では本論文の結論を述べることにする。

本研究では、第1章においてゼア、マーシャル、ベイズモアとヴァルグレイブ、ストラング、高橋、奥村、国連会議をもとに、修復的の定義の整理を行った。そして、マーシャルの純粹モデルとベイズモアとヴァルグレイブによる最大化モデルの比較、ヴァンネスの刑事司法制度と修復的司法との関係を示すモデル、また修復的司法の代表的な形態として被害者加害者和解(VOM)型、家族集団会議(FGC)型、サークル型について概観した。これらの先行研究を踏まえて、上述した論者による修復的司法の定義の含意を抽出することを目的として(1)対象者、(2)形態、(3)目標の観点から考察を加えた。

次に第2章では、修復的司法の実践形態の起源とされる、ニュージーランドとカナダを中心として諸外国における修復的司法と刑事司法制度との関係や実践形態を概観し、先行研究による諸外国との比較に新たに日本を加えて日本で実践されている修復的司法の位置づけを明らかにした。この点、欧米諸国においては修復的司法が少年司法手続を代替したり補完したりする形で制度化されているが、日本においては、少年司法制度において制度化はほとんどされておらず、民間団体に大きく依存する形で運用されていたということが言える。

次に第3章では、これらの少年司法制度の各段階と具体的な内容について着目した。家庭裁判所調査官によって行われる社会調査や試験観察、保護観察処分の措置の中で保護観察官によって行われる被害者心情等伝達制度と矯正段階において刑事施設内の収容者に対して行われる被害者の視点を取り入れた教育は、修復的司法に類似する制度であるといえる。しかし、被害者と加害少年との関係は間接的なものであり、また改善更生の面から被害者の意向が処分へ反映されない点や、直接面談を行う制度ではないため、一方通行の状態において運用されていることから、修復的司法の観点からの課題が残されていることが言える。

次に第4章では、警察庁によって実施された少年対話会と民間団体によって現在も実践されている修復的対話の試みを日本における具体的な事例研究として検証を行った。警察段階の少年対話会において、特に問題であったのは対象事件が軽微な事件に限られ、また、家庭裁判所送致前の事件のみを対象としていたことから、適切な試験事業としての効果を測ることができずに運用されていたことが問題であったといえよう。他方で、民間団体によ

る修復的司法は、被害者加害者対話の会運営センターへの参与観察とそれに基づく事例研究から、重大事件での修復的対話の成果や謝罪の実現といった点から重要な意義のある取り組みであったといえる。しかし、人的・経済的資源の不足と関係団体間との連携といった点から独自の運用には限界があるといえる。

次に第 5 章では、既存の少年司法制度における修復的司法に類似する取り組みと民間団体による取り組みを活かし、修復的司法をさらに活用するために既存の提案を基に実現可能性を含めて検証した。この点、先行研究では重大事件での被害者連絡制度や警察による簡易送致事件での措置、家庭裁判所調査官による被害者調査の活用、刑事施設等に収容される対象者について仮退院・仮釈放の準備計画として修復的司法の活動を実践することや、保護観察対象者への特別遵守事項に修復的司法の活動を実践することを指摘しているが、これらの提案に対して、当事者の自主性と任意性の担保といった視点から、実現可能性を踏まえて検証を行いその可能性と限界について考察を加えた。

そして第 6 章では、現在少年院において試行中の「犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛け」の施策を中心に、実現のための具体的な施策の内容や民間団体の活用、その評価といった点から、施設内処遇において修復的司法を導入するための検討を行った。その上で、日本において修復的司法を実践しさらに効果的に運用するために諸制度・諸施策について実現可能性を踏まえて提言を行った。具体的には、日本における修復的司法を効果的に実現するためには、簡易送致で警察による微罪処分の措置を活用して、被害者に対し謝罪や関係調整を促す取り組みを積極的に行うことや、少年院の累進処遇を利用し少年院の教育の一環として修復的司法を取り入れること、保護観察段階の指導監督の一環として実践することの 3 点を指摘した。

本研究では、修復的司法を現行の少年司法制度へ導入するために必要な施策とその是非の検討を行ってきた。その結果、日本の少年司法制度においては、修復的司法に類似する諸制度や民間団体による活動といったものを確認することができた。しかし、少年司法制度上での運用について、少年の改善更生と被害者の二次被害の問題、当事者の自主性・任意性の問題が対立し、また、民間団体での活動では、人的資源の問題と被害者への二次被害の問題、またそれに関連する追跡調査等の限界、関連機関や関連団体等との連携といった問題が残されていることが分かった。他方で、施設内処遇における被害者と加害少年の謝罪や関係調整の必要性、そして民間レベルでの着実な実績から、現在少年院では、被害者への謝罪を含めた関係調整についての施策が試行されており、2021 年には制度的な枠組みの構築を目指

して運用されている。同施策は、今後、日本において修復的司法を制度上で運用するためのモデルとなり、また、このような施策を効果的に運用するためには、更なる改善が不可欠となるといえるだろう。特に関連機関と民間団体との連携、また、民間団体間における連携の強化については、今後、修復的司法を日本において実現するために、最も重要な検討項目になるといえよう。このような取り組みを実現し修復的司法を日本の少年司法制度において実現することで、被害者に対して被害弁償と謝罪を受ける機会と加害少年の更生(再犯防止)を視野に入れた、当事者の自主性・任意性に基づく紛争解決の実現が可能となる機会を提供することができるのではないだろうか。(10,0551文字)

参考文献

日本語文献

一次資料

いのちのミュージアム 「生命のメッセージ展の開催について」 ホームページ参照。

http://inochi-museum.or.jp/inochi_message (2014年11月10日確認)

いのちのミュージアム「いのちのミュージアムとは」。

<http://inochi-museum.or.jp/information>(2014年11月10日確認)

生命のメッセージ展 ホームページ参照。

<http://www.inochi-message.com/info>(2014年11月10日確認)

警察庁「資料 修復的カンファレンス(対話集会)に関する調査研究について 少年非行防止法制に関する研究会 第3回 資料7」, 2004年5月31日。

<https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen14/no3pdf/no3sr7.pdf>(2014年4月14日確認)

警察庁刑事局長, 警察庁長官官房長, 警察庁生活安全局長, 警察庁交通局長, 警察庁警備局長通達「被害者連絡実施要領の改正について(通達)」2006年12月7日。

<https://www.npa.go.jp/pdc/notification/keiji/keiki/keiki20061207-1.pdf>(2014年11月13日確認)

警察庁犯罪被害者支援室「被害者対策要綱」1996年2月。

<https://www.npa.go.jp/higaisya/data/yoko.htm>(2014年11月10日確認)

警察庁犯罪被害者支援に関する調査研究分析評価会議『犯罪被害者支援に関する調査分析結果報告書』2010年3月。

<https://www.npa.go.jp/higaisya/higaisya6/houkoku.pdf>(2014年7月26日確認)

検察庁次長「犯罪被害者支援要綱の制定について(依命通達)」2011年7月7日。

<https://www.npa.go.jp/higaisya/higaisya22/youkou2.pdf>(2011年11月11日確認)

最高裁判所事務総局『司法統計年報:少年編』平成25年度, 最高裁判所事務総局, 2014年。

社団法人被害者支援都民センター「平成18年 被害者支援調査研究事業 今後の被害者支援を考えるための調査報告書ー犯罪被害者遺族へのアンケート調査の結果からー」2007年3月。

http://www.shien.or.jp/report/pdf/shien_result20070719_m.pdf(2014年10月16日確認)

首相官邸 第19回犯罪対策閣僚会議「再犯防止に向けた総合対策」2012年7月20日。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/120720/honbun.pdf>(2014年3月24日確認)

内閣官房再犯防止対策ワーキングチーム「再犯防止に向けた総合対策(案)」2012年7月。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saihanbousi/dai3/siryou2-2.pdf>(2014年11月20日確認)

内閣官房再犯防止対策ワーキングチーム「『再犯防止対策に向けた総合対策』工程表」2012年7月18日。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saihanbousi/dai3/siryou2-3.pdf>(2014年11月14日確認)

内閣官房再犯防止対策ワーキングチーム「『再犯防止対策に向けた総合対策』工程表」2013年5月23日。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saihanbousi/dai4/siryou3.pdf>(2014年11月15日確認)

内閣官房再犯防止対策ワーキングチーム「『再犯防止対策に向けた総合対策』工程表」2014年7月23日。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saihanbousi/dai5/siryou2-2.pdf>(2014年11月15日確認)

内閣官房再犯防止対策ワーキングチーム「平成23年度における再犯防止施策の取組」2011年2月18日。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saihanbousi/dai1/siryou2.pdf>(2014年11月20日確認)

内閣官房再犯防止対策ワーキングチーム「『再犯防止に向けた総合対策』の実施状況について」2014年7月23日。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saihanbousi/dai5/siryou2-1.pdf>(2014年11月19日確認)

内閣府共生社会政策統括官「第二次犯罪被害者等基本計画」2014年12月2日。

http://www8.cao.go.jp/hanzai/kuwashiku/keikaku/pdf/dai2_basic_plan.pdf(2014年8月21日確認)

内閣府共生社会政策統括官「犯罪被害者団体等紹介サイト」参照。

<http://www8.cao.go.jp/hanzai/soudan/dantai/dantai.html>(2014年11月19日確認)

法務省「認定 NPO 法人全国被害者支援ネットワークに加盟する民間被害者支援団体一覧」2014年4月1日。

http://www.npa.go.jp/higaisya/rikai/renkei/dantai_seturitu.pdf(2014年11月12日確認)

法務省被害者の視点を取り入れた教育検討会『被害者の視点を取り入れた教育』検討会における検討結果概要」。

<http://www.moj.go.jp/content/000081690.pdf>(2014年11月10日確認)

法務省 平成18年5月23日 法務省矯正第3350号 「改善指導の標準プログラムについて(依命通達) 別紙4 被害者の視点を取り入れた教育の標準プログラム」。

<http://www.moj.go.jp/content/000066820.pdf>(2014年4月16日確認)法務省「更生保護における犯罪被害者等の方々の制度」

http://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo_victim01.html#04(2014年5月2日 アクセス)

法務省「少年事件調査書」。

<https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen8/youshiki.pdf>(2014年11月25日確認)

法務省矯正局長依命通達「改善指導の標準プログラムについて(依命通達)」2010年9月30日 矯正第6028号。

<http://www.moj.go.jp/content/000066820.pdf>(2014年4月2日確認)

法務省法務総合研究所『犯罪白書』各年版。

毎日新聞「少年犯罪被害者シンポ：賠償金未払い問題議論 200人が参加 / 大阪」2014年10月12日, 地方版 / 大阪, 24頁。

松山家庭裁判所「別紙2 少年事件における被害者調査について」2014年7月15日。

http://www.courts.go.jp/matsuyama/vcms_lf/105037.pdf(2014年11月13日確認)

二次資料

植木百合子「修復的カンファレンス(少年対話会)モデル・パイロット事業報告書の概要について」『捜査研究』第57巻第2号, 2008年2月。

植木百合子「修復的カンファレンス(少年対話会)モデル・パイロット事業報告書の概要について」『警察學論集』第61巻第4号, 2008年4月a。

植木百合子「少年対話会による立直り支援」『警察公論』第63巻第4号, 2008年4月b。

太田達也「仮釈放要件と許可基準の再検討－「悔悛の情」の判断基準と構造」『法学研究』第84巻第9号, 2011年9月。

奥村正雄「ニュージーランドにおける犯罪被害者と刑事司法」『同志社法學』第59巻第1号, 2007年5月。

川出敏裕・金光旭『刑事政策』成文堂, 2013年。

菊田幸一『概説少年法』明石書店, 2013年。

岸本基予子「カナダの修復的司法(1)」『比較法雑誌』第34巻第2号, 2000年。

工藤弘人「少年院における被害者の視点を取り入れた教育と被害者等に対する関係調整について」第10回RJ交流会報告資料, 2014年6月21日。

小長井賀興「被害者支援と加害者処遇の接点」『被害者学研究』第20号, 2010年3月。

最高裁昭和58年第77号同年10月26日, 第一小法廷決定, 刑集37巻8号, 1260頁。

坂田仁「試験観察」宮沢浩一他編『刑事政策講座 第3巻』成文堂, 1972年。

佐々木讓ほか「少年事件の保護的措置について(1)－保護観察措置の特性とその具体的展望－」『家庭裁判月報』第44巻第4号, 1992年4月。

札幌家庭裁判所「被害者調査から－少年と被害者との関係修復を求めて－」『ケース研究』第278号, 2004年2月。

澤登俊雄『少年法入門』2011年, 有斐閣。

柴田守『少年司法における修復的司法論－導入に向けての政策的検討を中心に』(専修大学博士学位論文)2008年。

染田恵『犯罪者の社会内処遇の探求』成文堂, 2006年。

高野篤雄「被害者調査実施上の諸問題」『家庭裁判月報』第54巻第4号, 2002年4月。

高橋則夫「修復的司法の理論と実践－修復的司法における警察の役割を中心として－」『警察学論集』第54巻第5号, 2001年5月。

高橋則夫『修復的司法の探求』成文堂, 2003年。

高橋則夫『対話による犯罪解決』成文堂, 2007年。

高橋則夫「『少年対話会』の意義と限界－修復的司法の可能性」『早稲田大学社会安全政策研究所紀要』第2号, 2009年。

高原勝哉「少年犯罪における『被害者加害者対話』の役割」『被害者学研究』第16号, 2006年3月。

高原勝哉・松岡もと子「岡山仲裁センターにおける被害者加害者対話の試み」『自由と正義』第61巻第9号, 2010年9月。

田宮裕・廣瀬健二編著『注釈少年法』有斐閣, 2009年。

鶴岡健一「被害に関する調査と保護的措置」『調研紀要』第70号, 2000年11月。

所一彦編『犯罪被害とその修復－西村春夫先生古希祝賀－』敬文堂, 2002年。

日本弁護士連合会 犯罪被害者支援員会編『犯罪被害者の権利の確立と総合的支援を求めて』明石書店, 2005 年。

被害者加害者対話の会運営センター山田由紀子監修『対話の会の進め方ー少年犯罪をめぐる被害者、少年、地域社会のためにー』被害者加害者対話の会運営センター, 2011 年 5 月。

藤本哲也編著『諸外国の修復的司法』中央大学出版部, 2004 年。

細井洋子・西村春夫・櫻村志郎・辰野文理編『修復的司法の総合的研究ー刑罰を超え、新たな正義を求めてー』風間書房, 2006 年。

細井洋子・西村春夫・高橋則夫編『修復的正義の今日・明日ー後期モダニティにおける新しい人間観の可能性』成文堂, 2010 年。

本間敏広「量刑事情(特に被害弁償)の考慮の在り方：松本実務研究会報告書(8)」『信州大学法学論集』第 23 号, 2014 年 3 月。

前野育三「修復的司法ー少年の更生と被害者の権利の調和を目指して」『自由と正義』第 53 巻第 5 号, 2002 年 5 月。

宮澤浩一先生古稀祝賀論文集編集委員会『宮澤浩一先生古稀祝賀論文集・第一巻犯罪被害者論の新動向』成文堂, 2000 年。

向井紀子・大月晶代「修復的司法ー少年司法との関係を中心にー」『レファレンス』第 55 巻第 10 号, 2005 年 10 月。

守山正「リストラティブ・ジャスティスとコミュニティ・ポリシングーイギリスのテムズ・バリー警察活動を中心に」『現代刑事法』第 4 巻第 8 号, 2002 年 8 月。

山口直也「ニュージーランド少年司法における“家族集団会議(Family Group Conferences)”」『犯罪社会学研究』第 20 号, 1995 年。

山田由紀子「NPO 活動としての被害者加害者対話ー千葉の『対話の会』実践 10 年目を迎えて」『自由と正義』, 第 61 巻第 9 号, 2010 年 9 月。

外国語文献

一次資料

New Zealand Legislation, *Children, Young Persons, and Their Families Act 1989: Reprint as at 4 September 2013.*

<http://www.legislation.govt.nz/act/public/1989/0024/65.0/DLM147088.html>(2013 年 4 月

9 日確認)

New Zealand Ministry of Justice, *Reoffending Analysis for Restorative Justice Cases : 2008 and 2009 – A Summary*, June 2011.

<http://www.justice.govt.nz/publications/global-publications/r/reoffending-analysis-for-restorative-justice-cases-2008-and-2009/summary>(2014 年 12 月 2 日確認)

New Zealand Ministry of Justice, “*The Youth Offending Strategy : Preventing and Reducing Offender and Re-offending by Children and Young People*”, April 2002.

<http://www.msd.govt.nz/documents/about-msd-and-our-work/publications-resources/archive/2002-youth-strategy.pdf>(2013 年 7 月 10 日確認)

New Zealand Ministry of Justice, “*Victim Satisfaction with Restorative Justice: A Summary of Findings*”, September 2011.

<http://www.justice.govt.nz/publications/global-publications/v/victim-satisfaction-with-restorative-justice>(2014 年 11 月 1 日確認)

United Nations Economic and Social Council, *Basic Principles on the Use of Restorative Justice Programmes in Criminal Matters*, December 2002.

<http://www.un.org/documents/ecosoc/dec/2000/edec2000-inf2-add2.pdf> (2013 年 1 月 24 日確認)

United Nations Office on Drugs and Crime, Bangkok Declaration, Synergies and Responses : Strategic Alliances in Crime Prevention and Criminal Justice.

<https://www.unodc.org/pdf/crime/congress11/BangkokDeclaration.pdf>(2013 年 1 月 27 日確認)

United Nations Office on Drugs and Crime, Workshop 2: Enhancing Criminal Justice Reform, including Restorative Justice, Eleventh United Nations Congress on Crime Prevention and Criminal Justice Background Paper, February 2005.

[http://www.unicri.it/information/partners_donors/crime_prevention_network/workshops/reports_\(0505\).pdf](http://www.unicri.it/information/partners_donors/crime_prevention_network/workshops/reports_(0505).pdf)(2013 年 2 月 13 日確認)

二次資料

Bazemore, Gordon and Walgrave, Lode, *Restorative Juvenile Justice: Repairing the Harm of Youth Crime*, Monsey, NY : Willow Tree Press, 1999.

- Bonta, James, et al., *Restorative Justice: An Evaluation of the Restorative Resolutions Project*, Solicitor General Canada, 1998.
- Marshall, Tony, "The Evolution of Restorative Justice in Britain," *European Journal on Criminal Policy and Research*, Vol.4, Issue4, December 1996.
- Maxwell, Gabrielle M. and Morris, Allison, *Family, Victims and Culture: Youth Justice in New Zealand*, Social Policy Agency and Victoria University of Wellington, 1993.
- Maxwell, Gabrielle M. and Allison Morris, "Youth Justice in New Zealand : Restorative Justice in Practice? ", in Carolyn Hoyle, ed., *Restorative Justice*, London and NY: Routledge, 2010.
- Strang, Heather, *Repair or Revenge: Victims and Restorative Justice Clarendon Studies in criminology*, New York: Oxford University Press, 2002.
- Strang, Heather, *Restorative Justice Programs in Australia: A Report to The Criminology Research Council*, Australian National University, March 2001.
- Umbreit, Marik S. and Jean Greenwood, *Guidelines for Victim-Sensitive Victim-Offender Mediation: Restorative Justice Through Dialogue*, St. Paul, Minnesota, April 2000.
- Umbreit, Mark S., et al., *Executive Summary Report: Mediation of Criminal Conflict: An Assessment of Programs in Four Canadian Provinces*, Center for Restorative Justice & Peacemaking, University Minnesota, December, 1995.
- Van Ness, Daniel W., "The Shape of Things to Come: A Framework for Thinking about A Restorative Justice System", in Elmar G. M. Weitekamp and Hans- Jurgen Kerner, eds., *Restorative Justice Theoretical Foundations*, N. E. Hassalo, St: William Publishing, 2002.
- Van Ness, D. W. and Strong, Karen Heetderks, *Restoring Justice: An Introduction to Restorative Justice*, New Providence NJ: Anderson Publishing, 2010.
- Walgrave, Lode, "Extending the Victim Perspective Towards a Systemic Restorative Justice Alternative," in Adam Crawford and Jo Goodey, eds., *Integrating a Victim Perspective within Criminal Justice: International Debates*, Dartmouth, U.K.: Ashgate Publishing, 2000.
- Zehr, Howard, *Changing Lenses: A New Focus for Crime and Justice*, Scottsdale, PA:

Herald Press, 1995.((西村春雄・細井洋子・高橋則夫監訳)『修復的司法とは何かー応報から関係修復へ』新泉社, 2005 年)。

Zehr, Howard, *The Little Book of Restorative Justice*, Intercourse ,PA: Good Books, 2002.